

願る勉め是より英公使往來辨説和議遂に成らんとす○其三十一日大久保大臣、柳原公使等と總理衙門に至り彼の諸大臣と應接し遂に約書に鈴印し互に之を交換す其互換憑單に日本國從前書を被むる難民の家、清國先づ撫卹銀十萬兩を給す又日本兵を退くや臺地に在て道を修め房を建つる等の清國留めて自から用ゆるを願ひ其費銀四十萬兩を給す日本國明治七年十二月二十日清國同治十三年十一月十二日に於て日本國全く退兵を行ひ清國全數付給することを准す均く期を愆つを得ず日本國兵未だ全く退き盡すを経ざるの時、清國銀兩も亦全數を付給せずと彼是各一紙を執て存照す是に於て我大臣等皆夜に及びて旅館に還り直ち英公使を訪ひ數日周旋の勞を謝し明日發途の事を告げ別を叙て去る我人曰く初め償金の議起るや我邦三百萬圓を要す彼れ聽かず且甚だ償金の名を惡む故に英公使具さに權限條理を彼我に説諭し大に其間周旋し以て約書を訂交すると云ふ○十一月一日英公使我が旅館より別を告ぐ總理衙門大臣等の夏家鎬を代理とし亦來りて別を告ぐ既に我が大臣一行の北京を發し通州に至り船より上り三日天津に致り李鴻章を訪ふ鴻章欣然之を迎ふ大臣等乃ち其館に至り相共言ふ臺灣の事、和議全く成る幸慶之過ぎず後來互に緩急相援け以

て西州と並立すべしと各衷情を吐て去る既にして孫士達李鴻章を導びきて我が旅館より別を叙し歡を罄し手を執て別る○是より大臣等臺灣に向ひ兵を撤せんと七日上海に至り書を以て臺灣に向ふ事等を我が政府に報じ且新に清國と結びし條約書を贈り福原大佐等をして先づ歸朝せしめ又上海より佛國在留の我が公使又臺灣の紛擾平らぎしとを電報して同公使をして歐米各國に在留する我が公使等に轉報せしむ後ち政府の清國と結びし條約の條款を内外に布告す○廿六日夜に入り大臣以下横濱に著し其明日大臣歸京す天皇正院に臨御せられ三職坐列大臣使命を復す天皇深く之を嘉賞せらる○是より先米人李仙得及び甲世爾等歸朝し此月十五日天皇に謁す其日英國公使も亦別に參朝し天皇皆之を慰勞す又東久世勅使の臺灣に至り班師の宣を傳ふるや十二月西郷都督の一行盡く歸朝し都督以下將士皆天皇に謁し天皇大に之を慰勞す是に於て蕃地の事大に定まり上下皆太平を祝す

立憲政體の基を立て地方官會議を開く事

明治八年三月外人横濱の兵營を撤去して以て締盟懇親の意を表すはじめ亞國の盟と要するより上下之を夷狄視して屢々外人を擊殺し終に鹿兒島及び下の關の戰闘あり海内鼎沸し幕

府も之を制すると能はず故に英佛の兩國の竟に兵を横濱に置き以て不虞に備え其費用の皆我が政府より拂ひしゆへ世之を城下の盟に比せり尋で政權王室に歸すと雖も猶兩國の依然として兵を置き益々警備を嚴めせしが是頃に至り外人を厭忌の風漸く消し内治も亦隨て一變し邦内殆んど泰平の象を觀る是に於て兩國盡く横濱の兵營を撤去すと云ふ○此月木戸孝允、板垣退助等再び參議に任ず尋で參議大久保利通、本戸孝允、板垣退助、伊藤博文等に命じて政體を改正せしむ是より先板垣退助の事を以て職を辭して縣地に退き己にして大坂に出づ偶々井上馨大坂に在り繼で木戸孝允等も亦至る井上乃ち間に居り板垣木戸等を某の所と會して大に當世の事を議す議輒ち諧ふ之を大坂の會議と云ふ孝允因て退助を携えて東京に歸り尋で此命あり蓋し大坂の會議に基づくと云ふ○四月十日勳等賞牌の典を定め因て功績ある者を表彰す十四日左右院を廢して更元老院、太審院を置き詔して曰く朕即位の初め首として群臣を會し五事を以て神明を誓ひ國是を定め萬民保全の道を求む幸々祖宗の靈と群臣の力らとに頼り以て今日の小康を得たり願ふ中興日淺く内治の事當に振作更張すべき者少しとせず朕今誓文の意を擴張し茲に元老院を設けて以て立法の源を廣め大審院を

置き以て審判の權を鞏くし又地方官を召集めて以て民情を通し公益を圖り漸次に國家立憲の政體を立て汝衆庶と俱に其慶に頼んと欲す汝衆庶或舊に泥み故に慣るゝと莫く其能く朕が旨を體して翼讚する所あれと是時又當り民撰議院建設の議大に下お起る故に此詔の出つるや之を主とする者相告て曰く議院は建設近きあり曰く人民與政の期遠からず曰く我が人民の榮譽を海外に示さん曰く我が人民は是より宇内に誇色あると俾々乎として野に奔舞す○五月廿四日東京、大坂、長崎、福島へ上等裁判所を置き民事の控訴上告を許す○六月各地方長官を東京に徵して會議を開く假り東本願寺を議院と爲し參議木戸孝允を議長に充て天皇臨御ありて開院式を行ひ給ふ是より天皇屢々本願寺に臨幸あり議員日に下問の條目を議す

朝鮮江革の變並朝鮮と條約を結ぶ事

明治八年の秋廷議將に韓國の事あらんとす初め維新の際我朝舊誼を修めんと書を韓國に遣はしけるに韓人異議を唱へて聽かず是に由て我が二三の大臣の兵を出さんと欲して朝堂の議諧の事續て喰違ひの變及び佐賀の亂あり物情遂に鎮まらず本年一月朝議乃ち外務少丞森

山茂等を朝鮮に遣ひし更ニ事を理せしむ此時に彼の和議を主とする二三の臣僚の皆退ぞきて前に交戦を唱へて黜けられたる人々再び朝に列せり故に森山遂に要領を得ずして歸る九月我が雲揚艦の探運の爲めに朝鮮國の東南海岸より其西岸に至り二十日又同國の江華灣に泊し端船を放て其近傍を測量する所を韓人突然と陸上より發砲し端船の僅の免かれて本艦に歸り事を報す因て二十一日日本艦の直ち又其第三砲臺に進みければ韓人頻りに發砲して之を拒ぐ我兵轉て其第二砲臺又向ひ砲撃して去り二十二日又黎明より艦長の砲手も令して且發し且進み乍ち岸口は近きしに韓人拒ぎ得ずして敗走す我兵即ち上陸し勝も乘じて之を撃つ韓人皆兵器を棄て潰れ我兵北るを追ひ之を蹂躪し近傍の家屋を燬て去る已として雲揚艦の歸朝して之を開申す是に於て廟議大に動く此戦ひに韓兵三十人を殺し兵器を掠奪すれども其銃砲の皆古制粗野にして運用もあらずと云ふ○十一月魯國と千島樺太(即ち薩哈噠島あり)兩島を交換し我が國の樺太島の内我が所領の部分を彼に與へ彼の其所領千島(クリールアイラース)の全部の我に與へり從前樺太島の兩國は犬牙接壤するを以て邊響常に止ます是を以て兩國協議をとげ遂に之を交換するに至るあり○九年二月陸軍中將兼參議

黒田清隆を特命全權辦理大臣と爲し議官井上馨を副辦理大臣と爲し軍艦四艘を率ひて韓國に遣る種田陸軍少將、樺山陸軍中佐、仁禮海軍大佐、外務大丞宮本小一等之に隨ふ弘津廣信の先に彼地に在りて書を釜山の韓吏と與へて兩大臣の兵を率ひて至る所以を陳べければ韓人驚愕し直ちに王城に走りて此事を報す既にして兩大臣至り具さる永宗砲臺より發破の狀を詰問せしかば韓人分疏頗る力む使臣さかす辨論反覆韓人遂に之を謝す因て又隣好締盟の事に及ぶに遲疑決せず應答に數日を間れり兩大臣大に憤り本艦に歸りて將に處する所あらんとす韓人懼れ遽に使者を走せて之を留め此月(二月)廿六日其江華府に於て遂に條約を結ぶ曰く大日本國大朝鮮國と友誼素より敦しと雖も兩國の情意未だ洽ねからざるを以て重て舊好を修めんと欲すと因て我が兩大臣及び彼の委員判中樞府事申摺、都総府副總管尹滋承、兩人各々奉ずる所の諭旨を遵ひ其條款を擧ぐ其諭旨曰く朝鮮國の自主の國にして大日本國と平等の權を保有す、朝鮮政府の京圻、忠清、全羅、慶尙、咸鏡、ある五道の沿海にて通商に便ある地に二港を開き日本人民の往來通商を准聽すべし曰く日本曆明治九年二月即ち朝鮮曆丙子正月より算へて二十個月に至り之を開くを期す曰く兩國交渉の案件を審みするに當り

て日本人民の罪犯の日鮮官員の審斷に歸し朝鮮人民の罪犯の均く朝鮮官員の查辨を歸すべし曰く彼我人民の物品を貿易するは兩國の官員之に關するを得ずと是に於て我が意始て達し三月四日兩大臣帥朝復命す世人之を亞國の始て本邦に來り條約を結ぶに比す後ち五月朝鮮大臣金綺秀を修信使と爲し李容肅、玄昔連、高永喜等を從へて東京に來らしめ以て兩大臣の行に答へ盟約を堅くするの意を表す信使等終て天皇に謁し幾何くもかくして歸る初め信使の來る我政府派船を其釜山に遣りて之を迎ふ其歸るに及び又派船にて之を送る尋で宮本小一を理事官と爲して朝鮮に遣る理事官至りて細かき開港貿易の章程を議し修好條規の附録を作る韓國即ち理事官を延き國王に謁せしむ儀仗甚だ壯き蓋し本朝の吏員が韓京に至り國王を見るを得るの中葉以降其制をしと云ふ○是より先參議木戸孝允其職を辭し更に内閣顧問に備ふ四月十八日足柄、奈良以下の十縣を廢し後ち八月熊谷縣廳を上野國高崎へ移して群馬縣と改稱し筑摩、濱松以下の十四縣を廢して遂に三府三十五縣と爲す○六月二日天皇陸路を奥羽に巡幸あらせられ以て民情を問ひ給ふ岩倉右大臣、木戸内閣顧問、徳大寺宮内卿、土方大史、杉宮内少輔、東久世侍從長等供奉し七月十八日函館に到り海路を横濱へ

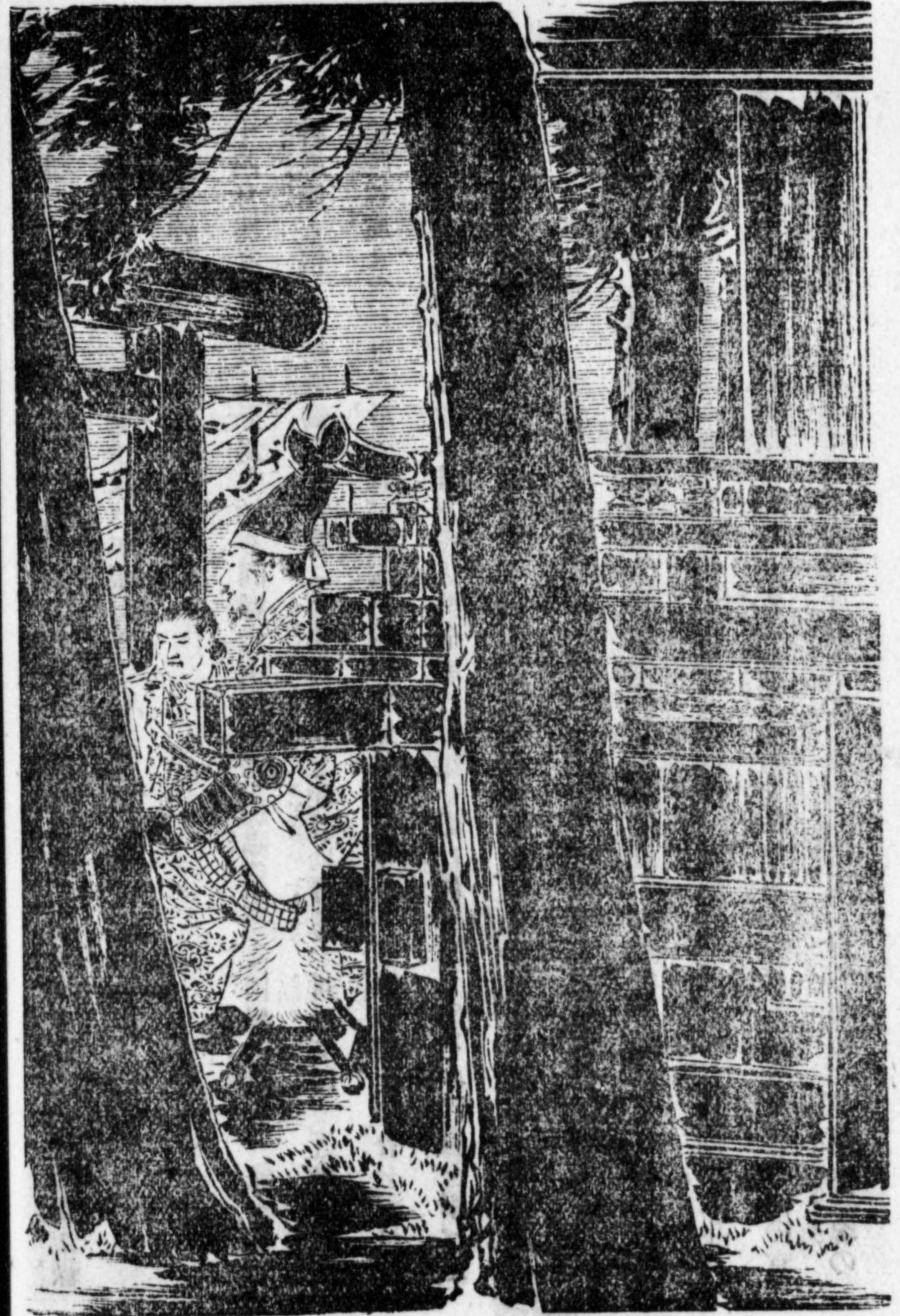
着ありて其二十一日に東京に還幸し給ふ○八月五日家祿賞典祿等給與の制限を改め新し祿券を發し祿の多寡を照して利子及び年限を差等し悉皆之を下付せんとす

熊本神風連の乱并 秋月の變

○十月十四日熊本縣士族乱を爲す始め同縣士上野堅吾、加陽齋堅、太田黒伴雄等、黨を樹て號して神風連と稱し縮髮帶劔として常々市街に横行し相互に洋風を排けて曰く近來の風俗を見るに唯妖魔之れ靡き敢て我が神國を汚がす痛哭の至りありと佩刀禁止の令を視れば即ち曰く是れ武士の魂を穢ぐに非ずやと縣令或は散髮を勸むれば曰く何ぞ斯邪風を學ばんと己よして祿券の令出るよ及び遂に大に忿て曰く是れ皆我が祖先の鮮血に酬ひて舊藩主の授けし者あるを今縦まゝに祿券と爲し我黨を窘むる一にして足らず之をも忍ぶ可くんば孰れか忍ぶ可らざらん且縣令の無狀ある人民の蓄積せし舊藩金を大藏省に納れ又有益社を解散せしむる等目に我黨あきが如く我黨の面目既に地に墜つ前途の事知るべき耳抑々人生百歳の壽伴ひべからず生われば斯れ死あり豈に草本と同く朽つ可んや寧ろ縣令及び其他の官員らの夷風を學ぶ輩を擊殺して日本刀の犀利を試るみ以て快よく自ら死せん是れ倭魂の



神風連の
徒藤崎八
幡社不勢
と揃ふ



本願ありと私事を擧るの機を作り黨與に相示し十月十六日を期し夜襲を圍る縣令安岡良亮の略不其陰謀を聞き竊に謀者を遣りて譏察す然るも其黨の謀の發覺せんとするを知り遽に其期を變じて二十四日相率ゐて其藤崎八幡社に會す社中に天照皇太神と書せし大小旗數旒を懸へし上野堅吾、加陽露堅の烏帽子直垂を着し薙刀を操て坐し餘衆皆臂鎧にて各々錦囊を帯び神前を臚列して戰勝を祈り相約して曰く上野堅吾、加陽露堅、太田黒伴雄、加々見十郎、高木惠太、牛嶋平七等百五十人相分れて本營、新營及び砲兵營を襲ひ立嶋駿太、赤峰一雄等十人の少將種田正明の旅舎に向ひ齋藤熊四郎、眞田孫一等六人の中佐與倉知實の家、石原運四郎、林田鍊雄等八人の中佐高崎茂徳及び大嶋邦彦の家に吉村義郎、沼津廣太等十二人の縣令安岡良亮の寄宿に浦橋記、高田新等五人の大田黒帷信の家の向ふべし且つ硝薬を竹筒に實て火を移し以て各營に投り火の擧るを號と爲して齊く各處を襲ひんと拔刀して相發す發するに先たちて其黨六人の別に電信局に入り器械を截斷して通信を絶つ已よし兵營を襲ふ賊等の二方より來りて火を營内に投じければ火輒ち爆發し一營混沓す賊等の之に乗じて縱横に揮撃す時己に三鼓にして事不虞に起り彼此相殺す者數十人及び臺兵大

に苦戰す賊兵の又別其近傍に伏れて軍人の之を援へんと趨く者を要撃し道路狼藉たり其別に來る徒の兵營の火と共に各處に斫り入る種田少將、高島中佐及び大島中佐の皆大傷を被りて死し大田黒の僅に身を免かる安岡縣令、小關參事、仁尾大属等も亦大傷を被り安岡の遂に死す大田黒の同縣の土族あり曾て東京にあり四等判事と列し當時辭職して縣地にありしが平素事を以て匪徒に惡まる、者也與倉中佐の賊の來るを覺る障戸を蹴倒して出て兵營の火燄を望み直ちに馳せ至れば戰方は酣あり即ち鼓手を令して急にラツパを吹かしめ兵士立どころに集り撃て賊兵を卻ぞく此時陸軍中尉佐武廣命の旅館にあり警を開き別營に馳せ至り途々兵を集め十四人を得直ち營門に向ひ賊の門を守る者を擊墮して營内に入れバ營兵一人を見ず而して賊兵各處より來り相戰ふ數次遂に十九人を銃殺し願を傷き又左の小指を切断せらると雖も少しも屈せず既にして各營の兵相合して殘徒を追ふ殘徒遁走し城中大に騒ぎ市街の人民東西相叫ぶ○此兵營の襲撃にあふて豊田大尉坂谷少尉以下士官及び兵卒等死する者八十九人搦屋大尉、福原大尉、岡少尉等創傷を被る者若干人にして而して匪徒上野堅吾、加陽露堅等之に死し大田黒伴雄以下自殺する者十七人上野堅吾の時年七十

有六と云ふ○此變報東京に達するや即ち陸軍少將大山巖、同三浦梧樓、同中佐樺山資紀を熊本に遣り檜垣直枝、追田利綱等も亦巡查數百を率ゐて皆横濱を發す是時熊本の臺兵の己に其金峯山よ據る所の殘黨を撃ち平らぐ賊兵死若くは捕へらるゝ者數十にして而して加々見十郎、吉田十郎、田代儀太郎、坂本宣孝、森下照義等の其嶽上に於て皆自殺す

此時秋月の士族宮崎車之助、今村百太郎、宮崎鉄之助三兄弟及び磯淳、土岐清、白根益之進及び益田靜方等熊本の亂に應せんと同志を募る其兵凡そ四百人初め益田靜方の維新の際東京にあり前原一誠と相知り論議稍々相合ふ前原歸縣及び益田亦後れて長州に至り秋月お歸り宮崎及び土岐等と對して大に前原の人と爲りを稱し其大志あるを言ひ爲に鞭を執んと心私に其動止を俟此に至り神風連の兵を擧ぐるを開き事前原等に連ると爲し一意に亂を圖り益田靜方の竊に佐賀縣に行きて同志を募りける適に地方大に匪徒を探るの時にて靜方軌ち捕へらる宮崎等の未だ之を知らず先づ福岡縣廳を襲いんとて謀事成らず此月十月廿六日衆徒遂に豊前に入る時堀江陸軍中佐檢閱使とありて小倉にありしが賊徒の中津に逼るを聞き急に營兵を從へて之を蹤跡す廿九日賊等遂に豊津の學校に來り其士族を説き乱れ與

せしめんとすれども豊津の士族肯んせす應答依違の間堀江の兵即ち至り前後より砲撃す豊津の士族之に應じ賊兵を挾撃し賊兵大に潰れ捕へらるゝ者數十人に及ぶ而して宮崎車之助、磯淳、土岐清、戸原安浦、戸波半九郎、宮崎鎮之助、磯平八等の皆秋月よ走り江川原に於て自殺す

長州前原一誠の亂并東京思案橋の變

是より先熊本の變の山口縣下に聞ゆるや前原一誠等時に乘じて事を擧んと圖る前原の初め戌辰の年會津の追討の時長藩干城隊の長と爲り事平らぎて新潟府判事は任じ又參議に轉任し兵部大輔に任ず辭職の後縣地に退どくと雖も其嘗て兵事を關し朝爵に列するを以て一縣に威望あり然れども久しく僻土に沈滞して意常樂せず諸縣不逞の士族亂を好む者多きを聞き自ら謂ふ是時方兵を擧げば以て志を得べしと竊に諸縣不逞の徒と交を結ぶ舊會津藩永岡久茂及び熊本神風連其餘秋月の士人等皆好を通ず此歲(九年)七月久茂謀る所ありて竹村秀俊ある者を長州に遣り暗号電信を以て事を擧ぐるを約し其十月熊本縣士緒方某ある者も亦前原に抵り具さに熊本擧兵の近きにあるを語り之に應せしむ前原之を諾す時に横

山俊彦の事を以て周防山口に至り以爲く熊本の同志等大に振へり未だ事を擧げすと雖も我徒奮勵せざる可らずと書を以て前原等を徳通し此月廿六日を期し事を擧ると約の如く東京永岡久茂に電報す又昨廿四日熊本の同志己に兵營を襲ひ其地を蹂躪し地方騒亂すと聞き機失ふ可からず宜しく急よ兵を出して相援くべしと其黨奥平謙助、山田頼太郎、馬來空、有福半左衛門等皆之を翼賛し相議して先づ山口を衝き大擧して以て奸吏を芟除せんと前原因て小倉信一を遣り舊徳山藩の飯田端、坂田明教、小野楨太郎等を説き應援を爲さしむ縣人佃基清ある者の平素前原と相容れず略不前原等の陰謀を知るものから機よ乘じて之を圖らんとす廿七日遂よ萩城の明倫館よ會して同志者を集む集まる者凡そ三百人餘乃ち熊本の亂を防ぐと唱へ遂よ廿八日の夜を以て山口を襲撃せんとす縣令關口隆吉此警を聞き即ち書を作り百村發太郎ある者を走らせ熊本の亂己よ略定せんとを説き前原等を解散せしむるよ前原の亂の平らぎしを聞き意大に沮み且疑ひ且驚き以爲く縣廳にて己に備を爲せり之を襲ふとも益あし且佃の黨の後よあり徳山の應援未だ期すべからず事茲よ迫る寧ろ山陰道よ出て闕下に向ふよ如かずと即ち扱所に蓄むし公金を奪ひ將に去んとす去るに臨み書を縣令よ出して山陰道より上京し君側を除くと聲言し別よ書を分營の士官よ與ゑ事を擧る所以を陳べ沿道を梗塞すると勿らしむと三十日遂に萩城を出て須佐に至り益々兵を募り殉國軍と號し海路の石州濱田を指し陸路の津和野より進むと決す而して前原の海路よ出んとすれども風浪暴くして止む關口縣令前原等の暴逆を聞き分營も通じ兵二中隊を率ゐて萩城よ向ふ前原等因て之を撃んと再び萩城に還り入る此時縣令の營兵を率ゐ己よ萩城扱所よ陣す賊の先鋒奥平左織斥候隊を率ゐ來りて營兵の不虞を襲ふ營兵敗れし縣令僅に免れ營兵復た進みて賊兵を撃つ是より相戦ふこと數次勝敗未だ決せず營兵退て其谷村よ屯し賊兵の市街の大橋を隔て官兵を禦ぐ十一月一日官兵大橋を越ゑ大よ城市よ戦ひ劇闘數合砲煙天を蔽ふ田原大尉諏訪大尉大傷を被り市街率ね兵燹に罹る而して賊軍の彈藥己に竭き計の出す所なく前原等乃ち山陰道に出る前議を遂んと大半部屬を残し獨り奥平以下六人と共に須佐に走る而して殘徒尙三百餘人屹然萩城の要地に據る○是より先事東京よ達す政府乃ち前原の位記を削り地方に令し之を追捕す又熊本に至りし三浦陸軍少將よ令して之を撃たしむ三浦少將萩城よ至り前原等の己よ須佐よ走れりと聞き其石見、出雲の地方よ至り黨與を募るを慮り少佐田

て山陰道より上京し君側を除くと聲言し別よ書を分營の士官よ與ゑ事を擧る所以を陳べ沿道を梗塞すると勿らしむと三十日遂に萩城を出て須佐に至り益々兵を募り殉國軍と號し海路の石州濱田を指し陸路の津和野より進むと決す而して前原の海路よ出んとすれども風浪暴くして止む關口縣令前原等の暴逆を聞き分營も通じ兵二中隊を率ゐて萩城よ向ふ前原等因て之を撃んと再び萩城に還り入る此時縣令の營兵を率ゐ己よ萩城扱所よ陣す賊の先鋒奥平左織斥候隊を率ゐ來りて營兵の不虞を襲ふ營兵敗れし縣令僅に免れ營兵復た進みて賊兵を撃つ是より相戦ふこと數次勝敗未だ決せず營兵退て其谷村よ屯し賊兵の市街の大橋を隔て官兵を禦ぐ十一月一日官兵大橋を越ゑ大よ城市よ戦ひ劇闘數合砲煙天を蔽ふ田原大尉諏訪大尉大傷を被り市街率ね兵燹に罹る而して賊軍の彈藥己に竭き計の出す所なく前原等乃ち山陰道に出る前議を遂んと大半部屬を残し獨り奥平以下六人と共に須佐に走る而して殘徒尙三百餘人屹然萩城の要地に據る○是より先事東京よ達す政府乃ち前原の位記を削り地方に令し之を追捕す又熊本に至りし三浦陸軍少將よ令して之を撃たしむ三浦少將萩城よ至り前原等の己よ須佐よ走れりと聞き其石見、出雲の地方よ至り黨與を募るを慮り少佐田

付景賢を廣島より遣り臺兵三中队を率ゐて直ち雲州地方に至り其進路を絶たしむ五日大坂の臺兵一大隊砲兵一小隊周防三山尻に入る尋で孟春艦も亦至り三浦少將と軍議を合せ直ちに萩海に向ふ六日海軍萩海ありて砲聲を聞き陸軍の己に進むを知り賊兵の屯集せし明倫館を指し三たび榴弾を射するに暴發する者八九轉して城下松原及び鶴江臺を撃ちければ屯集の賊兵盡く散乱す是時陸軍も頻り賊兵と戦ひ大に賊兵を破る賊兵辟易し僵屍を踏で走る陸軍即ち海軍と合し遂に盡く萩城の殘徒を平らぐ前原等の須佐に走るや奥平、馬來、山田、佐世及び從僕林藏等と私に小舟に乗りて須佐を發し石州津和野港を経るに會々風浪聲沓し舟殆んど覆がへらんとし崖に出雲國瓜生港に漂着し遂に警察吏に捕へらる或曰ふ前原等の海に出んとするや馬來空私に其家に至り母氏を告て曰く今日の戦ひ我軍敗れ畧の施すべきかく今海路を山陰道に趨き再舉を圖らんとす復た膝下にある能はず故に姑く來りて別を奉ずる耳と母氏曰く勝敗の天也何ぞ憂ふるも足ん汝家累を念ふ勿れと直ち短刀にて咽喉を貫て死す其妻進んで曰く妾も亦母君を從ひ良人を幽途に待つと言未だ畢らず側にある垂髫の女子を捉へて一刀之を殺し自から腹を刺して死す馬來慟哭し仰ぎ視ること能

はず乃ち火を家屋より縱ち馳せて海濱に至れば則ち前原等の舟の既に岸を離る故に呼び返して共に乗る前原等曰く曩に卿走れるもへ余等の其遁盟を疑ふたり馬來曰く今者生を期せず故に別を家告る耳と因て母氏及び妻擊變死の狀を述べ一舟愴然して相目して言ふ者亦かりしと云ふの曩も前原等の電報東京の永岡久茂に達するや永岡等私に千葉縣ある同志者と謀事を合せ將も千葉縣廳に闖入し官金を奪ひ兵を募り佐倉分營を襲ひて兵器を掠め遂に會津の舊城に據り神風連及び前原等と援け東西相應せんと一黨與十餘人各々刀を裏み十月廿九日の夜に乘じ東京思案橋に至り舟を艦一將に下總に濟らんとする時舟子等其形狀を異し私に之を警察所へ報ず警部補寺本義久、巡查川合好直、木村清三、黒野己之助等馳せ至り之を詰るも賊等不意に刀を抜て之に向ひ寺本、川合、木村三人奮闘して之を死し黒野走りて變を報ず而して永岡も亦傷を被り厩かに黨與に助けられて逃れ一が即夜榮久橋に捕へらる而して其黨の遁る、者静岡縣士族高久信三、舊會津藩中原成業、東京府士族一柳訪、野見鎮次、井口新次郎五人の不日府下に捕へられ舊鳥取藩松本正直、舊鹿兒嶋藩滿木清繁、福島縣士族木村信次等三人の新潟へ捕へられ永岡の後ち創痕の爲に獄中に死す而して黨中尙遺

がる、者舊會津藩士中根米七の遂に鹿兒島に投じ明年西郷隆盛の亂に與り屢々植木、田原坂に戦ふ後ち重圍を脱して會津に歸り明治十一年八月屠腹して死す九年十二月二日前原、横山、奥平、山田、佐世、小倉、有福七人を斬罪に其他四十七人を懲役に處し熊本、浦、高津、吉村二人を死罪に其他四十七人を懲役に處し秋月の今村、藍田二人を死罪に其他百七十人を懲役に處し明年二月思案橋の匪徒井口新次郎、竹村俊彦、中原成業三人を斬罪又其餘一人を懲役に處し柳訪以下七人を懲役に處す世之を熊本萩の亂と云ふ○是より先舊の田租法を廢し更に地價百分の三を歛め從て盡く金納法と爲す茨城縣下の民等其金納法を便とせず尙從前の米納法を用ゐんと請ふ縣廳聽かず民等哀訴止まず遂に逼て意旨を達せんと縣下眞壁郡百ヶ村の者等凡二千八百人十一月廿六日一寺院に會し竹槍若くは銃獵を携さへ鐘鼓を撃ち將り縣廳を逼らんとす縣廳百方之を説諭すれども聽かず却て官吏を傷つく縣廳因て宇都宮の營兵を請ひ之を鎮制す賊等四方に散乱して復た起り殆んと全縣及び不逞の士族多數之に乗じて賊徒に應じ一縣騷擾す營兵即ち之を各處に追撃す是時に當り三重、名護屋、岐阜三縣下の農民等も亦田租の事を以て各處に屯集し或は火を放ち横逆に至らざる所を既にして堺縣下奈良の

農民其他千葉縣下上総の農民等も亦起る或は鎮臺兵等を請て之を鎮壓し十二月に至て盡く鎮定す明年一月四日遂に地價百分の三を歛むる法を廢し更に百分の二分五厘と爲せり是に由て政府の歳入頓かゝ八百萬圓を減せりと云ふ

鹿兒嶋賊徒征討の顛末

西郷亂の發端

熊本、山口の亂臣前後に討滅し天下將に無事に就んとするに鹿兒嶋縣の私學校黨又事を發す初め朝鮮國の我が書を卻ぞけ故なく我れと絶つや内閣の議征韓と非征韓との二論にわかれ西郷隆盛等の征韓論遂に行われず隆盛は即日職を辭し快々として鹿兒嶋に退ぞく陸軍少將桐野利秋以下之を從て去る者數人及び世之を今日の亂階と爲す○桐野の初め中村半次郎と稱す後ち本姓桐野を復す人と爲り驍勇にして武を好み傍ら文事を修む亞國の來航より専ら尊攘の説を唱へ常に京攝間に往來す徳川氏の政權を奉還し京城搔擾の時より桐野即ち會藩の護衛兵を拂ひ部下を率ゐて主として宮門を守る明年正月三日鳥羽の亂の時にも同藩の有馬藤太等を率ゐる先鋒と爲りて東軍を撃ち尋で征東總督の副參謀と爲り西郷と共に東海遣は向ひ又奥羽の間を馳驅し與りて功績あり持論尤も西郷と合ふが故に西郷は從て去

る也時、陸軍少將種田正明の曰く西卿大將去り桐野以下之、み従ふ願慮せざる可からず然れども、篠原國幹猶在るを以て稍々軍情を鎮むるに足ると篠原の善く兵を用ひ好で敵の正面より一軍其勇容を服す事平ぎて後陸軍少將を任ず人と爲り深沈計畧を好み尤も西卿を慕ふ西卿も亦之を待つと等輩を越え毎に與ふ密議を謀る而るは是時西卿は從て去らざるを以て種田の心に之を頼めり既にして篠原も亦去りたるを以て軍情大に騒ぐ時、明治六年也。爾來西卿の賦畝に瀕し自から鉏犁の勞を把り又賞を捐を醫舎を起し呼んで私學校と稱し學徒を集めて荏苒年を経學徒益々群を爲し殆んと一縣及び田夫野儒に至るまで皆西卿を尊で先生と稱す是も於て西卿又先生を以て名あり世を遁るゝ者の如し爾後朝鮮出師の事等西卿皆之に與かるを得ず其間に徴兵、廢刀、祿券等の新令出て務て舊習を變革す而るは其新令の往々其縣人の意に滿たず縣人の素より剽悍驍勇を以て顯はれ殊も西卿の王室に大功あり資望素より屬するが故に義之と終始せんと欲する者甚だ衆く其親附すると膠漆の如く桐野篠原等之が首と爲り日に私學校に集まる故に其校に入らざる者の疎斥して齒らざるに至る

時に從二位島津久光公も亦當路の有司と合はず退て縣地より是時に當り私學校の勢力の稍々強大に至り専ら劍搏を學び銃隊を操練し慷慨激昂し無事に苦しむ者の如く甚しき縣吏の黜陟等皆私學校の議に出て政府の新令も行かぬ故に時、化外縣の誹りあり又其縣中に多く銃砲彈藥を有し隱然一敵國の如し是の藩藉奉還の際兵杖の悉く王室の直管する所るとあると雖とも未だ之を收むるに機なく政府願る戒むる所あり參議大保久利通、大警視川路利良等尤も之を憂ふ

十年一月天皇西京より行幸ありて孝明天皇十年の御忌を祭り給ふ又大和國奈良より行幸ありて神武天皇の御陵を拜せられんと太政大臣三條實美、内閣顧問木戸孝允等皆供奉す。○是時に當り少警部中原尙雄等已に鹿兒島に至り陰に情勢を探り審らかに西卿、桐野等之が首魁たるを知る時に縣下に訛言あり政府に討薩の舉ありと激徒等や之を信用する所中原等數人遽か歸縣したりと聞きこれ必ず課者あらんと頗る其舉止を調ひ中島健彦の即ち谷口登太ある者を遣りて中原尙雄を訪ひ縣下の近狀を啓し以て其意旨を探らしし登太の元より尙雄の親友あるが故に尙雄の之を疑はず因て告て曰く卿が言ふ所ると我が聞く所ると

同じ我れ豈に無事に止むべけんや吾れ將大義を説き西郷大將を面折し若し聽のされば則ち刺殺さん耳と意色甚だ決す登太此に由て畧不中原の心中を得て還り之を中島健彦等と報ず偶々大坂鎮臺の士官赤龍丸にて鹿兒島に抵り猝かに其磯の濱等にある彈藥二千箇を收め復た殘餘の千八百箇を收めんとするに激徒等之を聞き相告て曰く政府果して我輩に先だちて我輩を討つあり故に此舉ありと其徒汾陽五郎左衛門、堀新十郎以下兵士二千餘人突然と起り途を擁して之を掠奪し竟に二月一日器械製造所を畧取す器械製造所の舊藩の時作る所にして政府現にこれを用る居たるあり激徒の製造所に來んとするを聞や宿直の官員佐々木定静の蓄ふる所の硝藥へ水を灌て去る激徒等之を怒り百方定静を求めて頗る苛暴をさわめしと云ふ○斯て私學校黨の彈藥を掠奪するや事既暴露して勢ひ中止すべからずされども其名義なきも苦み二月三日中島健彦の學校徒を命じて東京より歸省せし警視官中原尙雄、園田長輝、野間口兼一、末弘直方、土持高、菅井誠美、安樂兼道、高崎親章、山崎基明、榎脇盛苗西彦四郎、伊丹親恆、松本兼清、前田素志、高橋爲清及び書生大山綱介、猪鹿倉兼文、柏田盛文平田宗質、田中直哉等を捕へて之を拷問し誣るるに内務卿大久保利通、大警視川路利良の密命

を啣み來り名を歸省に托して實に西郷隆盛、桐野利秋、篠原國幹を暗殺せんと企あるを以て拷杖亂下肉を破り骨を碎く至れども皆義を依りて宛み伏せざれば暴徒も亦其誣べからざるを知り詐僞の口供を作り力制して之を摺印せしめ以て桐野利秋、篠原國幹等に交付せり此時西郷隆盛の大隅の高山に在り此口供を見て大に恚り私學校を歸り縣令大山綱良と會して曰やう我にして本土に在る此事は出ざるべし但し中原等が圖る所の大久保、川路の密命に出ること其口供にて明かり故に是より舊兵隊を率て關下を詣り事由を二人に詰問する所あらんとす沿道の府縣に豫じめ之を報し期に及で騷擾せしむべからずと綱良之を翼賛し官金二十萬圓餘を隆盛等と付し又糧糧の事を經理し即日中原等が口供を縣下と布告し西郷出京の所以を示し別は使者を沿道の諸縣に分遣し事を通じ以て道を假んとす近縣騷然たり茲に又郵便漁船太平丸の八日は琉球を出帆し同日鹿兒嶋港へ船を寄しお數百人の暴徒等五十餘艘の小船を打乗鯨波をつくりて本船を取り圍壯者五六十名銃を提劍を振て船中に闖入せり時に内務少書記官木梨精一郎船中在何事ぞと甲板へ立出見るに暴徒等の中に木梨を相識者ありて今度西郷桐野等を始め私學校の士族兵を擧て關下を詣り君側の奸を

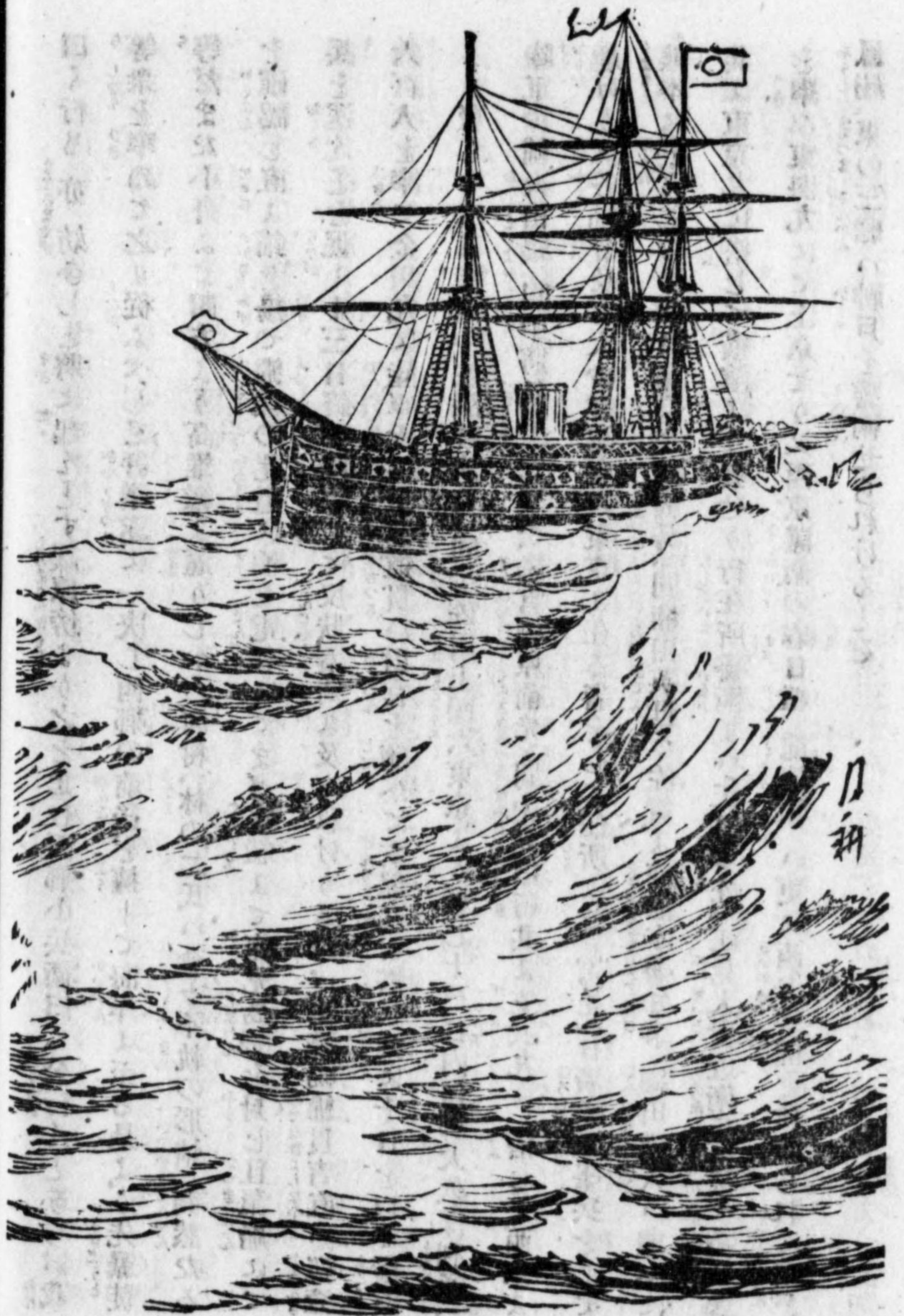
拂んとて戦争の用意に及べる由をのべ暴徒の三十人の番兵を船に残餘の悉く引去り其時木梨も上陸して明日之を大山綱良と告げ暴徒の抑留を制せんことを托し終つ十九日又至りて菅野少佐、佐々木三等属等と共に鹿兒嶋を出帆して三月一日東京に歸航するを得たりとぞ

河村海軍大輔、林内務少輔鹿兒嶋に至る事

此時 主上の西京御駐輦の折みて有栖川、山階の両宮三條大政大臣、木戸内閣顧問を始め勅奏れ貴顯多く西京にありけるが五日の夜赤龍丸が歸航するや鹿兒島縣士族暴擧の始末逐一上申に及びければ 主上の深く敵慮を惱され現場取組として海軍大輔河村純義、内務少輔林友幸を遣さる因て兩氏の高雄艦に乗じ九日鹿兒嶋港に投錨す中嶋健彦の四等警部野村忍助をして高雄艦に至り來港の趣旨を問ひし河村之に謂るや宜く大山綱良を伴ひ來るべしと因て大山の野村と相共に至りければ河村詰るゝ彈藥掠奪、警視官捕縛の事を以て大山連依して其實を告す因て西郷を導き來らんことを望む大山諾して小船に乗り將又岸に近づくかんとす時又岸上を見れば私學校黨數百人銃を荷ひ刀を揮ひ舟を出して高雄艦に逼るの勢あり大山諭てまれば止め置き西郷、桐野、篠原等と私學校を會し具さに河村の言を告ぐ西郷

曰く行も亦妨おしと將に起んとす篠原傍より之を止む西郷小兵衛曰く公行んとあらば我等衆を率ゐて之に従ふべしと評議遂に一決し西郷の前後を擁して海岸に至る是より先暴徒等だまた小舟よて四方より高雄艦に逼りしかば河村、林の二氏の愈々不軌の形情判然たるを確認し直に錨を揚て備後の尾道に泊し電報にてまづ軍艦よて鹿兒島灣を封じ且汽船にて兵を送んとを促し十三日終つ歸京して反狀奏問及べられ少警視綿貫吉直の巡查六百人を率て金川丸に陸軍大佐野津道貫の尉官を隨へて玄龍丸に搭じ共に十日を以て横濱より發し十二日陸軍中佐滋野清彦、同少佐川上操六東京より發し十三日内務卿大久保利通、陸軍少輔大山巖、同中將鳥尾小彌太、議官柳原前光、同中島信行共々玄武丸に搭じて西京より趣けり又各縣令及び大少書記官の東京に在る者をして任所に就しむ此日廣嶋鎮臺兵をして熊本に赴のしひ十四日議官山口尙芳、同楠田英世の佐賀より前熊本藩知事 細川護久の熊本に共々東京丸に搭じて横濱より發せり行在所警衛の江田少佐、江見大尉近衛兵鎮臺砲兵等を率ひ東海丸にて上京せり又西京護衛の春日艦 龍讓艦の更に西海警備を命せられ 孟春、鳳翔、東の三艦の神戸を警衛せられけるとぞ

廣見島私
 學校の徒
 高尾艦に
 通る



西郷隆盛兵を率て鹿兒島を發する事 並 谷少將賊使を逐返す事

是時に當り西郷隆盛まさる鹿兒島を發せんと軍令を申べ十五日先鋒鹿兒島を發す總勢一萬五千と聞えたり(或ハ二萬余人と云ふ)其先鋒ハ舊佐賀縣士族石井竹之助三大隊、別府新助三大隊、次ハ篠原國幹四大隊相從ふ面々に別府小平、松永清之丞、山内半左衛門等あり、第二陣ハ鹿兒島縣前參事池上四郎三大隊 兒玉八之進二大隊、山口小左衛門三大隊、桐野利秋四大隊 第三陣の先鋒ハ別府九郎三大隊、永山彌一郎二大隊、村田新八三大隊、本陣の先鋒ハ長山某三大隊總大將の西郷盛隆ハ陸軍大將の官服を裝ひ自ら五大隊を率ゐたり相從ふ隊長分ハ淵邊高照、逸見十郎太、永山九成、淺井直之進、高城十二、河野四郎、村田三助、市本勘助、弟子丸應助、野村十郎、中島健彦、肥後助右衛門、伊藤直二、平山新助等にて都合三十八大隊ありとぞ又佐土原舊藩主嶋津忠廣の第三子島津啓次郎も佐土原の兵を率ゐて之ハ從ふ西郷ハ一切の軍事を桐野利秋に委任し意氣揚々として押出し十七日先鋒已ハ熊本縣下肥後國水の俣に達せり

是より先大山綱良が發遣せし專使ハ先熊本縣廳に至り告知書を出して曰く西郷大將政府ハ

訊問する所ありて不日縣下を過んとすと縣官拒で許さず專使又曰く西郷ハ大將たり兵を率るに於て何か有ん然れども某ハ縣官あり却て之を西郷ハ告げ以て進止を取んと去て又鎮臺至る陸軍少將谷干城其書を却け叱して曰く西郷大將の任を帶ぶと雖も身散官たり然るに大兵を事あさに起しこれを率て闕下ニ詣んとす干城不肖と雖も本台ハ司令長官として職不良の徒を鎮壓するハ在り隻兵をして台下を過しむべからずと干城ハ土佐國高知の人あり文武を兼ね維新前より國事に勞し戌辰の役に藩の大監察ハ命せられ東山道を徇下して甲州野州の間に轉戦し藩兵の會津ハ入るや其咽喉の地牡成を破て先づ城下に入る其力實に多しとぞ幾むくもかく召れて陸軍少將ハ拜し佐賀の亂征臺の役等皆與りて功責あり神風連の變種田少將害に遭ふの後また同隊の司令長官たりしが此ハ至て斷然專使を退ひ以つて防禦の令を下せり西郷また密使を參謀長陸軍中佐樺山資紀に送てこれを誘ひしが資紀聽ず西郷狼り兵を起して路を此ハ取る資紀武職を以てこれを傍觀せば軍規を犯すの罪遣れがたし誓て死を以て遮るべし今汝の首を斬て軍法ハ處すべき筈なれども我言の西郷ハ達せざるを恐ると資紀ハ鹿兒嶋の人として本姓ハ橋口氏出て樺山氏を冒せる也戌辰の役白川ハ戰ひ

創を被り其後鎮臺分營を鹿兒島に及んで陸軍少佐に任じ征臺の議起るや欽差大臣副嶋種臣に隨つて支那に航し終り臺灣に渡り深く生蕃の地に入て地理人情を察し之を政府に報し其後陸軍中佐に拜し神風連の變に命を奉じて熊本に赴き終ひに駐つて同臺の參謀長たり是に於て干城と相謀り兵食を本城に具あへ守備を嚴にす時に城中の見兵歩兵二千七百七十三人砲兵百六十六人工兵百十三人過す十八日開戦を公告し人民をして亂を他方より避しめ砲臺を築くこと連珠の如く東面の千葉城より起り坪井町を経て砂櫛坂に至り西面の藤崎八幡の宮より古城の懸崖に連絡す十九日鎮臺火を失して樓櫓に延焼し僅に西面宇土櫓の一を餘すのみ幸は彈藥及ばずと雖も糧米爲灰燼歸せしを以て軍吏城外に四散して之を購ひ輸して城中に入れ財蓄始て故の如し此時熊本縣廳も簿書器械を收めて御船を避く是より先き縣令富岡敬明の一等屬近藤幸止、七等屬横田乘の兩氏と肥薩の境蘆北へ出し薩兵と應接及ばせけるが事整へずして引返し來りしかば縣令並に縣官の東京より視察として出張ありし内務大書記官品川彌二郎と共に城に入り台兵と俱に籠城し要衝の橋梁市街を燬防禦を便す己として小倉分營兵半大隊并少警視綿貫吉直も亦巡查四百餘人を率て城に入る

征討師出發並 熊本開戦の事

是より先參議大久保利通猝に西京に抵り帷幕に居る時に天皇陛下に將お東京へ還幸を給はんとせられしは西南の事急あるを以て十八日西京に駐蹕の議を決せられ征討府を大坂にお置かれ十九日京都の行在所に於て薩賊征伐の令を四方に下し 二品有栖川 熾仁親王、勅し征討總督に任じ海陸軍務一切の區畫并將官以下撰任黜陟の事を委任せられ又陸軍中將山縣有朋海軍中將河村純義を總督の參軍を命じて陸海軍に關する總督を輔翼せしめ其第一旅團の陸軍少將野津鎮雄、司令長官となり岡本中佐これが參謀長たり、第三旅團の少將三好重臣にして野津大佐これが參謀長たり、第一旅團兵の東京鎮臺第一聯隊第三大隊、大坂第八聯隊第二大隊、東京鎮臺豫備砲兵第一大隊第一中隊、同輜重兵第一小傳令騎兵半隊あり、第二旅團兵の近衛歩兵第一聯隊東京鎮臺豫備砲兵第一大隊第二小隊、東京鎮臺輜重兵第二小隊傳令騎兵半隊あり、第三旅團の三浦少將の率ゆる所る近衛歩兵一大隊 大坂鎮臺歩兵第二大隊とす 各前後に神戸を發す同日三間、檜垣の權少警視海路より豊後鶴崎及び長崎港に赴く各々巡查五百を人率めて横濱を出帆す、陸軍少將兼司法大輔山田顯義東京を發す一

日省中に在り軍議を聞き書を司法卿に遣し省を出で直ちに右大臣岩倉具視公の邸に至りて告て曰く今より西京に至ると大臣これを止るゝ諾のすして出づ大木司法卿も車を馳せて岩倉公の邸に來るに最早出立して及ばず因て辭今書を急使に付して授く陸軍中佐國司順正また近衛兵一大隊を率ひて九州丸に乗りて横濱を出帆す

廿一日まづ谷少將の川尻の賊軍を襲ふて其動靜を試みんと隈岡大尉をして兵一中隊を率ひ別々に大迫大尉をして兵士三名と共に火を人家に放ち此機に乗じて進撃せんと火を川尻近傍の民家に放たんとす適々賊の哨兵これを知りて銃を發す我兵其備へあることを知り且天將に明んとするに際し兵を收め城中に退く是より先き西郷隆盛の小川に至るや熊本縣士族池邊吉十郎同志の者七百餘人と俱に賊軍に應ず吉十郎の人とかり瀾達として能く和漢の學に通じ兼て砲術も長ず常々開進の政体を嫌忌ひ西郷隆盛等兵を擧げて肥後に入るを聞き喜んで曰く渠にして兵を擧げ政府を顛覆すとの掌を反すよりも速かありと直ち熊本に赴き之を同志松浦新吉郎、山崎定平等と語り衆議一決しければ吉十郎馳せて小川に至り別府晋助に就て志を告げ且つ試み熊本攻撃の方略如何と問ふ晋助笑つて曰く只押通らんのみ

若し台兵我の通るを拒まば蹴破りて過んと何の方略か之のあらんと臆量を示せば吉十郎馳せ歸りて松浦新吉郎と共に隊伍を編制す已にして思ふや薩人の爲る所其場權謀の事多し此擧も亦詐僞に出ざるを保せずと此夜再び川尻に至り篠原國幹に面會し城攻の計策を陳べ篠原が自ら部下を率ひて城を攻るを見て直ち熊本に歸り同志を糾し合せて賊陣に至る廿二日賊將篠原國幹兵を督して熊本城下西南の二橋を渡りて進み我兵下馬橋を守るもの逆へ撃つ飯田九千柴城の兵之に應じて山砲を以て撃射す彈丸東西に飛散し賊兵進むこと能はず少時にて賊兵方向を東北に轉じて千葉城に向ふ守兵撃て之を退ぞく賊また京町及び錦山神社の傍に出沒して狙ひ撃つ埋め門の守兵これを撃ち賊兵退きて寺原に屯す我砲兵これを見て急よ山砲を以て撃射す賊兵立どころ六十餘人を殪し殘兵散亂して去る時に午前第九時後あり賊兵の古城法華坂に向ふもの散砲を布きて發砲するにより法華坂の我兵之に應じて撃つ縣廳の守兵巡查隊又進んで其側面を撃ちて之を走らす賊兵三百人復た花岡山を下りて高麗門を出て田間に兵を散して片山邸に迫らんとす其勢甚だ烈し我兵能くこれを防ぎて戦ふ賊轉じて段山に據り林に蔽れて狙撃す漆畑の守兵之を防ぎて死傷頗る多く戦ひ大お

苦しむ是に於て瀧川大尉、安田中尉の兵援けて片山邸に至り福原大尉巡查隊等又引續て至る賊兵死を決して進み迫る砲聲山を揺かし煙烟天を蔽ふ此時小島大尉部下を進めて賊の右翼を突き火を民家に放ち戦ふ漆畑の兵漸く段山の左翼に迫るに及んで賊の別隊の島崎村に出てその背後を攻む我兵顧みて進むこと能はず午後六時退きて守線を保つを得たり庄司大尉五島中尉安田中尉之に死し樺山中佐與倉中佐の二將創を被る賊魁西郷隆盛の川尻本營を置き其陣門は新政大総督征討大元帥西郷吉之助と云ふ標札を掲げたり九州に於て別に政府を設けんとすの趣意あり因て専ら人心を得るを本とす是より後小倉分營の兵の屢々戦へども衆寡敵せず退いて南の關を保つ此地頗る要害の處にて官軍其保ち難きを危む初め賊軍の熊本城を攻るや思ふに一呼して攻落さんと然るに城兵の防守能く其機は應じて賊兵の死傷する者頗る多し是に於て賊將池上四郎桐野に告て曰く此城容易にして陥るべからず之を攻て日を曠くせば政府の軍備已に整理て援兵大に至らば上國に出るの道塞がらん此上の數千の兵を残して城兵の尾撃を扼め其餘の全軍を擧つて南の關に出べしと桐野利秋進んで曰く農兵何をか能く爲ん明朝盛にすべきのみ幸ひは過慮すること勿れと篠原國幹も亦此言を

然りとす池上曰く君等老成るを以て我言を用ひず只後悔する無らんやと出て我陣所を歸り又攻ること二日城遂に抜けず是に至り諸軍の向ふ所を部署し篠原遂は精兵三千餘人を率ひ熊本之士人等と共に福岡縣に向ひ植木に出で以て之を備ふ此時官軍の福岡、小倉の營兵を木の葉と遣り斥兵を植木口に進め篠原の兵と大に向阪に戦ふ官軍利あらず退て木の葉と陣す之を植木口の初戦と爲す賊軍の初戦に克ちて大に軍情を鼓舞す時に賊軍の熊本城を攻むる者益々劇しく二十三日昧爽西南より藤崎及び古城に向て来るを城兵の連り大小砲を放て之を拒ぐ池邊吉十郎一隊を率ひ大砲三門を高處に架して乱發し城壘震裂すと雖も城兵少しも屈せず城上より榴彈を發して之を防ぎ相撃つと數刻及び午後五時は戦を止む既にし賊軍又來り薄り城兵頗る苦戦す○此日少佐安木希與兵千三百人を率ひて木の葉驛より進んで植木口の賊兵を撃つ時は賊の別軍の山鹿口より來る者植木口の戦聲雷の如きを聞き間道より馳せ來りて官軍の背を擣く官兵の敵を前後に受けて敗績し高瀬また南の關も退び以て後軍の至るを待つ南の關の肥後の北境に在り筑後に達するの道にして左に久留米も右に三池も通じ要衝の地と稱す初め戦の方に配ある時少佐吉松秀枝銃丸を中りて馬より落つ

兵士之を扶けて起せば秀枝曰く余の大傷あり之を治するも益かき寧ろ敵兵を蹂躪して死せんと復た馬を跨り大に呼で奮激し潰兵を指揮し卒に死して殫る兵士之を檢すれば則ち銃丸八箇體中を穿つ秀枝の土州の人にて初め早之助と稱す戊辰の役より伏見に戦ひ又東伐に従ひ頻り功績あり没する時年三十五あり

薩賊征伐の意を布告する事 山鹿口劇戰條原討死の事

○廿四日総督官及び河村參軍に筑前博多に着す又巡查敷人浪花丸に乗じ八代海に於て敵艦迎陽丸及び紅葉丸を奪ふ是より薩軍の器械糧食運搬の便を欠く○二十五日旅團長少將野津鎮雄、二旅團長少將三好重臣及び大佐野津道貫等兵四大隊を率ゐて南の關に至り三好少將の高瀬口を陣し野津大佐の山鹿口を向ふ尋で少將三浦梧樓近衛歩兵一大隊、大坂鎮臺二大隊を率ゐて博多に至る而して敵兵も亦日に加はり木の葉を陣し將み來りて相撃んとす是より先西郷、桐野、條原等之が首魁たるの説ありと雖も未だ確報を得ず此に至りて審びらかに其軍中よ在るを知る此日西京に於て三條太政大臣より薩人征伐の意を申べ罪狀を暴白して曰く逆徒鹿兒島縣下の銃砲彈藥を掠奪し監吏を辱し縱まゝ造船場の掲標を更へ又

歸縣の警察官吏を捕へ口供を要し妄説を籍き以て名を設くる等横恣憚る所あり然れども至仁の敷慮を以て猶處する所あらんとせられしに西郷隆盛、桐野利秋、條原國幹等國憲を蔑棄し名を詰問に託し兵器を帯び多衆熊本縣下へ闖入し治安を妨礙す叛跡顯然たり天皇赫怒おし王ひ乃ち逆徒を征討せしむる也と因て西郷、桐野、條原三人の官爵を削り四方に布告す又東京にある舊藩主を其地方に遣りて舊臣の亂に應ずる者を諭解せしむ○時賊軍益々我が諸援軍を挫ぐんと池邊吉十郎、北村盛純、佐々友房等を遣り其兵を先鋒と爲し廿六日高瀬を狭み東西より來り侵す官軍苦戦して遂に之を卻ぞけ進んで木の葉町に至る賊軍沮靡して退ぞくと敷町兩軍死傷三百有餘名に及べり而して山鹿口の敵兵の陰に左右の山を遶り間遣より官軍の背を襲ひ小銃を亂發し官軍遂に敗績して南の關に退ぞく明日賊軍又來り高瀬の傍らにある迫間の陣營を襲ひ又寺田、立山等も轉戦し官軍苦戦野上少尉等之に死す而して官軍發する所の榴彈敵の後備軍を破り敵軍大に潰也此日三好少將陣頭に臨んで指揮し流丸右臂の前臍を傷つく而して賊將池邊吉十郎も亦流丸に中り人に扶けられて退ぞく凡兩日の戦ひ官軍の死傷三百人餘賊軍も亦二百有餘人を失ふと云ふ既にして各處の官軍高瀬、山

鹿の両口に掩至る者十餘大隊即ち南の關を本營とあし去年獨逸國より買ひし軍用電信機械を置きて之を支軍若くは運輸局等に架し軍隊の位置と共に變遷し以て軍務も供す後其線路の肥、薩、日、隅の四國を周り二百有餘里に亘り大に軍情を便すと云ふ○此時に當り賊軍の力を極めて熊本城を攻れども城兵堅く守て撓まざ即ち賊軍の草場學校を據る者を攘はん

曰く城の敵圍に陥るより間使を發し聲息を通せらるゝ者小人を併せて十六回ありしが皆達とるや否や小人の二月廿六日の夜を以て城を出で漢崖の崎嶇し僅に敵營を過ぎ吉次越ふ至り忽ち斥兵に捕へらる依て小倉懲囚の脱出せし者と唱へて之を欺き暫らく其騙役に充てられ居しが今僅に間を窺ひて逃れ來るなりと因て具は糧食の多寡及び困窮苦守の狀を續述し又賊軍の形狀を申し速に援軍の達せん事を請ふ將校由て粗不城守の情狀と前の間使の皆敵手と陷むると知り頗る計介を慰勞を既にして計介を嚮導とあし進んで木の葉を擣ぎ遂に田原坂に向ふ賊軍即ち間道より岩村、平山等の間に出て官軍の背を襲ふ官軍敗績し死傷衆く計介も亦之に死し一軍甚だ計介を惜む岩村、平山の山鹿及び南の關の間あり南の關を距る凡そ二里許なり賊兵の勢に乗じ直ち南の關本營を擣んとす官軍の力を盡して之を拒く此時間者穴戸正輝の身を土民に裝ひ亦本營より城守の狀を陳べ復た潜行して城に還り援軍の情を告ぐ城兵大に奮ふ○二日味爽少佐山口素臣近衛兵一大隊を率ひ山鹿の敵に當り少佐江田國通一大隊を率ひ別に吉次越に向ひて敵背を突きたれども利らず江田大聲に諸卒を督勵し奮發數次遂に賊兵を走らす既にして賊の援軍奄に至り敗兵之に勢を得て

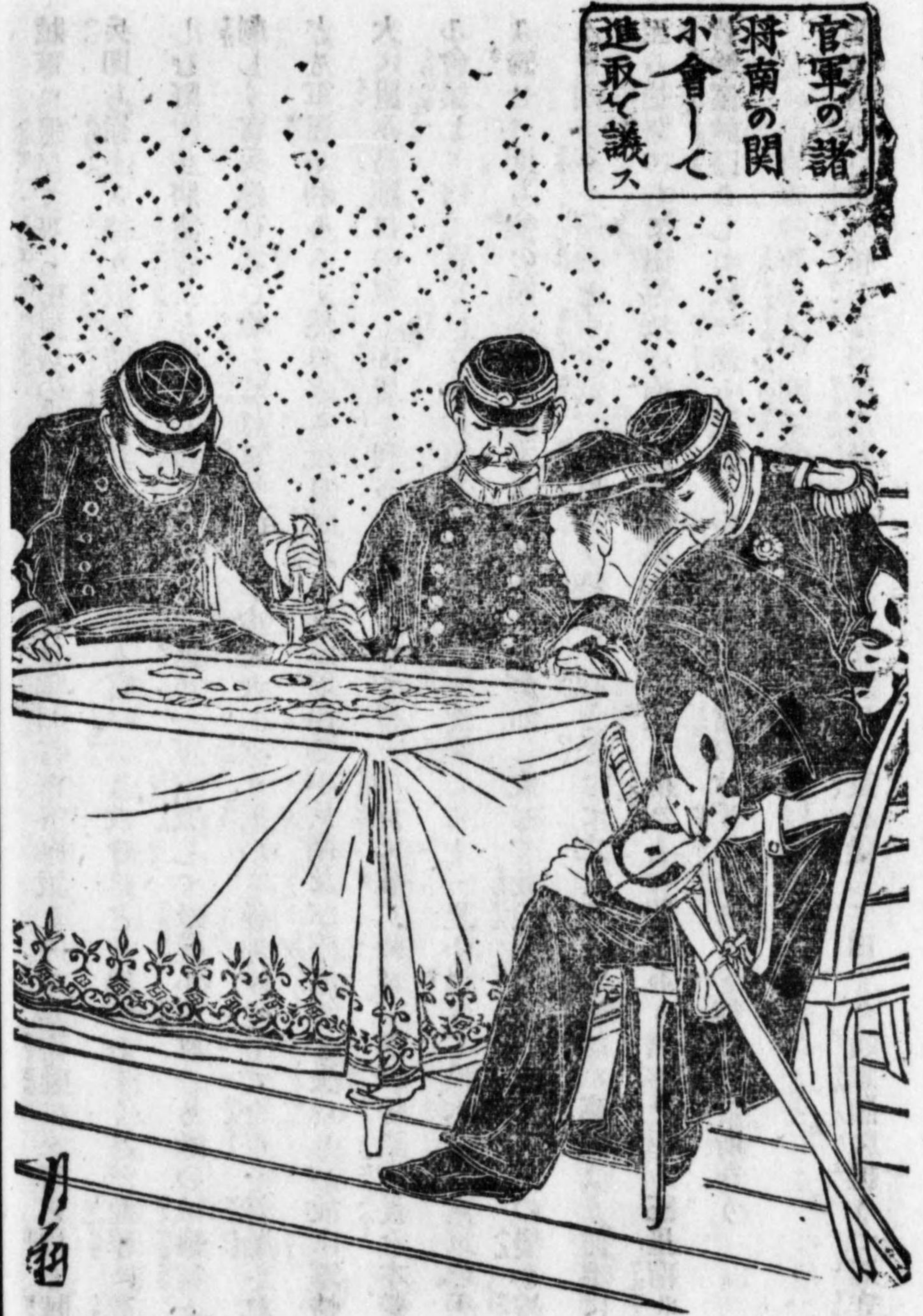
還り戦ひ官軍少しく退ぞく野津大佐之を見て兵士を叱し身を挺て之に當る士官某之を率
 き止め自から代りて出つ高山大尉聯隊旗を奪げて頻りに戦を督する所は流丸來りて左手に
 中り其旗を失す中尉某敵中へ馳入て之を取返す時に兩軍の戦方に配あり近衛兵の一隊賊
 軍に圍まる江田少佐之を見兵士を鼓して奮進し乍ち敵丸の中りて殲る官軍の士官等皆自か
 ら銃を操りて敵を當り傷に圍を破りて退ぞき伊倉を守る兩軍死傷過當かり此戦中へ賊將一
 騎軍頭へ進み叱咤して部下を勵ますは乍ち流丸の中り部下遽かよ之を護して退どき一者あ
 り後に其篠原國幹なるを知る國幹の終へ創痕の爲め死す○三日官軍兵を二道に分ち植木
 及び大窪に進ひ賊軍之を木葉嶽及び稻佐の高阜へ邀へて防せし兩軍相戦ふこと數刻にして
 官軍大勝つ此日大佐福原和勝敵丸の中り後ち遂に死す○四日黎明山鹿口の官軍の賊兵を
 敗りて平山村を襲ふ平山の近傍四方へ皆嶮岨にして中央へ高瀬川あり官軍敵を逐ふ毎は此
 川へ阻まれて進むこと能はず此日少尉軍曹等即ち柴を積みて橋と爲し據りて以て兵士を勵
 まし遂は川を濟り賊兵を攻めて其將を銃撃し賊軍大敗し既にして又兵を増し反り戦ふ官軍
 終に利あらざりて退ぞく然れども此役は敵の一隊長川畑伊右衛門西郷小兵衛等を殲す時に

賊軍の退ひて専ら田原坂の地方を力拒す五日黎明官軍田原坂へ向ひ其砲壘二ヶ所を抜く賊
 兵即ち嶺上へ據り岐然防戦す其鋒甚だ鋭かり官軍仰ぎ攻むれども地形あり甚だ進撃に苦
 しむ野津少將諸隊長を勵まし齊しく士卒を進め一軍吶喊して敵壘を薄れども敵の砲撃益々
 劇しく官兵進む者の輒ち殞れ軍情沮喪す少將大に怒り躬から壘外に立ちて全軍を督勵され
 ども軍遂に利ならず然れども近日賊軍の其隊將西郷小兵衛及び篠原等を失ひしが故に軍情
 大に阻み高瀬川の軍も亦屢々利あらざるを以て事を川尻に報す西郷、桐野等諸隊長を本營
 へ會議して曰く官軍已に木の葉を略取ら其植木を距ること一里を過ぎず植木若し東軍の手
 へ歸せば則ち彼の熊本城は達するの掌を反そが如し宜しく此險を力拒し以て天下の變を竣
 んど因て益々堅壘を吉次起、田原坂へ築き精銳を悉して之を守る吉次越へ高瀬より熊本に
 至る捷路にして田原坂の南に在り田原坂の木の葉と植木との間あり熊本を拒る三里南北
 皆嶮峻路にして只一條を通るのみ一夫關を當れば千夫過ること能はざる所あり

官軍の將校南關を會議する事 並 勅使鹿兒島に到る事

此時官軍の諸將校を南の關本營に會し大いに進取の策を議して曰く今賊軍險に據りて死守

官軍の諸
將南の関
小會して
進取を議す



月夜

そ之を攻むるの我が利にあらざる然れども熊本城重圍に陥り久しきを彌り糧盡きて援軍尙
至らざれば則ち遂に敵の爲に拔るべし熊本城一たび拔れれば九州の忽ち風の靡が如くあら
ん故に今の急務の險を侵して植木を畧り熊本城を達するありと乃ち全軍を分て三とを
大山、野津の二小將の第一第二の旅團を督し本營を木の葉に置き以て田原口に向ひ、三浦
小將の三旅團を督して本營を岩村に置き以て山鹿口に向ふ又別働第四旅團の要所を守り機
應し兩軍を援けしむ其戦路の一の高瀬より木の葉を聯かりて大濱に至り一に岩村に聯な
り數里に亘る賊軍の略す之を知り益々守備を弛し桐野利秋の黒木某を鹿兒島に遣り大山綱
良を促がして彈藥を輸送せしめ又書を貴島清に與へ綱良をして其黨を誘ふしむ貴島の初
め私學校に入らず兵の起るに及び綱良を乞ふて軍を隨はんとせしむ許されし鹿兒島に止ま
りて同志を集め將を豊後路に出んと是月八日宮崎に抵り桐野の書至る及で之を坂田諸潔
に告げ直ちに熊本に赴く坂田日向高鍋の士族なり西郷の擧を聞き又同志を集めて之を投
せんと美々津に宿し貴嶋の書を得てまた熊本に赴けり
三月十日勅使柳原前光及び黒田清隆等軍艦三艘を率ゐて鹿兒島に上陸し島津久光の邸に就

きて勅旨を傳へて曰く逆徒熊本に入り朝憲を蔑如おして官兵お抗し悖乱も及ぶ 朕已に征討の令を布き二品親王有栖川熾仁を以て征討總督と爲す汝久光の實に國の元功固より 朕の信重する所今特に議官柳原前光を遣はし 朕が旨と諭さしむ其れ能く爾の誠意を致せと久光謹しんで旨を奉ず是に於て櫻島の砲臺を毀ち彈藥器械を収め中原尙雄以下二十人を獄より救ひ出し縣令大山綱良も出京を命じ勅使に是等の人々を携て鹿兒島を發し神戸港も着するや獨り大山綱良を本港も留め既おして大山の位記を褫奪し海路東京に押送す

熊本の城兵段山の賊を撃ち破る事

十一日官兵 曉も乗じて吉次越の賊壘を窺ふも賊兵銃を枕しして眠る者七八名あり官兵悉く之を殺して壘を毀たんとするも賊兵數百人來り救ひ砲擊烈しければ我兵また壘を捨て走る又田原坂の官兵二股より進み奮戦して賊の二壘を取る後援これに繼で進む賊兵四五十人刀を揮ふて其中央に切込み我兵前後相應すると能はざらむ故に遂に壘を捨て守地も復す此時賊の司令官討死する者多しといふ○十二日田原坂の賊兵敢て出ず我軍も亦壘を守つて互ひに砲戰す此時賊兵田原坂の懸崖も據りて壘を列す我兵の先隊其岸に沿ふて胸壁を築

き又砲臺を二股山の上も築きて遙のに賊壘を射る其彈丸毎も我先隊の頭上を飛ぶ賊又兵を潜めて吉次越より原倉に出て我背後を撃んとす我兵之を知り別隊を出して途中も要へ撃ちて之を走らす又城中もて午後五時片山邸の守兵巨砲を段山に射て賊の營を燒く川路大警部池端中警部遙かに火の起るを見て警視隊を率ゐて段山の右を撃つ小林中尉の兵を指揮して左りを撃つ賊兵周章狼狽退いて山上の壘も據る官軍勝も乗じて之も逼る賊兵又山上の凹窪みに潜みて狙ひ撃つ官軍進むことを得ず花岡山赤穂口の賊のこれを見るより巨砲を連發して官兵の進路を中斷せんとす城兵も亦片山邸より段山を砲撃し飯田丸法花坂より花岡山の賊壘を撃つ此戦ひ最も烈しく夜半も至る池端中警部の賊丸に中りて死す此時官軍の九州も在る者惣計一萬六千人賊兵も亦一萬五千人ありといふ十三日黎明も至ると雖も勝敗決せず賊兵益加はるに我前隊終健闘して甚だ疲勞する因て福原大尉一中隊を督して之に代り警視隊も亦銳兵を換て進む時に天未明も加ふるに大雨大も至り晦暝咫尺を辨せず城兵搜索て進む既おして天明け雨霽る兩軍相視るも其距離僅に五十間ばかり城兵呼喚して奮戦し直ちに賊壘も逼る然るに壘下懸崖にして攀るを得ず賊又壘上より連發するを以て官軍死傷頗

る多し大庭中尉井上少尉試補之に死す午前十一時軍を引揚げ再び議を變じ警視隊其前に當り臺兵繞りて賊壘の右に出んと井芹川に沿て進む賊兵之を知り亦川に沿て之を迎へ撃んとし兩軍途に逢ふ堀山軍曹兵を魔き挺進して賊を走らし臺兵之に乗じ賊の背より出て攻撃しければ城兵周章て戦ふ能はず臺兵火を賊巢に縱て之を燒き正面の兵望み見て齊く進む賊終に大に敗れ器械糧食を棄て鳥崎に走る途々城兵段山の全地を取て之に據り四百餘人を殺し四人を擒し銃器千挺藥彈若干を獲たり午後三時又至つて始めて戦ひを收む

勅使高崎正風福岡に至る事并官軍田原坂の壘を抜き植木に進む事

勅使柳原前光の西京に復命す爰に黒田中將の事終りて長崎に滞在せしが三月十六日征討參軍に任せられ又賊背攻撃の事を任せらる尋で兵隊巡查を引卒し軍艦にて八代沖より上陸し直に賊の後背を衝んとす黒田氏の奇兵を用ひて勝を得るハ尤も長嶺の所あり此日河村參軍高瀬お着す又豊後内の卷に出張の警視隊黒川村巡視のとき賊の哨兵六十人討り前後を取圍む警視隊大に苦み戦ふ所へ内の卷坂無手より援兵を出すに因り賊遂に潰散せり之を豊後口の開戦とす此日侍從番長高崎正風慰問として福岡に抵り總督の本營に就きて詔を宣べ總

督參軍少將以下士官兵卒に賜ふこと各差等あり皇后宮と皇太后宮といふ女官と共に親ら製する所の綿撒絲を傷を負ふ者お賜ひる將士之を聞き感泣かざる者おかりしといふ因て華族の細君以下士民の妻女にいたるまで各競ふて綿撒絲を製してこれを傷者お贈る爲白木綿の價俄に騰貴するに至る慰問使の木の葉及び植木の陣營に至りて士官兵士へ酒饌料を賜ひ負傷者へ菓子料を賜ふ○十七日木の葉口の進撃官軍の抜刀隊を使用して臺兵の砲撃するに引き續き刀を揮ひて斫り込み正面左側の賊壘三所を抜き既本道電信柱の側を截り斷て高き地お據り賊壘を眼下に視下し左右より押し寄せ來る賊を退かしひ賊兵憤激死を極めて進み彈丸連發し黒煙瞑朦として殆んど人馬を辨せざるに至る午後二時頃抜刀隊を出して坂上の賊壘を攻撃すと雖ども賊兵奮戦し反つて官軍利あらせ傷を被ひる者多きが故に軍を收む是より先き我軍壘を抜き屢追ひ撃す賊兵道路の傍に潜伏す少佐村田經芳狙ひ撃む術を得賊の遠き所に在る者といへども銃聲を聞かずして斃る此時又當り抜刀隊の勝利を得ること多き故に軍中より之を封建奇兵と云ふ○十九日黒田參軍の廣島の鎮臺兵の至るを以てこれを別働第一族團とす賊の背を攻撃するの部署を定む高島大佐歩兵一大隊

半と警視隊七百人を率ひて日奈久より八代へ向ひ黒田參軍の歩兵一大隊と警視隊五百人を引率して宇土綱の浦より八代へ向ひ挟み撃つて兩軍八代に會ふの策よて軍艦運送船と共よ先獅子嶋へ整頓し太砲を發して以て其兵の上陸を援けしむべしと十八日高島大佐の扶桑玄海神奈川の三船よ乘じ長崎を抜錨す又豊後口の檜垣少警視の一隊の二重嶺并に間道黒川口と三道お分かれて進撃し頗る劇戦すといへども砲臺を抜くことを得ず又田原坂の嶮へ向ふ官兵の本月始より已お十七日險お扼せられて進むを得ず野津大山二少將の大小佐尉官を聚て大舉激戦し植木お進撃し熊本城の圍を解んと其兵を部置そ十九日衝背軍黒木中佐鎮臺兵二中隊巡查百人を率ひて日奈久の北宇土と八代との間ある須口村へ上陸す此時日奈久お殘る賊兵三小隊計岸上に備ふ我兵遙お之を認め大砲を放ちお賊の不意よ襲れ狼狽して逃去れり因て官軍賊臺を拔巢口野村の間道を経て午後二時八代お入り高島大佐もまた八代に向ひて上陸し隊を分つて一は鏡村へ向ひ一は宮の原を衝かんとす○又田原坂の方よて第一陣の植木お進み賊を破るを目的とし第二陣の之よ應援し三陣の賊軍の拒ぎ守る者を扞禦と若し一陣敗るれば二陣の之代り三陣應援す悉て一軍二侯より雨を侵して谿を涉り植木田原坂の間を横截り街道の中央を斷んとす賊の連日の防戦に疲勞且大雨を待みおして各々備を怠たり居けるを官軍兵を潜め一時に咄と喊を作りて押寄せたれば賊の不意を襲れ周章狼狽て敗走す遂に街道の一壘を拔き逃る賊を追撃して賊を斃すこと無數漸く午前九時植木よ達し植木の賊營を突きければ本營の兵大に駭き砲銃を打棄て火を營に放ちて走る官軍田原植木よて分捕する所の大砲の六門小銃四百餘挺よ及ぶ官兵此機よ乘じて直ちよ植木を取り進みて向坂よ至りけるが賊隊を整へて回り撃ければ官軍之を逆へ交戦稍久し是より先賊兵の田原坂本道の壘及横平山よ對するの壘を守るもの其中央既に破るゝと雖も抗戦して敢て退かざりしが須臾にして兩所の壘共よ一人の敵兵を見ず此一壘の爲よ十餘日を費し其間風よ洩し雨よ梳り晝夜連戦する三日休せず然るに時至り一朝にして輒くこれを抜くを得る田原坂近傍の山岳の悉く松樹繁茂たりしが彈丸の爲に禿樹兀山とありしと其激戦想ふべし廿一日山鹿口の官軍の田原坂の捷報を得て此機を失ふべからずとて拂曉お兵を岩村より出し右翼の兵の撃て山伏峠を抜き傘嶺を奪ひ志々岐村に據りて敵を射たり既にして中央右翼の軍も亦鍋田村よ克て直ちに山鹿お迫る賊に至る所悉く潰走りければ我軍兵を分つて一

の間を横截り街道の中央を斷んとす賊の連日の防戦に疲勞且大雨を待みおして各々備を怠たり居けるを官軍兵を潜め一時に咄と喊を作りて押寄せたれば賊の不意を襲れ周章狼狽て敗走す遂に街道の一壘を拔き逃る賊を追撃して賊を斃すこと無數漸く午前九時植木よ達し植木の賊營を突きければ本營の兵大に駭き砲銃を打棄て火を營に放ちて走る官軍田原植木よて分捕する所の大砲の六門小銃四百餘挺よ及ぶ官兵此機よ乘じて直ちよ植木を取り進みて向坂よ至りけるが賊隊を整へて回り撃ければ官軍之を逆へ交戦稍久し是より先賊兵の田原坂本道の壘及横平山よ對するの壘を守るもの其中央既に破るゝと雖も抗戦して敢て退かざりしが須臾にして兩所の壘共よ一人の敵兵を見ず此一壘の爲よ十餘日を費し其間風よ洩し雨よ梳り晝夜連戦する三日休せず然るに時至り一朝にして輒くこれを抜くを得る田原坂近傍の山岳の悉く松樹繁茂たりしが彈丸の爲に禿樹兀山とありしと其激戦想ふべし廿一日山鹿口の官軍の田原坂の捷報を得て此機を失ふべからずとて拂曉お兵を岩村より出し右翼の兵の撃て山伏峠を抜き傘嶺を奪ひ志々岐村に據りて敵を射たり既にして中央右翼の軍も亦鍋田村よ克て直ちに山鹿お迫る賊に至る所悉く潰走りければ我軍兵を分つて一

賊の隈府に走る者を尾撃し一駐つて山鹿を守り一軍の三浦少將自ら將として行々賊を討て植木に進む此日植木の官軍の向坂に戦ふ日暮に及び山鹿の賊兵來りて側面を撃ち官軍支へ難くして引去る山鹿の賊勢ひ甚だ猖獗あり○二十二日賊の田原坂山鹿の嶮を官兵が奪はると雖ども敢て遠くさらす僅く退きて植木の南に陣し地形を循つて偃月形を築き鳥の巢を右翼とあし木留を左翼となし兵を數里に配置し是を據て我軍の熊本入を拒がんとす又官軍の遂に進んで旅團本營を七本村に設け味取町に兵營を設け間道より互ひ往來して山鹿と通せり此日總督の本營を南の關正勝寺に移す同日黒田參軍八代は抵る官軍既賊二十餘人を鏡町に斃し進みて宮の原に至る賊間道より我右翼の後に繞り來る官軍之を追ひ拂ふ賊また間道より宮の原に押來る官軍頗る苦戦及ぶ○二十三日植木口の軍大雨の中に進撃して木留に向ひ右軍の植木を攻むまた原倉より進み一軍の横平山の兵と相應じて三の岳より吉次越を攻め撃つ賊兵險に據て防ぎ戦ふ官軍賊兵共死傷頗る多し夜に入りて合戦いまだ止まず

木留口にて八人隊高名の事

二十四日七本村の兵の軍議を定め植木鳥の栖に守兵を置き先木留を抜んとし植木の兵を令して妄りに進むことを禁じ軍を進めて敵壘を衝き連りに敵壘を陥れ木留町に及ぶんとぞ此日黎明衝背軍の宮の原及び種山の巢窟を抜き大野山の賊を追ひ退け重壘を奪ひ長驅して北小川村の先まで進み日没に至りて戦ひを止む二十五日に至り賊昨日の敗軍を憤り曉霧の冥蒙に乗じ抜刀奮進して突き入りければ官軍支ふると能はずして退く將校皆大に怒り劍を揮ふて衆を叱咤し漸く隊を整へ返戦すると終日僅く昨夜守る所の地を取復す此夜賊兵十人餘また我陳を襲ひしが官軍亦撃て之を退く此日高瀬の本營と八代と互に事實を通ず小瀛船を以て海路の往復を開く衝背軍山田川路の二將少の諸將を部署して進撃せんと第二旅團は高島大佐第三旅團は山田少將第四旅團は川路少將之を率ゆ二十六日七本の軍と戦線を堅く守て敢て進まず午前一時木留の守兵砲を敵壘に發して戦ひを挑みしに賊兵直ち銃砲を連發せしかば我兵木留町に進撃し砲火を以て木留村を焼き賊壘十三所を取る時に廣島鎮臺十一聯隊の兵僅に八人彈丸を冒して進み散兵をあして壘下に達す其進退の巧みある人皆目を注がざる者なり須臾にして八人隊大に呼はり銃槍を揮て突入り賊兵十三人を殪して

其壘を奪ふ是方八人隊の稱あり我軍之を見て呼噪して齊しく進み連り、數壘を抜き木留町
 近き守備を張りて兵を収む植木口も亦賊を走らして大に戦線を進む八代の軍の兵を部署
 して宮原鏡村より進んで賊を撃つ其聲天地に震ふ賊支へずして敗走せり総軍急よ之を迫
 て直ち小川の要を取る山鹿口の軍の進んで攻撃する賊一人も見ずして還る尋でまゝ隈
 府に據る此日の戦ひ賊將兒玉某戦死すといふ

福岡及び中津の賊徒暴發の事 並 別府新助兵を募りて八代も迫る事

二十七日城兵二大隊巡查と俱に三隊に分ち寺町京町牧村の賊を撃つ城上より四方の賊壘を
 砲撃して聲援をなす黒烟天を覆て咫尺を辨せず賊軍殊死して能防ぐといへども遂に退き走
 る城兵は各處の壘壁を毀ち進んで京町も迫り賊の糧米を奪ひて城中も運送す賊軍の既に腹
 背も敵を受ると雖ども兵力未だ衰へず植木鳥の栖の間に相接すること數日あり是より先福
 岡の士族越智彦四郎、建部小四郎、久世芳磨等其黨を集て叛せり適 總督宮の本營を此に置
 る當り起つて之を襲とんとせしが官兵の至るも會ひ其計を止めたり然るも猶肥後の圍み
 解けず兩軍植木鳥の栖の間數日相持し賊軍容易く敗れざるを見て再び叛し越智等の黨を

集めて議するや薩兵強硬官軍之を征すること既に二旬餘あれども未だ鎮定に至らず我輩
 此機に乗じて兵を擧げ佐賀、久留米、柳川の士族も亦必ず起つて我も應せん前後夾み撃て一
 方を破らば我輩の事成んと衆みあ之を然りとす乃ち廿七日の夜二時を期し城を襲ふて其彈
 藥を奪いんとす期に至つて集る者凡そ四百人之を三隊とちし城の三方より來り襲へり時に
 城中の兵僅か一中隊賊の進むを見て砲を備へ一撃數十人を殪しければ賊怖れて走り火を
 大西吉村等も縦ち區務所の金一万圓を奪ふて去れり因て縣官直ちも巡查を集めて守備を爲
 し廿八日官兵城を出て其所在を搜索しけるも賊徒遠く遁れて野毛も屯すと知り進んで之を
 攘んとす適 大坂鎮臺兵一中隊博多も抵りければ品川中佐平佐大尉之を率ゐて殘徒を各地
 も夷滅し後ち首魁村上彦十、加藤堅等皆捕へたる

是より先き豊前中津の士族増田宋太郎黨を集めて亂を起し宋太郎は中津田舎新聞の編輯長
 たりしが曾て西郷の人と爲りを慕ひ鹿兒島へ往來せり西郷の亂を起すも及び友人櫻井貫一
 郎、梅谷安良等と窺ふ之に應せんことを謀る一日後藤純平宋太郎も一味し同志を會して謂る
 やう維新以來茲も十年朝憲未だ全からず朝も令して暮も改め人民守る所を知らず加之

無用の土木を起し官庫を空くし重税を課し人民の疾苦を顧みず 試みに看よ往年佐賀の役より朝鮮臺灣熊本等の事に於て政府の所置するところ其當を得たりと云んや且忠良を嫌忌ひ有功の人を除かんとと上は在る者奸謀既斯の如し我輩此の政府を恃みよせず真理の在る所に依て天然の自由を伸べ人民の義務を盡とべし宋太郎不肖なりと雖も義擧の先導者となり同士と共に遙か西郷を援けんとす知らず足下等の意如何と衆皆此事を然りとし共より力を盡さんとを望む是に於て衆より約し三十一日の夜八十人を分て四隊となし一は舊城の北門より支廳に迫り一はまづ市中の警察署を襲ひ餘の二隊に分て縣官馬淵某堀兼某の家を襲ふべしと宋太郎自ら支廳に向ひ彈藥器械を奪ふて火を支廳に放ち退いて追手門に屯す既して餘の三隊も亦警察署を襲ひ堀兼某を殺して來り會ひ此日未明中津を脱して大分の本廳を襲ひんとす合馬村に至りて用務所の租金六百圓を奪ひ又四日市の警察署を襲ひ遂に別府驛に進みたり是より先き中津の巡查馳て大分に至り變を報じければ權令香川眞一士族の壯年輩を募り自ら縣官巡查及び招募の士族を督して城に入り賊を城外に誘ひよせ銃砲を連發しければ賊怖れて迫らず火を沖の濱清池船須町に縱ち懲役場に亂入し囚人を出して市中の豪家を暴掠して濱脇村に退きたり此時朝間艦の瀬海を回航て變を聞き直ちに別府に入りければ賊兵驚き夜に乗じて油布院より二重峠を踰る其後遂に大津の賊陣に入る

賊將別府新介淵邊高照の鹿兒島に還へりて兵卒を募り彈藥を聚む田原坂の破るゝ及びて桐野利秋熊本より令を傳たへて曰く別府の新募の兵を督して鹿兒島を發し淵邊に駐つて城下を守るべしと是に於て新助の諸郷の兵千五百人を集め衆を鼓して道を急ぎ我兵の背に出んとす八代の軍疾く知りて之を備ふ賊兵朝霧に乗じて堅志田の陣を襲ひ我兵事不意に出るを以て頗る苦戦す國分少佐の衆を勵まして奮進し賊陣中て死す賊兵怖れて却き我兵機に乗つて進んで甲佐を抜き或は斬り或は捕ふること甚だ多し斯て四月六日黒田參軍各旅團長を本營に會ひ議して曰く我兵隊寡くして前後の賊に當るゝ不足らず固より我軍の熊本の圍を解ふ急なるのみ因て全力を一方に擧げ後面を顧りみず奮進して熊本に達する今日急策ありと山田少將高島少將俱に此議を然りとし之を川路少將に報じ七日八代の軍限川を隔て賊と戦ふ時別府新助兵を率ゐて日奈久より八代に迫るの報を聞き駐防の兵守備を嚴しして之に備ふ時山田大尉手島中尉兵一中隊大砲二門を以て長崎より八代に抵れり

八日別府新助兵千五百人を以て八代に迫りければ我兵逆へ撃て利あらず遂に賊兵進んで八代を圍む我兵激戦して之を走らせ遂に參軍本營を宇土に移しけり

國事犯の決刑を總督の宮に委任せらるゝ事 并 三方の軍賊壘を陥る事

是より先き九州地方國事犯決刑の事を總督宮有栖川熾仁親王へ委任せらるる蓋し佐賀征討の例に依てあり是に於て河野幹事、小畑判事の指揮を受けて審判の事任じて九州地方に出張す此時官軍の田原坂を攻むるや前後二十有餘日を費せり世人謂く一二賊壘の拒ぎ守るにわふて之を擧ると能はざるは將たるもの、戰畧に乏しきかと畢竟攻守其勢を異とするを知らざる者の誤見あり五日山鹿口の進撃賊壘三ヶ所を抜きて終に鳥の栖村に抵り賊の本營與方寺を襲ふて兵器及び糧米六百俵を得て去らんとする時賊兵遽かに返し撃ちて短兵急迫る我兵地の利不便且つ孤軍にして援兵なし因て南田島に胸壁を築き之に據る六日七本の軍左右の翼を張て木留に敵壘に迫りしが拂曉我左翼の兵挺進して賊の二壘を抜き之に據れり此二壘の最も賊の要害とを以て賊兵力を盡して返撃すること數あれども終に取り返すこと能はず是に於て我兵直ちに荻迫村に進み火を賊據り縦つて之を燒き右翼の兵又木留の背

後進み左翼の兵も亦陣を獲迫り進ましむ七日山鹿口の軍復た古閑村に進みて賊の兵と鳥の栖に對壘す八代背後の賊兵此日遂に敗れて人吉に走る川尻の賊もまた緑川に出けるが第二旅團之を六彌太の渡に遶へ堤に循つて狙撃隊を配し以て砲を烈しく射撃す賊渡ると能はず此夜賊の兵暗きに乘じて川上を渡りて我哨兵の左翼を襲ふの状を示し俄か轉じて其右翼へ出て木原山を侵す我守兵力戦して之に當り援兵二中隊と兵を合して賊を撃つ賊兵死傷を蒙て走る我兵逃るを逐ふこと數町にして賊軍手負討死數を知らず此日曾我少將の第三旅團の兵を率ゐて宇土に至る〇八日七本の軍朝霧に乗じて左右の翼と張り木留の敵壘に迫る時は先鋒の兵奮進して鹿子木に出て賊の横を撃んとす賊兵死戦して之を防ぎ戦ひ尤も勵みけれども我兵屈する色なく遂に撃て賊を走らす此時我右翼も亦木留の本道に戦ひしが賊高きと據つて大砲を發す我兵撓まず奮戦して山口村を援取り日暮に至りて兵を收む

熊本籠城の事 并 奥少佐團を突き宇土に達する事

此時に當り熊本籠城已に五十餘日及び糧食既に乏しく日お援軍の來るを待しに田原坂植木の賊兵強梗して能く防ぎ相待すると數旬及び未だ城下は達せざれば是に於て戰時四



大佐少奥
 七乘小霧
 突く困



月
 三

飯の制を改め減じて三飯と爲し軍人の食朝の粥を用る晝夕の二次の米粟或の麥を加ふるものを用る文官及び武官の幕中お在て自ら奔走せざるもの粥二次と定む或の城兵の夜も乗じて食を城外に索め米麥等を得て之を城中に收め以て糧食の欠乏お備へたり又兵卒中に諸職人あり是を以て豆を得れば豆腐を製り麥を得れば飴を製し皆之を病院に送り以て病者の食充つ或の城の堀を涸して鮎鯉の類を捕へ又の廢馬犬猫等を食ふに至る將校も亦志を守備の策も専ら或の砲臺を毀つ鎗鉤を製し或の敵陣を燒の投火器を造り之を用て皆能く其効あり上の將校より下の兵卒に至るまで守城の念斯の如く堅しと雖糧食日に置さを告げ餘す所僅お十三日を支ふべきのみされれば將士竊も突出の議を定ける所既にして宇土の方位に當て砲聲あるを聞き背後の軍漸く近づくを知り其議を止けるが九日及び此軍未だ達せざれば是も於て再び突出の議を決せり○斯く八日の曉天奥少佐一大隊を率ひ城を出て安己橋の賊を衝き又別一大隊を出して賊も當らしむ時に大霧にして咫尺を辨せず奥少佐之に乗じ橋を渡り疾く馳て水若村に至りけるが別軍も亦之を繼で九品寺に至れる時賊將坂田諸潔其部下の安己橋お潰しを聞き馳て之を整んとしける所途中て流

丸足も中りて進むを得ず賊の諸隊の之を知り遽に尾撃せんとするを我別軍之を知て其背を搦ければ賊兵顧て之と闘ひたり其間に奥少佐の中牟田村より御船街道にいで途中烟を擧て城兵も報じ緑川を渡りて隈庄に至り宇土の軍の偵察兵も遇ひ夫より櫻山も循て宇土も達せり賊を捕ふると六名我兵の死傷の僅に三名なりさて城中の別軍も奥少佐の既も遠きを謀り尙進で白川の岸も戦ひ賊疊數十を抜き逃るを逐て階子渡に至り對陣しけるが午後三時兵を收て城に入れり此時米七百石を九品寺村も獲て之を城中に輸送せり是日黒田參軍の高島少將伊藤少將と共に木原山に登り俯して地理を按じけるが遙に一隊の兵塵を揚て我哨線に近づく者あり念らく賊兵來れりと斥候兵を出して之を視せしむるも奥少佐城兵を率ひ團を衝て來れるありと諸將大お喜び之を本營に迎へ城中の狀を問れけるも答て曰ふやう糧米猶二十日を支ふべし獨り藥品の缺乏を患るのみと乃ち其勞を慰られ大も進撃の部署を定め十日を待て諸道より併せ攻んとす

宇土の軍大進撃の部署を定め熊本城も連絡する事

十日川尻進撃の部署を定めけるがまづ第三旅團の甲佐より進で御船及び吉野を攻め別も第

一旅團の兵を分て之が應援とあし第一旅團の隅の庄より進で上島の渡を衝き第二旅團の兵を分て之が應援とあし奥少佐率る所の熊本鎮臺兵一聯隊を以て嚮とし第二旅團及び黒川大佐の兵の遊撃隊と合して今形の哨兵線を進め隈の庄を畧す十二日宇土の軍の大諸道より併び進ましむ其部署大略前云ふ所の如し既にして第二旅團の先鋒の賊の斥候兵に遇ひ我兵力戦して之に當れども勝敗未だ決せず第一第二旅團の兵の午前四時吉田口より進み賊の逃るを追て御船船村に進入しなや進で竹宮に迫れり是日未明坂梨の官軍の進で坂梨嶺の賊壘を撃ち逃るを追て内の牧に至り賊の輜重若干を分捕れり斯て十四日山田少將、黒川大佐の縁川を渡り杉島に侵入せしと賊遂に敗走しければ正午十二時撃て川尻を取り山川中佐一中隊を督して逃るを追ふに一人として防ぎ戦ふ者無れば遂に長驅して熊本城下に至れり此時又當て木留、鳥の栖の賊軍の日々お退縮し背後の官軍も亦既にお迫り城兵の堅く守て屈せざれば賊軍の三面に敵を受け如何ともすること能はず遂に議を決し退きて木山大津に據らんと是日兵を督して砲銃を連發し四面齊く城を攻るの虚勢を示し徐に軍を退けんとしけるが城兵の賊の砲撃常お倍するを見て念ふに彼等死を決して城を拔んとする也と防禦尤も

勉けるが賊砲漸く衰へ遂に其響を絶せしが城兵の其軍を收て退きしを知すますく守備を嚴として其狀を窺ふ所は山川中佐の兵城下に至るを見て城兵思らく賊再び來れりと令を傳て砲撃せんとし山川中佐佐士官に令し令旗を揮て之を知しむ城兵始て圍の解たるを知り門を開て之を迎へ歡呼の聲城中に滿り十五日に至り木留、植木、鳥の栖の賊兵も自ら火を營に發て退きければ我兵直に進で之を尾撃すれども賊敢て抗せざれば我先鋒の遂に進で熊本お入り時賊の殘壘を見るに器械糧食の類に至るまで更に一物を遺さず我士官等之を見て其退軍の巧なるを賞しけり是日黒田參軍自ら各旅團を率ひ藥品糧米酒肉等と輸送して熊本城お入り將士守城の勞を慰問せらる片岡侍従も亦俱に城お入り勅旨を谷少將以下將校士卒に傳へ物を賜ふこと各差等あり十七日遂に總督本營を熊本城中に移しけり

官軍兵を分て三面包撃の策を爲す事 並 官軍鹿兒島に到る事

熊本の圍既に解け諸軍みな連絡を通じますく賊軍を攻撃すべき時なるをもて十八十九の兩日又於て大いお軍議を凝しける初め隆盛人に語るや薩軍の精銳を以て田原坂の險岨を扼せば能く半年を支ふべしと云かるお二句を出して官軍お打破ら木留、植木の險要を併

て皆之を失ひ期する所、悉く齟齬しければ、その熊本を退くに及び賊將等の議、各合す衆論頗ふる激ありしが、隆盛の始より沈黙して終、一言を發せず衆論の歸する處、又任せ遂に退ひて、木山を根據とし、兵を大津、竹宮、甘木、御船の四所、又分配して、大に防戦の用意を爲したり。官軍の賊の守線に循つて攻撃の策を決し、三浦少將の第三旅團を領し、大津より東豊後路、又連り遙か、又二重嶺の官兵と相應援し、野津、三好の兩將の第一第二の旅團を領し、本營を竹迫、又置き、大津、枯木より川窪の方面、又對一、大山少將の別働隊、第五旅團を領し、立田山、又陣し、南部、渡鹿、保田窪に向ひ、樺山中佐、兒玉少佐の熊本鎮臺兵を率て、神水、竹宮の賊、又當り、山田少將の別働隊、二旅團を領して、熊の庄より、甘木、又向ひ、川路少將の同第三旅團を率て、堅志田より、御船、又進み、三面より之を包撃せんとし、又會我少將の第四旅團、又將として、軍團本營に駐るべしと、部署既に定りければ、愈、明る二十日を以て、大舉進撃とこそ決せ、○さても、廿日の未明、諸軍攻撃の線を進めけるが、川路少將の午前、五時自ら兵を督して、賊に當り、接戦、尤も力め、第九時終、御船を拔き、本營を移したり、山田少將も亦、曉天より兵を屬し、撃て、敵兵を敗り、勢に乗じて、甘木に達せしかば、乃ち本營を設たり、野津、三好、三浦の三少將の敢て、戦を需めず、唯其守線を固く守

れり、熊本鎮臺兵の砂取より、神水を経て、直、竹宮の賊壘を突けるが、賊兵強梗、又して善く防ぎ、午後、又及ども未だ之を抜こと能はず、賊のその戦線の突角を保田窪等に出、帶山と名くる高臺、又據て、砲壘を列ね、穴臺場を作つて、官兵の攻撃を防ぎたり、この近傍の地勢平坦にして、惣て山と呼び、岡と稱するもの多し、密樹の高臺にて、田原、木留の如き、險阻、又あらず、是、又於て五旅團の歩兵の左右、並び進で、前面より之を射撃し、砲兵の四斤山砲の着發等を連發し、攻撃、尤も力めしが、賊兵、又、撓ず、午前、十時を過ぎ、我軍進で、漸く、突角の賊壘を陥る、されども、賊、又、返撃して、之を撃ければ、我兵、支、又、遂、又、壘を棄て、退きたり、是、日、曉、五時より、午後、二時、又、至るまで、激戦、更、又、止、又、ざり、ければ、兵士、大、又、疲、又、れたり、是、又、於て、更、又、精銳の、新、又、手を、換、又、へ、齊、又、く、賊、又、壘、又、衝、又、て、入、り、破、又、竹の、勢、を、以て、掩、又、撃、又、し、ければ、賊、又、兵、又、堪、又、ず、先、を、争、又、て、逃、又、奔、又、れ、り、我、又、兵、又、の、火、を、其、又、兵、又、舎、に、放、又、ち、須、又、臈、又、にして、悉く、帶、又、山の、諸、又、壘、を、陥、又、れ、ち、又、進、又、で、火、を、新、又、南部の、賊、又、巢、に、放、又、ち、逃、又、る、を、逐、又、て、憤、又、進、又、す、既、にして、賊の、援、又、軍、又、數、又、百、又、人、又、敗、又、兵、又、を、合、又、して、返、又、撃、又、し、我、又、が、兵、又、の、背、又、後、に、出、又、で、其、又、不、又、意、を、襲、又、來、り、防、又、戦、又、頗、又、ぶ、る、難、又、く、先、に、抜、又、く、所、の、壘、又、砲、其、半、の、賊、又、の、爲、又、を、奪、又、れ、たり、翌、又、廿、又、一日の、拂、又、曉、帶、又、山の、軍、又、賊、又、壘、を、攻、又、撃、又、して、大、に、利、又、あり、因、て、昨、又、日、失、又、ふ、所、の、位、又、置、を、盡、又、く、復、又、し、ければ、御、又、船、の、賊、又、二、又、千、又、餘、又、人、も、遂、に、夜、に、乘、又、じて、遁、又、逃、又、せ、り

此日官軍の死傷百余人にて樺山中佐、村田少佐も亦僅く傷を負けりとぞ

河村參軍、大山少將、高島少將の士卒四千餘人巡查五百人を率ゐる軍艦汽船等合せて六艘も乗りて鹿兒島入り廿七日午後二時諸將校上陸して鹿兒島城に達し哨兵を四方に張り防禦線を定め砲台を城下要害の所に築き肥後及び日向路の不意に備へ攻撃防禦の準備頗る堅固なりされば三十日お至るまでの城下お於て一人の賊を見ず又一發の破聲を聞ざりしが唯縣下の士民無根の妄説に謬られ大に危懼の念を抱くもの多し時征討總督の宮より令旨を鹿兒島縣に移し之を諭さる且又河村參軍大山少將よりも親く士民に諭す朝旨の在る所を以てそれども士民妄に隆盛を信するもの多く人々皆謂ける西郷の一たび足を擧て北行せしより捷報日に至り未だ曾て敗軍れ説を聞ず是れ官軍の我を欺くあらんと或の憤り或の疑ひ相率て逃亡とるに至れり又縣治の事に至ては舊官吏の捕縛せらるゝもの多くして新任の縣官の未だ至らず是を以て仁禮海軍大佐假令縣令の事務を擔當せり

賊兵矢部を退きて潰散する事並岩村縣令士民に諭す事

却説廿一日以後熊本方面の賊の天津、木山、御船等の地に於て一兵を殘さず矢部に向て退き

しが我軍の其模様を探偵し進撃の策を決せんとし抑矢部の地たるや四圍皆山として南一方を除くの外に進軍の路なき絶險の一要素なり賊の此地お據り漸く都の城お入り薩隅日の咽喉を扼し以て天下の勝敗を争んとしたりけり廿五日各旅團の兵の次第に矢部の周圍を繞て進み兵氣大に振ひければ賊又矢部を退けり賊兵の矢部を退くや二道お分れて一は日向の國境に入り高千穂の山脈を踰へ三田井、宮津を経て延岡に達せんとし又一は山路を過て間道より人吉に達せんとし人吉の道路たるや尤も險危にして葛を攀ぢ棧を渡り人馬並び行くと能く僅に一條の樵路あるのみ大抵賊の強壯なる者の皆道を此に取り傷者及び軟弱ある者の悉く延岡に向て走れりとぞ○五月二日川路少將の別働第四旅團を率て堅志田を去り轉じて八城方面お向て進みけるが佐敷より三太郎峠の險を越へ直お薩摩に入り出水阿久根お突入せんとしたりけり此日曾我少將の部下の兵四大隊及び砲工其他附屬の兵を率ゐる鹿兒島に赴けり又是日岩村通俊の鹿兒島に達し即日縣治の事務に著手し令を出して任お赴くの由を告げ隆盛が兵を擧るの名義なきを諭し歸順のものを招撫し裁判廳を開き陸軍の駐防の人民保護の恩旨お出るを告知する等二日おして布達の数第十號も及び或の慰め或の諭し人心

をして和平に歸せしめんとするも鹿兒島の士民の更に朝旨を解せず疑悞の念交も至り門戸を閉ぢ市中然たり此時東伏見宮も亦至り先に河村、大山、高島諸將の率て此に在る所の見兵凡六千餘人を併て總計八千三百四十九人なり是前夜報あり賊徒漸く鹿兒島を襲ふの勢ありと是に於て我軍の兵を勦し署部を定て來襲ふ備へしが五月五日の早天賊兵凡そ八百人城山の背後に出で巉巖絶壁を攀て我壘に迫りけるが我兵砲壘に據て堅く守り賊の近づくを待て數十人を殪しければ追ひ慄悍の賊兵あれども敢て之に當ること能はず死者を棄て奔去れり我兵進で防禦線外の人家に放火し以て賊巢を一掃せり賊の終始砲戰を好すたゞ虚に乘じて短兵接戰を試みんとし屢其隙を窺ひしが我兵敢て之に應せずたゞ其進むを待て銃砲を激射しければ彼等志を逞うすること能はず是日午前九時強雨大ふ至り風勢尤も烈しき時小東北の防禦線を守るもの其方面に障る所の民家も放火せし故焰烟雨脚を衝て黒雲に接し延焼すること六日に至れり是より先賊の人吉も據るや官軍鹿兒島に入るの報を聞き忽ちその策を變じ兵を分て二とあし一の大隅に向ひ一の薩摩に向ひしむ其大隅は出るもの日向ある都の城の天險に據んとし薩摩は向ふもの肥後の國境牛山の險を取り窪田、大村を

經浦生吉田等も出て以て鹿兒島を圍んと是に於て官軍の配兵の河村參軍、大山、高島、曾我の三少將もて十八大隊餘の精兵を率る鹿兒嶋にありて賊に應じ山縣參軍及び谷少將の熊本に在り野津、三好、三浦、山田、の四將の各々其方面を守りたり川路少將の曩に警視隊を率て八代口も出けるが長驅して日奈久、佐敷、水俣を過ぎ肥後の境を踰て薩摩の米澤も達し市來、伊集院より賊巢を一撃せんとしたり

鹿兒島の賊兵甲突川より襲來る事 並 佐敷水俣豊後口合戰の事

鹿兒島の賊兵の五月七日午前三時甲突川の下流より我防禦線を襲しが我兵之を知り其迫るを待て殲んと敢て一彈を發せず賊兵憤進して中流に達し砲壘を距ること數十間に及べる比我守兵俄も大小砲を連發し立どころも數十人を斃す然れども賊中十餘人の敢て退かず進で崖下に迫り銃を發して砲壘も登んとすされども斷崖屹立之を攀るも苦む我兵俯して崖下も射殪せり是より先賊兵川尻大敗の後池上四郎も密に書を鹿兒島に在る桂衛門に送つて曰く前日川尻の敗の罪もあらずして器械の全からざるも在り宜く速く外國人に就て之を買求むる策を乞ふと桂衛門直に人を佐多岬の燈明臺に遣り外國人に就て之を圖りしよ

外人其請を拒で容す是に至り加世田の堅浦は碇泊せる英國の軍艦に依りて之を請ふにまた許さず故お事遂に成す世人みち渠が中外の事情は暗きを笑ひけり
 此時賊の根據を人吉またて大口は連絡して日薩の別軍と聲息を通じ盛に攻防の策をなし我軍の虚を伺て竊に突出せんとす是は於て川路少將の水俣に向ひ野津、三好の兩將の木山、大津の方面を守り熊本鎮臺の矢部の濱町より馬見原の方面に當り堀江中佐之を督し山田少將の別働第二旅團三浦少將の第三旅團黒川大佐の別働第四旅團を領し是月六日を以て攻撃の戦端を開きけるが賊の既お山お據り水お沿ひ一二小隊を所々分派し官軍來らば之を防ぎ守り來らずんば突出するの策をせり此兵の先お賊將逸見十郎太が摩薩お還り募る所の二大隊と肥後佐土原等の士族あり賊又椎原より出て別働第二旅團の守線を襲うが我兵撃て之を敗れり八日も亦來り襲けるが我兵直に撃て之を退けこの日我別働第三旅團の水俣川を沿て進み其哨兵線を張て久野木お至りける所賊兵短兵もて不意に我背後を襲ければ我兵防ぐと能はず終に大に敗れ大關山、久野木村の守をすて仁王木村お退きしが賊兵敢て尾撃せず久野木を焼て國見山に退きたり

曩お賊軍の二大隊の兵を鹿兒島に派遣し人吉に専ら防守の策のみなりしが既お其不利を謀り且軍備も漸々整ひければ進攻を試みると欲し直に八代を衝の籌をせりに既にして我兵八代を堅く守るに會ひ終に其志を果さず是に於て議を變じ日向路より馬見原より豊後に入り竹田街道を突て直に進出んと竊に其機を窺たりしが十二日また賊兵曉天お乗じて佐敷の官軍を襲たり此時我兵の在るもの僅に三百人おて邀へ戦ひしが須臾にして第三旅團の兵來りて援け遂に撃て退けたり爰に賊の部將野村忍助兵を率て延岡に駐り竊に豊後を窺ひ其備おさを知り兵三百人を山道より進め俄に重岡の警察署を襲ひ又區務所入りて公金を奪取り十三日賊兵三重市より進で岡を圍み警察署を襲て彈藥銃器を奪ひ區務所の公金を掠め支廳を毀ち四方に押出して民家を暴掠しければ遠近これが爲お騒然たり○斯て十五日お至り豊後の變報軍團本營に達しければ乃軍を日向路、豊後路に遣て之を援ひ又遊撃隊の下の關お駐るものをして中津に至らしめ十六日賊兵將に大分を犯さんとす其備あるを知り避て鶴崎お向ひけるが時お警視隊の新に東京より來るもの佐賀の關に上陸して大分の危を聞き直に赴き援んと進で鶴崎に宿陣しける所午後十一時賊兵突然としてその旅

營を襲來たり巡査三名之に死せり我軍遂に兵を勅し賊を襲て之を走らし更に孟春艦に乗じ
 沖の濱に上陸して彈藥を大分城内に入れ師範學校を以て其本營とし哨兵を曲輪外の要所に
 配して以て賊の來襲を備けるが賊兵も亦臼杵に退き遂に竹田の賊を合せり是に於て竹田の
 賊勢惣勢千五百人と言觸し哨兵を張て守備をせり是時お當て官兵の向ふ所鹿兒島、水俣、
 佐敷、馬見原、竹田等にて戰線の廣く且遠きと殆んど百里に至れり是より先鹿兒島駐防の官
 軍の十四日午前十一時を期して一大隊半を以て武橋より兵を三路に分ち漸く進で谷山に入
 り火を硝藥庫に放ち遂に谷山の殘賊を追拂へり是より後賊軍敢て來り襲はず我軍も又擅に
 進むを禁じたに堡壘に對して砲戰するのみあり此時賊の鹿兒島を圍むもの多くは刀劍を帶
 て銃器を所持するもの甚だ稀あり十五日に至り勅使東久世侍從長、尾崎大書記官鹿兒島に
 抵り川村參軍、大山少將其他將士の勞を慰られ皆各々お賞を賜ふ

官軍福山を襲て賊の糧食を燒く事 并 木戸内閣顧問薨去の事

鹿兒島の官軍の十七日海路より福山の賊穴を破るの議を決して兵を部署し高雄丸と清輝艦
 に駕し九時五分に錨を拔て急行し大凡一時間にして福山沖に達せり福山の地たるや大隅の

一部に位し鹿兒島より都の城に達するの街道たり山に據り海を扣へ尤も要害の地あり鹿兒
 島を距ると陸路十里その海灣の水底深く船舶を繋ぐに便あり清輝艦より「ツルツプ」砲を以
 て著發彈を發射しけるに賊營に命中して破裂するもの半に過ぐ我軍艦漸やく進んで一二町
 の距離及び撃射すると尤も劇し因て賊兵小銃を放て之を防んとするに渠の彈丸と皆水中
 に落ちて我に達せず初め我高雄丸の清輝艦に後るゝと少時ありしが該灣に達し清輝艦の撃射
 するを見て兵士を解舟に移し小なる漁船を以て之を曳き直に進で陸地より小銃を放ち無
 二無三に憤進しければ賊終に潰れて走りけるを我が兵尾撃して福山村に入り火を人家に放ち
 ける本我軍の此地を襲ふや啗ふ賊を破るのみにあらずして其兵糧を茲に蓄るを察し之を
 奪て其根本を絶の策を以て之を燒り凡各所の倉庫に蓄るもの殆んど二千石餘あり
 とぞ二時三十分各兵を整頓して全軍鹿兒島に還れり

○鹿兒島の賊に又廿二日より來り襲ひ盛に大砲を彈射しければ我海軍も亦之に應じて砲撃
 せり廿四日に至り我軍一大隊餘西田高麗の兩橋を渡して進けるに豈圖んや賊兵突然として我
 本陣を衝て來り斥候中軍の間を斷ちければ是に於て我軍の首尾相連絡すると能はず遂に大

ひみ敗走し彈藥二千發を失ひ午前六時戰を止む此戦み永田少佐賊彈み中て死せり其他兵士の死傷十六人に及べり又縣令に櫻島、赤水に假廳を設け諸般の事務を取扱ひ且教育の事を施行せり

廿六日内閣顧問從三位木戸孝允西京も薨去せらるる孝允は是年一月主上に扈從して西京も至りしが偶鹿兒島の變その端緒を露はしけれを孝允切み奏して御輦を西京も駐め征討の詔を發しかよび自ら征討の任も當んことを請ふ時に大久保利通東京より至り連み孝允の出征を止めけるるが孝允聽す二月十九日勅きて曰く汝の朕の股肱たり當に留つて朕を輔佐とべまこと事遂も止り賊兵熊本も入に及びて終に有栖川宮征討總督の命を奉せり孝允常も天下の事を憂慮し四月五月の間も方り宿病再び發し遂も起つ能はず既にして病いよく篤し五月十九日天皇其寓居へ臨御ありて親しく懇み慰問せられ二十五日を以て孝允を勳一等も叙し旭日大綬章を授けられ明日終も病薨み薨去せり享年四十四歳なり孝允の病も在るや常も天下の事を忘す自から起さざるを知り遺言する所も亦大抵天下の事あり既にして二十八日も至り天皇侍從鍋島直彬をして旅館も就き正二位を贈り并びも金幣を

賜ふ又 皇太后宮井も 皇后宮よりも金幣を賜ひけるが是日西京の靈山も葬送せり此時特旨を以て儀仗兵をして之を護送せしめらる

廿六日の事ありしが合衆國の軍艦一艘鹿兒嶋灣も入來れり鹿兒島の現狀を視察し且在陣將校の起居を勞慰せんがため來航せりと告げれば午後二時我士官數人小も汽船も打乘て其軍艦も到り艦中を一覽し畢て客室も就き告るも防禦線の脈絡及び現時の戰場を以てし又その請を許して同艦の士官數人を伴ひ上陸して線内を巡り委しく之も指示し又之を砲臺に誘ひ大砲彈射の狀を見せしめけるも士官大も之を賞讃し且その守線の至當あるを感じ厚く謝して去れり

賊町田梅之助兵を擧る事並人吉落城の事

斯て廿六日諸軍を部署し廿七日山田少將も大槻の山も登りて親ら兵を指揮し急も進んで之を抜く此日豊後口の全軍議して竹田を進撃す警視隊も鏡川を涉りて七里村田代等の胸壁を衝くも賊固く守て抜けぬ此時玉來口を功撃せるの臺兵も抜くこと克もして俱も線戦も退き守る廿九日別働第二旅團進んで人吉城を攻撃せんとす三十日山田少將も部下の諸隊を率

ゐて各所へ進撃し一の俣大槻の賊へ接し激戦數時ありしが官軍頗る苦戦して遂に賊を山下の平地へ退け以て軍を收む此日豊後口の野津大佐の賊を尾撃し繞りて背後へ出て三重市を襲へんとし奥少佐の遊撃隊を率ゐて進んで三重市の正面を衝き又三好少將部下の諸隊の川岸權現山の方面より進んで中神渡り切通に向ひければ賊の險に據て能防ぎけれども遂に撃て之を破り渡り入り初め謀の者賊兵の甚だ少きを報せ因て直ちに進んで賊壘を奪ふ賊兵千五百人忽ち四方より押し寄せて孤壘を圍む我兵重圍に陥り辛ふじて一方の血路を衝きて大分を走る此事早く大分を聞えければ急を警視隊を操出し野津大佐の急を兵を引還して賊に向ふ賊又初めの如く寡兵を示すと雖も我兵此術中を陥らざ賊夜を乘じて兵を引揚げて臼杵に退く○爰に山口縣下萩の賊田梅之助等二百餘人を嘯集て萩の警察署を襲ふ是に於て縣令關口隆吉以下大に警備に注意し密に其手配をあしけるが時又巡查の山口にあるもの僅に五十餘人のみ因て即夜電報を以て馬關の兵隊及び巡查を萩へ出さしむ而して兵隊未だ至らざ賊徒のはや進んで萩へ入り警察署を砲發す警部以下寡兵を以て敵をべからざ賊營を火をき進んで明木を燒き佐々並驛へ據る巡查早く一の坂の險を奪ひ進んで佐々並を衝て之れを

走らざ又古戰場村の岐路へ戦ふ賊兵直に短兵急に接し賊魁田梅之進の刀を揮ふて猪突しけるを短銃を以て之を斃したれば餘賊悉く走る
 爰に山川中佐の一隊の兵を分ちて二隊と爲し一手に進んで黒野田山へ堅壘を築き一のその山麓より進んで川邊深見の兩村を經直ち人吉へ進入せんとするも賊亦此處へ大砲數門を置き防戦最とも烈し又瀬摩山の方面へ進みし一隊の途中にて一農夫へ問ふ賊兵一人もあきよしされば直に進み行くと數町忽ち深林の中より小銃を發すること雨の如し我兵其不意に駭き先を争ふて逃走る瀧川中尉之を見て劍を揮ひ身を挺きんで突進して兵士を指揮し其身十餘創を被ふり満身血に染たれども猶劍を揮きて退どかき笑みを含んで死せり○六月一日人吉攻撃各路の軍の一齊に聲息を通じ午前九時進んで人吉に入る山田少將の自ら別働第二旅團を總督し進んで人吉を攻落し遂に之に據る是より先き城を守るの賊の其保ち難きを以て一軍の米良峠を越えて日向に入り一軍の大口一軍の加久藤に走る或ひに云ふ賊魁西郷隆盛の人吉落城前五六日より此地へ在ると此日豊後口の賊臼杵を陥る初め臼杵の士族賊兵城下を襲ふの報あるを以て軍議を決し凡そ八百名を二隊に分ちて一の佐伯口の藏住峠一の

竹田街道に拒ぎ縣廳よりの警視隊百名を臼杵に遣る是より先き賊の竹田を破るゝや魁將
 桐野利秋美々津にあり援兵數百を出し諸方の賊を合して三重市に入り官軍と戦ふて之を克
 つ既にして支ふ可らざるを以て其兵を轉して臼杵を襲ふ臼杵の士族隊及び警視隊の南津留
 不動前を戦かふて利あらず賊進んで荒田村の堤に據る我軍の望月村より砲を發して之を擊
 つ賊の一隊の佐伯より姫岳を踰え問道より遶りて城下に進み又一隊中より臼杵荒田峠水が
 城の峰を越え江毛村へ出て賊軍を夾み撃つ賊軍大いに亂れ稻葉茂等奮進して死に警視隊一
 方を衝きて禹王口へ退く賊遂に臼杵を奪ふ○二日竹田に在る所の野津大佐の兵と鶴崎より上
 陸せし警視隊六百人と兵を合せて三重市に進む此時大分の全兵應援の路絶ぬ孤軍となる是
 ゐ於て大分に在る所の熊本裁判所支廳并區裁判所等も若し事急は出る時の竹田へ移轉すべ
 き議を決し緊要なる簿書のみち之を輸送せしが是日より七日に至るの間差たる攻撃をし
 人吉の官軍部署を定める事並日向路へ進入の事
 是より先き人吉既し陥り各旅團は諸兵の勢に乗じて賊を尾撃せんと其部署を定めたり
 川路少將の別働第三旅團を率ひて肥後地總軍の右翼に當り本營を水俣に置き漸やく其軍

を進めんとして三浦少將の第三旅團を率ひて本營を佐敷に置き其左翼の三が浦より其右
 翼の國見山を経て上小場より山田少將の本營を人吉に置き其右翼の三が浦より達し三好少
 將第二旅團を率ひて本營を八代に置き二大隊を豊後へ派し一大隊を日奈久へ出し兵凡十三
 中隊以て同所を據有し野津少將の第一旅團を率ひて本營を馬見原に置き其右翼の別働第二
 旅團と連絡す是より於て官軍の肥後地に在るもの左翼は第一旅團より右翼の別働第三旅團に
 連り漸次進撃の状あり其連絡の長さ総て四十五里に連續す川路少將の旅團の漸く出水へ進
 入して三浦少將の旅團の大口へ進み山田少將の旅團の加久藤を尾撃し野津少將の豊後の官
 軍と並び進んで日向へ入るを期す初め別働第二旅團の人吉に據りしより賊兵の日に軍門に
 降るもの多し先二日より十日に至るまで薩人其他佐土原人等を合して六百餘人あり且人吉
 の副總長 犬童沼成、參謀兼監軍 瀧川俊藏、參謀 東久郎次も亦二百六十人を率ひて降り銃器
 并に金二萬圓餘も齎せり薩賊にて中隊長 滿尾勘兵衛 右隊長 永友 金之助 軍監 有留 清揚の三人
 も亦降り○五日黎明警視隊進んで不意に干城隊が守る所の鬼ヶ嶽を奪ふ午後賊兵又突進
 すれども我兵變動なし七日川路少將の鬼ヶ嶽にいはる此日三浦少將兵を率ひて久木野の正

面を撃ち薩界に至る此戦ひ翌日に及びて未だ勝敗決せず賊小川を棄て一口に走る我別軍小川三村も守備を置く○此日鹿兒島の賊兵初めて攻撃線諸所に大砲を設け是より日々壘中を射撃す九日豊後口の官軍決議して臼杵を攻撃と野津大佐臼杵を距ると十町許の水ヶ城の小立陣し大砲を置きて發射す賊も亦市中の二階より砲を發し是より於て大佐の軍を五隊に分けて進み諏訪山の官軍の背後の間道より其不意を襲ふ賊披靡して或は臼杵市中へ遁れ或は平清水に走る賊將桐野秋秋の臼杵郡の所々に出没し士民を脅迫して兵を募るふより止を得ずして賊に陥るもの數多ありと云ふ十日豊後の軍より砲發す市中俄に火起り煙焰地を捲きて白日冥濛たり○扱も山田少將の一隊の人吉城を落せしより此勢に乗じて敵を打破らんと十一日午前五時頃人吉より辰巳の方へ押出し左翼の田代村の邊にて戦を始め其右翼の赤池村の邊まで進み其日の正午十二時頃より既に四十九瀬山の賊壘七八箇所を攻落せり然るも此日大雨頻にして輕々しく進むを得ず翌十二日官軍進んで賊軍に向ひ午前九時頃遂に賊の大壘を乗取り逃を逐て益々進み黄昏に遂に肥後と薩摩の界ある山の絶頂に達し翌十三日の早朝に日向なる吉田加久藤食野の三箇所を占得たり

豊後口肥後口の官軍進入の事

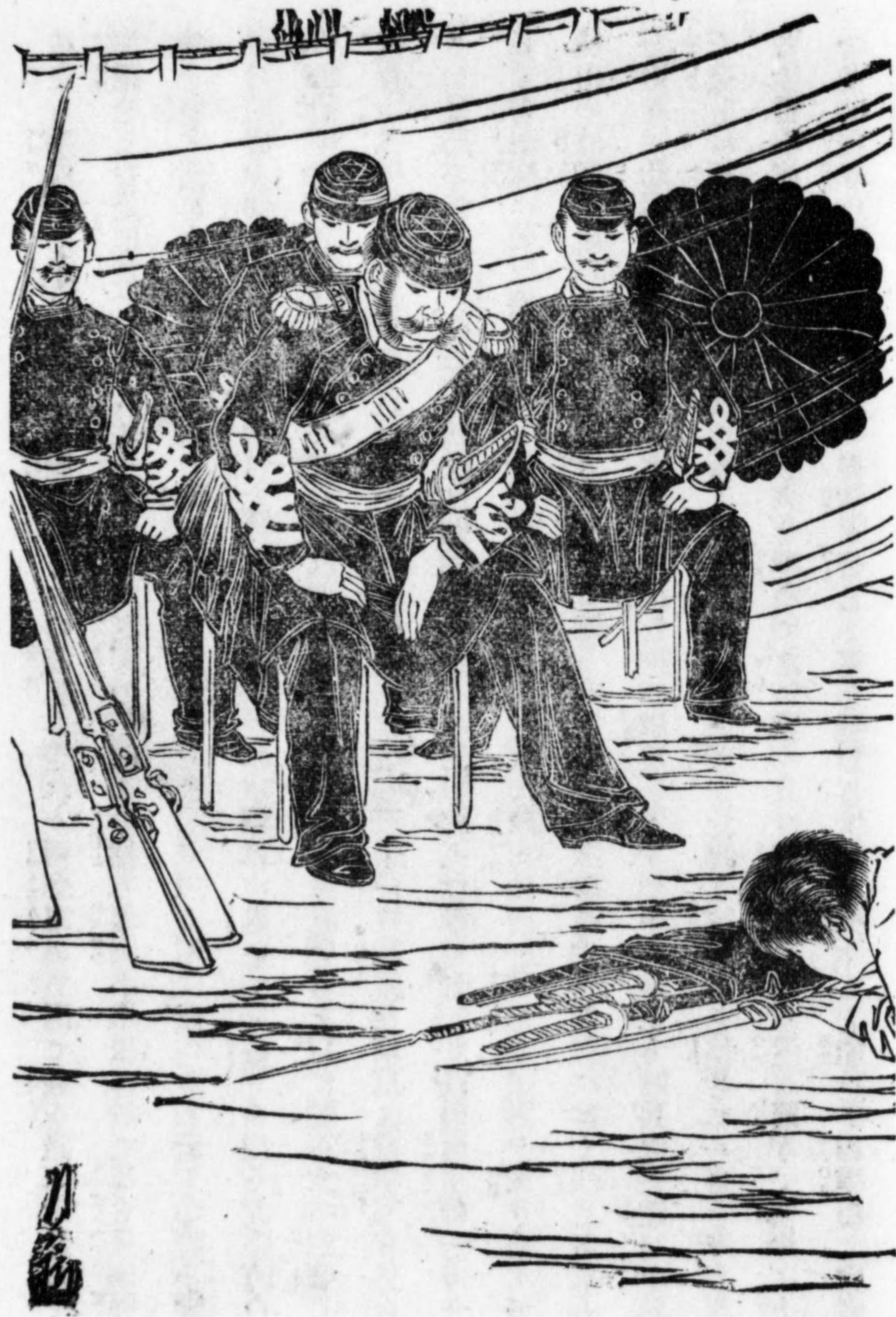
豊後口の野崎堀江の兩中佐の兵を率ひて佐伯へ達し十三日重岡口を進撃せんとす偶々賊兵二百人餘俄か三國峠の本道より三重市口を襲ひ來りし故其防禦の爲に其意を果さず翌十四日に賊退去せしにつき中津牟禮口の官軍の奥烟に進み三國峠の賊軍も亦阿蘇山迄進み左右より葛葉越の賊を攻撃し迂回兵をして背面を衝て大に勝る翌十五日の旗返しと三國峠の兩道より進み三國の山界を奪ひ取て賊壘を距る事凡五百歩の所壘壁を築きて固く守備を整へたり十七日午前三時より遂に進撃を試みしが賊兵驚怖して重岡街道の方へ逃去りぬ又旗返しより進みたる官軍も勝利を得て尾の市まで進入し猶勢に乗じて重岡に進入せんとせしかど賊兵の千束村川尻村の兩村に於て嚴重な防禦を設けたるを以て官軍の重岡より一里餘り手前なる山の上を警備を張り敵の動靜を伺居たり然るに二十一日の朝に至り遽かに斥候の兵返り告る様賊の昨夜重岡を引拂ひて延岡又の隈田の邊へ引去れり我兵之を聞きより直に重岡へ進入し赤松峠に精兵を備へ日向豊後の國界を固く守れり○二十二日第一旅團の參謀長岡澤中佐黒木中佐第四旅團の坂本少佐と俱に總軍二千七百人を率し軍艦を

乗じて重富近傍に上陸し我兵三道より城下の背後に向つて進撃す賊兵所々支ふると雖も且破り且進みて白銀坂を登り吉野原に出づ時に春日龍驤の兩艦の加治木に砲撃し重富の官後又備ふる軍も次第に進みて沿道に放火す因て磯山に在る大沼少佐二中隊を率ゐる結山に向つて進撃す此時軍艦の絶へず大小砲を發して賊壘を打賊遂に支ふること能はず壘を捨て走る二十五日未明に官軍の進で勝地村まで攻入しが賊軍の必死を究めて官軍に抗敵し官軍大ひよ利を失ひ勝地峠まで引揚たり○此日第三旅團の一軍の鹿兒島城の背に達す賊兵迂回して我軍の背後を圍ひ苦戦して是を退け遂に城下に入る二十六日川路少將兵を率ゐて鹿兒島に至り諸軍も亦達し是に於て鹿兒嶋に在る官軍の益々勢を得賊兵の遂に鹿兒嶋の圍を解きて去り

賊軍行進隊降伏の事 并 諸口の官軍進撃の事

時西郷隆盛の日向宮崎の下地村泰禪寺に舍し桐野利秋の河原町に在りて廣瀬宮崎の間に往來して專ら事を管理し廣瀬に於て彈藥諸器械を製造し又紙幣を造りて六月より發行す其高十五万圓餘ありと云ふ

七月一日第二第三旅團兵を合し大舉して栗野を攻撃し午後一時に至り漸く横川を陥れ二軍俱に本營を横川に移す此日別働第二旅團の右翼皆越村の哨兵所を賊兵凡そ七中隊許來り襲ひ守兵を走らせ進んで坪屋村を奪ふ高嶋少佐之を聞き急ぎ走って坪屋に至り苦戦して賊を逐走らせ坪屋村を復す此夜第四旅團の軍門を行進隊二百十人來りて降るを乞ふ其隊長の相良五郎左衛門あり○三日會我少將四旅團を率ゐて加治木に迫りければ逸見十郎太、池上四郎等部兵八百人を率ゐて加治木に據り兵を分つて來り戦ひ稍々久ふして賊軍遂に敗走す是時高島少將の兵の鹿城より海路志布上陸し谷少將の兵の重岡より將又熊田に接せんとし野津少將の兵の新町より七山及び胡麻山地方を守り山田少將の兵の尾前より加久藤に入り並に賊軍を撃ち卻ぞく○七日三浦少將の兵の踊村に進み三好少將の兵の永井村に入らんとす是より諸軍の數日の間各々當衝の賊軍を撃ち進んで國府に會し議を決し將の都の城を陥さんとす都の城に別府新助、貴嶋清、中島健彦等たて籠れり二十四日黎明諸軍道を分つて進み三浦少將の兵の莊内會我少將の兵の通山高島少將の兵の末吉巡査隊の財部も向ひ并に賊軍を走らせ齊しく都城を攻め午後二時之を陥る尋で山縣、河村の兩參軍も



行進隊の青年
徒第四旅團の
軍門不降る

皆至る別府新助等の窟に身を脱れて日向の飢肥よ走れり兩參軍あり因て益々諸軍を進めて
追撃せしむ是に於て賊軍の佐土原、高鍋、延岡の三所よ分據し延岡小學校に於て専ら兵器彈
藥を製す然れども鉛彈既お竭き錫銅及び鋼銃の類を製して以て用に充つると云ふ○時お豊
後口の谷少將の軍の既に板士黒土の両壘を拔きければ賊軍の退いて梓嶺よ據る此地方の
皆絶險にして官軍頗る攻撃よ勞を然れども地方の嶮巖連りに陥いるを以て賊軍大お窮蹙し
復た上國に進むの憂おければ二十八日車駕西京を發し三十一日海路を東京に還幸あらせら
る○是時お當り第二第三第四及び別働第一第二第三の旅團の軍を合して日向西南の一方よ
在り警視隊の第三旅團の兵よ合して宮崎を攻んと大に綾川の南に戰ひて賊軍を破り進んで
綾川の渡頭に至れば則ち濁流方よ漲りて渡るを得ず警視隊參謀中川大尉の善く泗ぐ者七人
を遣りて北岸の船を奪ひ一七人各々繩を帶び激浪を冒して中流お至る賊兵之を覗ひ小銃
を發して拒ぐ官兵も亦小銃を發して之を援け七人窟よ北岸よ達し力を協せて一舟を牽き返
る十番小隊長中島小尉の兵十五人を率ゐて之に乗り且つ撃ち且つ進み遂よ躍りて前岸に上
る此時後軍の別舟を備へ續て皆濟り齊しく軍を進むるに賊軍拒ぐこと能はず相率ゐて宮崎

よ走る官軍の走るを追ひ遂お撃て宮崎を取る是に於て三旅團の別に佐土原よ進む是より先
四旅團二旅團及び新撰旅團の兵の赤江川の南岸に陣して未だ濟るを得ず警視隊の宮崎に逼
るお及び對岸の虜兵駭顧て潰散す因て四旅團の廣瀬よ向ひ二旅團の亦宮崎お入り諸軍尋で
佐土原、廣瀬、高鍋を略取す○八月十日第一旅團諸口攻撃の部署既よ定ると雖も時よ大雨連
日にわたり各處の河水瀾漫して軍を進むるを得ざるは於て先づ星山及び大楠、七ツ山等に
進撃す星山よ進むの兵の銃鎗を用ゐて敵壘を突き尋で荒皮田村の壘を陥す賊軍糧米彈丸を
棄て、走るを官軍追躡し賊兵死する者衆し其七ツ山及び大楠よ進むの兵の銃鎗を用ゐ進ん
で賊壘を突く賊兵支ふると能はず遂お大お潰走す時に大雨益々至りて進むを得ず因て兵を
城ヶ村に收めて別軍と會す城ヶ村の延岡を距ること僅かに五里あり○十一日諸軍網の瀬河
を濟り味爽山砲數門を以て岸頭の數十壘を粉塵よと賊軍狼狽して四方よ散亂し敗兵を柿木
嶺よ集めて之よ據る官兵三面より之を圍む賊兵の殊死して官軍を射撃し官兵や、沮靡す
既よして其背よ出るの兵左翼より銃鎗を揮て衝突し遂に賊陣を崩す賊軍大敗し死屍を棄て
ゝ走る官兵北るを追ひて椎畑村よ入り二道の軍皆相合つし又道を分ちて並び進む賊軍の即

ち敗兵を以て杉の木嶺とうげを據り或は抜刀きつたうにて接戦し其鋒甚だ鋭く官兵苦戦す○十三日黎明野津少將のの諸隊を部署し曾木上、中尾、石上の三道より進みて延岡を抜かんとす曾木口の兵の左右を回りて杉木嶺を陥しれ曾木河を濟りて進撃す賊軍の岡本村を止りて防戦す上中尾の兵及び石上の兵も亦賊軍の左右に薄るせまる賊軍支ふると能はず且つ戦ひ且つ走りて延岡を退しりぞく此時三旅團及び別働二旅團の別道より進み沿路の敵を撃破りて先づ延岡を入る野津少將の兵も之に續て入る賊軍頃刻防戦して乍ら豊後路を指して逃走す此日飢肥、高鍋、延岡、和歌山等の士族より賊軍を加へる者多く軍門を降る○賊軍の延岡を退しりぞくや尙や熊田を據りて再び延岡を奪んと謀る參軍山縣有朋延岡にありて各旅團を謀り直ち熊田を攻んと十四日四旅團の尙や大竹村を隔て、争ひ苦戦數刻にして遂に賊軍を卻しりぞく此日賊軍は敗る、や其雷撃隊の中隊長成尾鏡之丞、枝月吉之丞、軍監田上謙太郎、別府一三等民家も入りて自から咽喉を突く成尾、別府の二人の死して枝月、田上の二人の死に至らず官兵に獲らる又熊本中津黨の巨帥中津大四郎も自殺す○十五日第二第三第四旅團及び別働第二旅團等相謀りて軍を進む四旅團の別に兩翼を張り本道より進んで稻葉崎村の小丘に在る賊兵を撃

ち卻しりぞけて將又頂上へ達せんとする時賊兵乍ら叢樹の間より突出し抜刀にて揮撃す官兵の支ふると能はず山を下り山砲二門を以て遂に之を破る此時賊軍の長尾山の絶嶺を牙軍を置き和田越に出て別軍をして長尾山の麓より官軍の後ろを絶たしめ將又延岡を擣んとす是を以て第二旅團の田畔を経て和田越の賊兵を撃つ賊軍敗れて長尾山に走りけれども長尾山の是より先に別働二旅團の固守する所とあり賊兵據を失ひて諸方は崩潰す二旅團の又熊田街道可愛嶽の地に進む一旅團も之に繼いて至り二旅團と合して齊しく賊軍を討つ賊軍の險要を據りて捍禦し其鋒先甚だ鋭あり日己も没するを以て兵を収む此日第三旅團の小峯より出で右折して日の谷山に至り賊軍と交戦す此所の地形險難にして戦ひ頗る苦しむ然れども遂に勝て守備を設く而して豊後口の軍の前日熊田村を略し十六日遂に長井村を入る凡そ近日の戦ひ賊軍の頗る精銳を盡し桐野逸見等も出て自から陣頭を指揮と云ふ故に劇戦數日に及べり

賊軍衆議團を突て鹿兒島に走る事

是時又當り官軍の既又日向全州に據り賊軍の僅又其一偶にあり北川を隔、防戦するのみ十

六日第四旅團の北川を濟り各旅團もまた各處に戦ひて盡く賊軍を破り十七日諸軍相會し到る處に牌を掲げて曰く降伏誠を輸せば則ち死を免さんと是に於て賊兵往々軍門に降り殘兵凡そ千有餘人尙や可愛嶽の險に據りて死守す蓋し殘徒の概むね精銳の士卒にして皆西郷桐野等と生死を共にする者あり而れども糧食僅か二三日を支ふるに過ぎず時に桐野利秋別府新助、貴嶋清、中島健彦等の隆盛の坐より隆盛告て曰く我が軍の武已多し我輩死して以て部下を救はん公等復た餘勇を奮ひ部下を殺すと勿かれと乃ち更に各指令士を會し諭して曰く今卿等假令ひ降伏するとも官軍の必らず之を殺さるべし因て部兵を率ゐて軍門に降らしめんとす別府新助膝を前めて曰く先生何ぞ此言を出すや今日に當りて何んぞ徒死することを爲んや圍を衝くの策の前日に議を出す今則ち之を行ふあり假令ひ軍利あらざるも亦以て我軍の勇武を顯はんと足ると意色甚だ決し桐野以下も頼み其議を贊す時逸見十郎大、河野主一郎と謀り亦重岡を脱するの策を議し遽に本營に來り議して曰く均しく死するならば寧ろ陣頭を殪れん今決死の精兵を撃つて敵の一方を破り豊後路に出で以て我輩の技倆を知らしむるも亦快事ならせやと衆同聲に之に應じ衆情甚だ勵けむ隆盛曰く誠に

是の如き乎吾何ぞ必しも前言を執らん宜しく諸君と共に死すべき耳其豊後路に出づると魔城に入るとい先づ三田井井出で以て方向を決せんと此時第一及び第二旅團の本營の相連ありて可愛嶽と對峙する一の山腹に在り桐野利秋竊に之を調ひ歸り報じて曰く一蹴して過ぐ可きのみ然ども寡兵を以て重圍を出で敵に我が背を絶れ一敗せば復た收む可からせと竟お兵を分ちて三と爲し先鋒に桐野利秋、貴嶋清、河野主一郎等之を率ゐ逸見十郎太、後軍を以て殿す中軍に隆盛興に乗じて之を統ぶ其餘別府新助、其弟九郎及び中島健彦、野村忍助、田代五郎兵衛、堀與八、神宮助右衛門等の負傷者皆興に乗せて中軍より部署既極まり明旦を以て敵陣を犯さんとす此時第一第二の旅團も亦曉に乗じて賊軍を撃んと齊しく兵を進む其左方の最も要衝たるを以て主として之に向ひ寡兵を以て右方の本營を守る十八日黎明河野主一郎一隊を率ゐ進んで可愛嶽の絶壁に攀ちて巔下を瞰視せば則ち官軍の先鋒の已に進み因て賊軍の之を避け間道より其右より出て、直ち右方兩旅團の本營を衝く時に大霧咫尺を辨せず本營擾亂し出す所を知らせ三好野津の兩將以下塵を以て免かる敵の諸軍皆至り官軍大敗し追田少佐之に死せ賊軍の彈藥糧食及び大砲一門を奪ひ三田井道を指し

て逃る時ふ二旅團の右翼高橋大佐の兵の尙敵の後軍と戦ひ終日奮闘す蓋し敵の後軍の力を極めて之を拒ぎ以て其先鋒及び中軍を尾撃せしめざるなり故に賊鋒極めて鋭く大佐の兵頗る苦戦と十九日賊軍皆合し潜ふ山道より濱子村の背を撃ち近衛兵と闘つて互に勝敗あり日既暮る賊軍の下赤道の要路を兵を置きて以て官軍の尾撃を備え直ち山道より堀川嶺に出で將曾木と赴かんとす時に川崎少佐遊撃隊一中隊を率ゐて堀川嶺を禦ぐと雖も賊軍鋭くして官軍支ふると能はず今村に退き又井の内へ退く此戦ひに賊軍晝夜激闘し官軍頗る苦戦川崎少佐傷をうく賊軍已ふ今村の官軍を破り直ち中川口へ五十人井の内村へ六十人堀川へ四十人を置きて殿軍とちし長驅して二十一日岩戸より三田井へ入る此時三田井に遊撃隊寡少の兵あるのみ邀へ戦ふに追々一敗地を塗る賊軍即ち縦横に揮撃し直ち運輸局のある糧米を奪ひ更逸見十郎太を先鋒と爲し高城七之丞中軍を総べ河野主一郎後軍を指揮して鹿兒城に入るを決し賊軍の可愛缶を出て、走るに常土人四五人を嚮導となし之を斥兵を付し一里を隔て、先鋒を進む先鋒凡そ百有餘人又二里を隔て、中軍二百人を進む西郷の此中居る故に別に精兵五十人「スナイドル」銃を携さひて西郷の興を護り殿軍の其

後あり又各處に兵を置きて以て追撃に備へ多くの山谷を経て樹根巖足に假眠し晝夜兼行す故に數日の險程輒ち飛ぶが如し

賊軍鹿兒島城に入り官軍之を圍む事

三十日賊軍の兵を分ち横川庄内等に出で直ちに鹿兒島を擣んと横川より加治木の間に至り官軍を横川に卻どく是より先三好少將の部下を率ゐて海路を加治木に進む是より長谷川中佐の先鋒と共に之を邀撃す夜に入りても戦ひ未だ止まらず時己に午夜を過ぐ賊軍即ち兵を引かんとする状を察して横川より躍りの間を経て溝部、加治木の近傍より山田に進む因て近衛兵一聯隊の海路を鹿島より向ひ野崎中佐の兵二中隊の山田を指して追撃し長谷川、中村兩中佐の兵二大隊の直ちに鹿城に入んとす而して別働第二旅團第三方面の兵及び第一旅團の大島少佐之を統べて横川、栗野、吉田等に兵を配置す○是より先三好少將より加治木より間使を發して急を鹿城に報せ此時鹿城の諸軍の四出して在る者甚だ寡く警備甚だ薄し文武の官員報を得て大に驚く岩村縣令より海軍の將校及び新撰旋團の中佐綿貫某等を會して守備の策を議するに皆曰く見兵を以て要處を死守するの外道なしと便ち新募の巡查三百人

又刀劍を付し海兵を併せ共々縣廳の傍にあり米庫を本營とあして禦ぐ其兵凡そ五百有餘人なり是時賊軍の卒に加治木より出て官軍を破り別軍をして其中央より山田に進ましむ三好少將、野津大佐等近衛兵四百人を率ゐて之を追ひ將に海路より鹿城に抵り重富郷より出て之を逆撃んとす而して賊軍の又其背より郡山を経て九月一日刀を揮ひ銃を發し遂に鹿城を盆入す其勢ひ疾風雷雨の如く官軍の寡兵にして之を拒ぐ能はず米庫を據て僅に防守を別軍の新撰旅團及び巡查隊等八百有餘人竹の山に邀へ戦ふ然れども機を後れて城下の兵に應ずると能はず多く兵器を棄て、退ぞく縣令以下の文官の急遽船を乗りて長崎に走る賊軍の官軍が遺棄する所の臼砲八門山砲四門彈藥自五十兩及び糧米等を収め城山に據りて屹然軍陣を張り檄を各郷に傳へ新に兵を募る又獄舎を破り黨與の囚徒を出す是を以て歸順して家は在る者等再び賊軍に應じ賊軍復た振ふ桐野利秋が部下深見有常及び小倉啓介等を鹿島其他より遣りて壯士を募り官軍の背を衝き城山と通じ一軍の更なる長崎より出んとす因て倍々米庫の本營を射撃す官兵の孤立となり殪る者衆く大に苦戦す因て軍議して輕々出て戦ふことを禁じ以て援兵の至るを俟つ○是時又當り谷少將の其兵三大隊をして阿久根より鹿城に向ひ別働

第二の二大隊の宮の城に入り日向地方の諸軍も亦日を追て鹿城に向ふ尋で春日、丁卯、孟春敦賀の諸艦も皆鹿兒嶋港に入りて陸路を砲撃す河村參軍の敦賀艦は在りて諸軍を統ふ時又吉村少佐の別働第一旅團兵一大隊を率ゐる流船を乗りて細島より至り天保山沖に其兵を進め期を刻して上陸せしめ又岡本大尉が率ゐる所の四中隊をして戻橋より上陸せしめ軍艦よりの大砲を發して之を援く賊軍披靡し大尉の兵の奮闘して塵に米庫の本營に合は既にして吉村少佐の兵も亦上陸して甲突川を涉り撃て賊兵を卻ぞけ本營と合すこゝに於て本營大に勢力を得る○九月三日天未だ明けざるに乗じ賊の裨將北島萬兵衛數百の兵を率ゐる抜刀にて米庫を侵し劇戦數次死傷相當る時に貴島清、増田宋太郎等も亦部下を率ゐて別に廣馬場橋より來る守兵小銃を發すれば賊兵の大呼して抜刀を揮撃し官兵の銃槍を以て力拒し乍ち之を破り數十人を殪す天明て橋頭ある敵の死屍中に一人の美服ある者あり其懷に桐野、逸見等と往復の書あり因て審びらかに之を檢すれば則ち貴嶋清あり時中村中佐、長谷川中佐各々兵數百を率ゐて人吉より鹿城に至る○五日三浦少將、岡澤中佐等も亦兵を率ゐて至る是に於て長谷川中佐の兵の上伊敷より進み上野の山上を守り中村中佐の兵の其左翼を守り

共み城山の敵と對し二旅團の吉野より進み而して樺山中佐の武村あり専ら賊軍の背を備ふ諸兵又大明神山及び二本松高麗橋等を守る三好少將の部下の築地より立場道の間は柵を植て胸壁とあし又東福ヶ城右側の小陵に大砲を置き海兵と共に私學校邊を射彈す其形勢の本年五月官軍城守の時賊軍が之を圍む者の如く既にして別軍又天保山より上陸し武村より谷口等の敵背を遮断す凡そ此時官軍の圍みの四里強に彌り山陵林麓とも兵が非ざる者なく其數幾んど二萬餘人あり又賊軍の岩崎近傍私學校より南の甲突、河尾に止り周圍繞り一里餘に過ぎと宛も籠禽の如く官軍の又大砲三十四五門を以て晝夜之を發す且各軍とも堅牢の胸壁を築き又賊兵の抜刀衝突を防がん爲め壁外に竹柵を植ると二層或は片木釘を植て柵外に置き其形ち猛獸を圍むるが如し蓋し可愛岳の脱出を懲りて守備甚だ嚴なりと云ふ

西郷等討死賊兵亡滅の事

前條に述ぶるが如く是時賊軍の已に重圍に陥り復た爲すべき者なし西郷隆盛の事已に去るを識り城山の洞窟中に入りて唯詩酒間適敢て軍事を議せず裨將河村主一郎之を哀しみ自から謂ふ西郷先生の方今無雙の人也之をして徒死せしむる我が黨の罪あり寧ろ我が輩官軍は降

り死して以て先生の死一等を宥さんとを請ひんと心算よ之を計り逸見十郎太の意見を問ひ事を村田新八、池上四郎等と謀る四郎等の尙決戦を欲すと雖も隆盛の命を請ふに至り則ち拒まず河野の因て諸隊長を集めて之を謀るに諸隊長も亦四郎等と同じ故に意を桐野利秋別府新助等と告げて直ちに隆盛の前は抵り従容として啓して曰く今日の擧の理我に在ると論あし然れども其意を明せずして煙滅するの亦遺憾あり請ふ一たび河村參軍お面し曲直を判し然る後ち死せんと語微しも命を請ふ事と涉らず故に隆盛も之を諾し是を於て河野の遂に山野田一輔と共に官軍お投せんとす○是時お當り四圍の官軍砲撃すること虚日お或は一軍を抜きて根據を擣んとすれども山縣、河村の兩參軍の可愛岳の轍を顧み輒しく聽さずして曰く此役の圍で守るを主とし攻て破るを次とあんと乃ち約束を諸將校に傳ひ又進撃の諸口を部署して曰く城山の東北に突出せる賊壘を淨光明寺の山上より砲撃し然る後ち第一第二別働第二旅團の兵を以て前面左右翼より進みべし城山中央の攻撃に熊本鎮臺別働第一旅團の兵を以て高森院迫より進入すべし其第四の城ヶ谷邊より攀て岩崎谷の砲壘を攻撃し中央に進入すべし第三旅團新撰旅團は兵の齊しく城山の前面を衝て進み敵をして勢力を分

たしむるを要すと因て日ならず諸軍を進んとす二十一日人あり白旗を揮ひ敵陣を出て來り高嶋少將の隊中お投すこれ則ち河野主一郎及び山野田一輔あり曰く歎願する所あり請ふ本營に至んと兵卒之を護して田の浦の河村參軍の本營に押送と二十三日二虜參軍を見て中原尙雄等が内命を受けて刺殺を圖るの件及び征討の命下る所以等を問ふ參軍に大山綱良の口供を示して其虚構あるを證し且曰く假りに尙雄等の事を信と爲せば其原由を推糺するに道あるべし然るを事此お出せず猥り大兵を擁して天下を淆亂するの何の故ぞや是討伐の命下る所以あり吾れ曩に善く事を處し其輕動おからんと欲し内勅を奉じて鹿兒島に航せてに少年輩銃器を携え暴お我艦を圍み亂お及ばんと故に僅に纜を解いて去り内旨終に達せず事今日に至る其曲直是非の言はずして判然たり還りし衆に告て曰へ今の軍門お降るか將た戰死するか速お進退を決し本日第五時と期して合答すべし其間の諸口の進撃を止めて候たん若し期を過ぐれば撃て之を盡さんと意色甚だ勵し是は於て二虜辭塞がり竟に西郷の命を請ふ事を説かず因て遂に河野を本營に留め山野田を放ち還す山野田還りて具さる參軍の答意を衆に告げ大山綱良の口供を示し衆皆驚きて口を開く者なし西郷乃ち衆を諭し軍門

お降らしめて自から死せんとし衆聽かずして曰く今日に當り苟くも免かれて辱を後世お遺すは我黨の耻る所る明朝敵陣を衝突して齊しく陣頭を死する耳と是に於て議論の戰死に決す又參軍の本營にての時已に第五時の期を過ぐれども報なきを以て乃ち令を各營に傳へ二十四日午前二時各隊兵を潜めて城山に進む此時軍艦は於て大煩を發して號と爲し萬銃齊しく發し砲聲天地を撼かし喊聲山岳を震ふ前面の軍の火を二の丸岩崎谷等に放ちて進む焔煙天を衝く大軍既にお山嶺に登り呐喊攻撃す賊軍の不虞を受け抗戦に暇なく進退據を失ひ奔りて岩崎谷の壘に集る此時西郷隆盛の途中にて流丸を受けて殪れ裨將桐野利秋、村田新八、別府新助、逸見十郎太、中島健彦、池上四郎、佐藤三二、山野田一輔等四十餘人壘中に自裁して死し其他各處お殪るゝ者凡そ三百餘人而て僅に殘存する者ハ野村忍助、伊藤祐高、神宮司助左衛門等の如く創病者のみ天既お明け諸軍齊しく功狀を參軍の麾下に啓す皆曰く西郷を殪る者ハ吾れありと然れども西郷終に誰の手に殪るゝかを知らず又未だ其死屍を得ず廿五日午前九時肥大便服にして元なき一屍を昇て來る既にして其近傍に於て又其元を得る之を檢すれば即ち西郷隆盛なり河村參軍手づから其泥土を洗ひ山縣參軍以下諸將校齊しく之を

檢し竟お之を淨光明寺に殯葬し利秋等を之に付葬し斯て二十五日有栖川征討總督宮より鹿兒島に至り兩參軍九少將以下士官皆旅館に就て戰捷を具申す宮より大少將士の功を賞し二十七日長崎に歸帆せらる是時に當り鹿兒島城下の悉く兵燹を罹り一望曠膜の焦土とあり其慘狀實に言ふべからず

大山綱良處刑並諸將凱旋抽賞を行はる事

是より先八月二十一日東京上野公園内に内國勸業博覽會を開場し天皇皇后宮と共に臨幸し給ふ爾後五年毎に之を開くを恆例と爲す○九月金銀貸借の利息制限法を立つ○九月二十三日權典待柳原愛子分姫皇子御降誕あらせらる此を敬仁親王と申奉る

九月二十九日前鹿兒島縣令大山綱良を長崎に斬る始め綱良の陰に西郷隆盛の逆意を佐け桐野等と謀りて擅に歸省し警視官を捕へ口供を虚構して之を管下に布告し官金を隆盛に付して以て軍資に供す三月勅使柳原前光に伴はれて神戸に抵り尋で東京に護送せらるや大審院より下して糺治す既にして九州國事犯罪人の處分を征討總督に委任せらるの命あり因て復た綱良を長崎に送致し臨時裁判所を付し審問數回遂に罪に伏すよつて此日午前六時刑

場小斬らるといふ○西南の事起りしより各鎮臺の兵の元より後備豫備兵を巡査をも各旅團に編成し或は新に士族平民を各府縣より徵募して巡査とせしが暴徒の勢は猶も猖獗ありと聞き華士族平民に至るまで奮ひ競ふて從軍を願ひ九月二十四日に至て賊徒全く平定し屬せしかば十月四日山田顯義、大山巖、野津鎮雄の三少將千坂權少警視と共に東京に凱旋し其十日征討總督有栖川親王東京に凱旋せられ河村參軍、伊東少將之に隨ふ其横濱に入るや内外の船舶祝旗を掲げ祝砲を連發し大臣參議迎謁して戰捷を賀す尋で新橋より直に參内ありて成事を奏す是時お聖上より親ら小御所に迎へ玉ふ總督宮に御前に進みて九國の平定を奏す 聖上勅語之を嘉尚せられ次で參軍諸將も勅語之を慰勞し玉ふ是日都下の人民の各々其凱陣を祝して戸々國旗を掲げ歡呼の聲四方に徹す○十二日二品有栖川親王熾仁を拜して陸軍大將と爲す十六日山縣參軍高島少將と共に東京に凱旋す 聖上の勅語をらびに酒饌を賜ふこと前日の例の如し是時に當て虎列刺病大流行し偶々賊彈を逃れて歸るの兵士も此病の爲命を鬼籍に入るもの甚だ多く其悲慘實に名狀すべからず

十一月二日臺灣、佐賀、鹿兒島等の役に偉勳ある人々に抽賞を行はる先づ陸軍大將兼議定官

二品勳一等親王有栖川熾仁を大勳位に叙し菊花大綬章を授與せられ陸軍中將兼參議陸軍卿
 正四位山縣有朋、陸軍中將兼參議開拓長官正四位黒田清隆、海軍中將兼海軍大輔從四位河
 村純義、參議兼內務卿從三位大久保利通、參議兼大藏卿正四位大隈重信、參議兼司法卿正四
 位大木喬任、參議兼外務卿正四位寺島宗則、參議兼工部卿賞勳局長官法制局長官正四位伊
 藤博文の八名を勳一等に叙し旭日大綬章を授與せらるる全月九日小陸軍少將兼司法大輔從
 四位山田顯義、陸軍少將從四位三浦梧樓、陸軍少將正五位谷干城、陸軍少將正五位野津鎮雄、
 陸軍少將正五位會我祐準、陸軍少將正五位三好重臣、陸軍少將兼陸軍少輔正五位大山巖、陸
 軍少將兼大警視正五位川路利良、陸軍少將從五位高島鞆之助、海軍少將正五位伊東祐麻呂、
 海軍少將兼議定官正五位赤松則良の十一名を勳二等に叙し旭日重光章を授與せらるる同月
 二十二日小宮内卿兼一等侍補正二位德大寺實則をも勳一等に叙し旭日大綬章を賜ひ十二月
 九日又至り陸軍大佐從五位福原實、陸軍大佐兼陸軍裁判所長從五位黒川通則、陸軍大佐兼太
 政官大書記官從五位小澤武雄、陸軍大佐從五位楫斐文章、陸軍大佐從五位野津道貫、陸軍會
 計監督從五位田中光顯、陸軍々醫監從五位林紀、陸軍中佐正六位品川氏章、陸軍中佐正六

位岡本兵四郎、陸軍中佐正六位榊山資紀、陸軍中佐正六位堀江恭介、陸軍中佐正六位岡澤清、
 陸軍會計一等副監督正六位川崎祐名、陸軍中佐兼少警視從六位山邊良顯の十四名を勳三等
 小叙せられ又同月十五日又元老院幹事從四位河野敏謙、議官正四位柳原前光の二名を勳
 二等に内務少輔正五位林友幸、檢事長正五位岸良兼養の二名を勳三等に内務大書記官從五
 位品川彌二郎、山口縣令從五位關口隆吉、福岡縣令從五位渡邊清、鹿兒嶋縣令從五位岩村通
 俊、内務權大書記官正六位石井省一郎、大分縣權令正六位香川眞一、熊本縣權令從五位富岡
 敬明の七名を勳四等に内務權大書記官從五位船越衛、權中警視正六位石井邦猷、開拓權大書
 記官正六位安田定則、開拓少書記官從六位折田平内の四名を勳五等小叙せられ山田野津以
 下の十一少將福岡、黒川以下の十一佐官、林軍醫監、田中會計監督、其他文官數名の年金を賜
 り河野幹事、林内務少輔、岸良檢事長、關口、渡邊の兩縣令、船越内務書記官、石井中警視其外
 數名の金幣を下賜ひたり同月二十八日又中警視從五位安藤則命、判事從五位小畑美稻、判
 事正六位大塚正男の三名を勳五等に叙し雙光旭日章を授與せられ翌十一年一月四日
 又海軍大佐從五位仁禮景範、海軍中祕史正六位有馬純行の兩名を勳三等に叙し旭日中綬章

并ならび年ねん金かね貳に百ひゃく六む拾じゅう圓げんを賜たまり海軍中佐正六位井上良馨、海軍少佐從六位磯部包義の兩名ハ勳四等に叙し年金百八拾圓を賜り海軍大佐從五位松村淳藏、海軍中佐正六位福嶋敬典、海軍中佐正六位澤野種鐵、海軍中佐正六位伊東祐亨、海軍少佐從六位緒方惟勝、海軍少佐從六位山崎景則、海軍少佐從六位笠間廣盾、海軍少佐從六位兒玉利國、海軍少佐從六位青木住眞の九名を勳四等ハ叙し年金百三十五圓を下賜給り其他陸海軍の佐尉官軍醫會計部下士兵卒ハ至り警視廳の警視警部巡查又ハ文官の各員も漸次に効勞の多寡を論定し一級二級を昇等し或ハ勳等に叙し年金を賜ふあり又一時若干の金幣を賜り賞詞ありし杯枚舉ハ違わらず

賊徒處刑 招魂祭の事

是より先賊徒の降伏する者ハ皆九州臨時裁判所ハ護送す河野幹事之を審問し特別の寛典を以て十月三十一日臨時裁判所引拂までハ其刑を定むる者鹿兒島縣士族大山綱良、阪田諸潔、熊本縣士族池邊吉十郎、上田休、友成正雄、杉浦新吉郎、櫻田總四郎、犬里八郎、大分縣士族堀田政一、同縣平民後藤純平、佐賀縣士族石井貞興、以下斬罪二十名鹿兒島縣士族野村忍助、川野主一郎、小倉啓助、熊本縣士族吉永秀武、下以懲役十年のもの二十八名、鹿兒島縣士族長倉

誦以下懲役七年の者十名、伊東祐隆、石松祐永、深見有常、以下懲役五年の者八十六名今藤宏木脇盛清以下、懲役三年の者二百四十八名懲役二年の者九百四十六名同一年の者三百五十三名同百日の者百十八名同七十日以下三十日の者四名除族百七名棒鎖一名贖罪九名收贖十一名合計千九百四十一名免罪三万五千九百十八名無罪二百九十五名ありといふ
却說西南の役起りしより義を重じ命を輕じ奮て王事ハ斃れしもの其幾人あるを知らず依て其忠魂を慰めん爲め諸縣ハ於て招魂祭を執行と東京九段坂上招魂社ハ於てハ十一月十三日より十五日迄三日間臨時招魂大祭を執行せらるる陸軍大佐小澤武雄を祭主とし招魂場の左右ハ庭燎を燒き神饌十膳を供し祝詞を讀む十三日午前九時陸海軍の官員幄舎ハ集合す祭主陸軍中將山縣有朋奉仕せり神饌五十膳を供し祝詞を讀む 勅使從三位橋本實梁參向ありて祭文を朗讀せらるる

十四日中の祭式祭主陸軍大將二品有栖川熾仁親王奉仕し給ふ此日午前七時より軍海軍の諸兵及び警部巡查の參拜式あり各々神前ハ整列し捧銃式を行ふさて 聖上ハ十時本社へ臨幸あり皇族大臣參議を始め宮内の官員供奉せり十五日後の祭式ハ海軍中將河村純義祭主た

り十二日より十六日まで五日の間陸海軍の樂隊社内より於て更そ奏樂し社前の飾物奉納物種々の花壇等善盡し美盡し能狂言競馬相撲等の場所せしよの陸海軍開拓使警視局の官員并せんし戰死人遺族の縦覽所を設け奉納の大和舞、八雲琴、手踊、鳶人足の階子乗等もあり夜の境内に無数の球燈を點し烟花の戯れも多く此祭典の間晝夜の雜沓參詣人の群集實せんたい前代未聞の盛舉たり扱も這回招魂祭典てらさいの弔祭を享し靈魂を算するに陸軍士官以上三百三十四名、海軍士官一名、陸軍下士七百八十九名、兵卒三千四百二十九人、水兵二十人、生徒十二人、警部以上八十五名、巡查七百六十四名總計五千四百二十四名ありといへり

大久保參議遭害の事 並高智の獄竹橋の變等の事

十一年五月十四日參議大久保利通參朝の途中けうと兎徒島田一郎等が爲ちゆうせう小重創を被りて薨こう初め石川縣の士長連豪の鹿兒島かごしまへ行きて私學校に入り西郷隆盛さいがうたかもり又愛顧せられ後ち石川縣いしかわ歸る既にして鹿兒島の乱起るの時同縣の士島田一郎しまだあるもの性恢蕩氣せいけいたうきを使ひ頻りに志を當世せい又得ず竊ひそか近日の政畧を議し連豪及び島田勇等と共に深く西郷を慕したふ因て同志を募りて遙とほ亂らん應おうせんとしたれども成らず明年五月十四日一郎及び連豪の脇田巧一、杉本乙菊、杉

村文一、淺井壽篤等と共に東京紀尾伊坂とうけいきに於て參議大久保利通の參朝を要し之を道上せう殺害して事を宮内省みやうないしやうより自首し六人連署の斬奸狀と唱ふる者を出す其書多おほくの政體に涉り國家の爲かみじや又奸邪を除く等の語あり舉朝大に驚ろき直ちたうよ黨與の者を探偵して之を捕たんでいひ其七月二十七日島田以下五人を除族斬に處し松田以下四人を同く禁獄きんごく小處する差あり或ひひ曰く初め島田一郎の入京して大事を圖らんとするや宮崎延義其志を稱して之を同縣水島驛みづしまえきに送り益々事を獎勵しやうらい一荆軻を易水えいすいに送るに比するといふ○是より先高知縣の士林はやし有造、大江卓等鹿兒島の乱らんに乗じて兵を擧げ大事を圖らんと同縣の士岡本健三郎おかもとけん小嶋こじま一て銃器彈藥を購かひふ爲なめ外國商に金若干を附し便宜之を得んとす又岩神昂及び大分縣の士川村矯一郎等と謀り權臣を暗殺せんと圖る偶々元老院幹事陸奥宗光朝命を帯びて和歌山に往き新兵を募る大江卓の素より宗光と善し因て竊に擧兵の事を宗光むねみつに謀しければ宗光便ち之を諾し其際すなは乗じ政事を一變せんと共とも事ことを圖る是より先三月高知縣の士三浦介雄鹿兒島かごしまあり亂の起るに際し大山綱良の使者とありて西郷隆盛の軍營ぐんえいに至り又鹿兒島縣舊書記官田畑常秋の内意を領して高知縣下たかち援兵を募り尋で藤好靜、村松克等も亦別に日向路ひなたに至り桐野利秋きりも面

じて應援の兵を出すことを約し、其他山田平左衛門、三浦則優、林直庸、岩崎長明、弘田伸武、野崎正明、竹内綱、佐田家親、谷重喜、三浦義處等も各々策を異し、皆謀を興し、六月片岡健吉等西京の行在所に詣り、建言書を出し、其畧を曰く、士族の處置曰く、血税曰く、地租改正曰く、理財曰く、外國の條約改正等凡そ此等の件に人民をして其議を干與せしめんと、其九月異圖發覺し、林有造等皆捕へらる、片岡等も亦其中にあり、明年六月陸奥宗光も亦捕へらる、其八月二十一日林、大江、岩神、藤、四人を除族禁獄十年、陸奥、池田、三浦介雄三人を同じく禁獄五年に中村貫一を同じく禁獄三年に岡本川村二人を同じく禁獄二年、山田以下九人を同じく禁獄一年、三浦義處を同じく禁獄六月、片岡及び三浦則優を同じく禁獄百日、處す既にして、林有造、大江卓及び陸奥以下を盡く各縣に配置す、世之高知の獄といふ、○八月二十三日の夜近衛砲兵亂を爲す、初め砲兵の俸給に他の歩工騎より多かりしが、之を改正して均一にし、且つ鹿嶋の戰賞未だ行われざり、かば三添卯之助等憤懣を抱き、長島竹四郎、小島萬助等を誘ひ、遂に暴發して、其營を燒き、士官を殺し、砲を發して、營を出づ、因て他の諸兵をして諸門を堅守し、警視署も亦急を警部巡查を招集し、銃器を交附して、皇宮及び大臣參議の私邸を護衛せしめ、遂に擊

て百五十餘人を擒し、其他の皆自首して、仍て其獄を斷じ、卯之助等五十二人を銃殺し、其餘の皆刑に處す、又大隊長岡本柳之助、津田震一郎等、禊位降等數人あり、○三十日車駕東京を發し、北陸、東海の二道に巡幸せられ、十一月九日東京に還幸を給ふ、此月東京府の區畫を改正し、十五區六郡と爲し、區長郡長を置けり、他府縣も亦之に倣ふ

十二年以後の政蹟 並に國會開設 詔の事

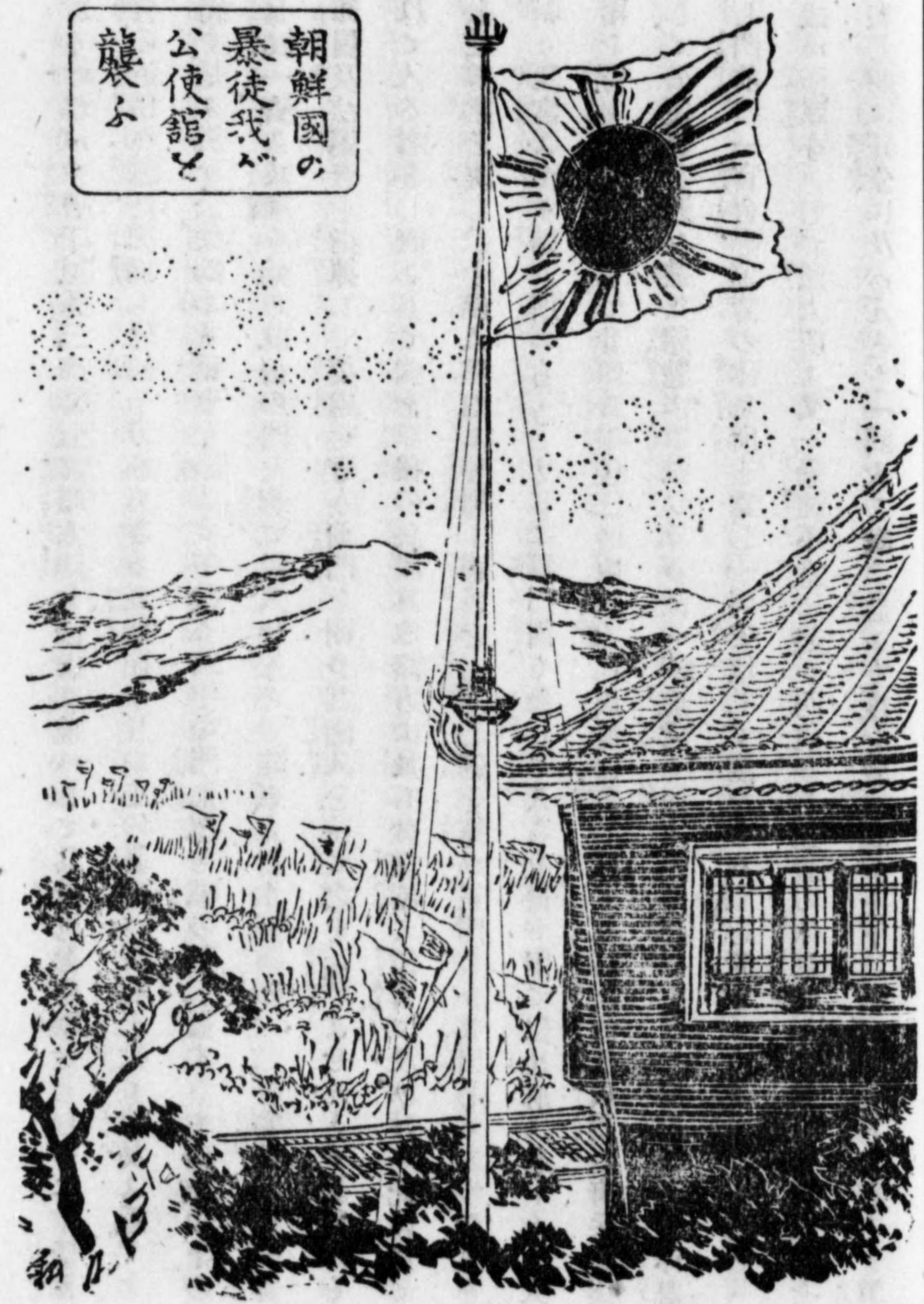
十二年一月梟示の刑を廢し、其四月琉球藩を廢して、沖繩縣を置く、○六月東京招魂社を靖國神社と改稱し、別格官幣社と列し、更五月六日十一月六日を以て大祭日と爲す、是月米國前大統領天斯格蘭德來る、天皇謁を賜ひ、之を優待し、府民も亦醴金して、之を饗應す、其二十五日天皇上野公園に臨幸せられ、府民八十以上の者を召して、金幣を賜ふ、格蘭德及び各國公使等も亦陪從す、烟火、槍劔、術、流鏑馬、犬追物等を天覽に供ふ、實に千歲一遇の盛事といふ、○八月三十一日權典侍柳原愛子、分媛皇子御降誕あらせらる、此を嘉仁親王と申奉り、明宮と稱す、十三年二月地方官會議を開き、六月車駕山梨、三重からびに京都府等へ御巡幸あらせらる、○十四年一月一日諸親王及び大臣參議等、其妃夫人と俱に參内拜賀を、妃夫人の參賀のこれを始

めとす○七月車駕北陸北海の二道又巡幸し民の疾苦を問ひ風俗を察し給ひ十月又至て還幸
あらせられたり此月十二日 詔して明治二十三年を期して國會を開き以て朕が初志を成さ
んとす是より先世の識者の中外の形勢を見て大に憂ひ五條の御誓文を基き國會の開設を
請願する者陸續相踵ぎしが此詔の下るに及んで皆大に悦ぶ

朝鮮の暴徒我公使館を襲ふ事

明治十五年七月廿三日朝鮮國に在る我公使館の雇人公使館を歸り報じていふ只今亂民數百
人王宮を犯し又大臣閣台鎬、閣謙鎬の邸を襲ひ兩大臣を殺し其家屋を毀ち又我が陸軍の語
學生岡田恪、池田平之進、黒澤盛信の三名も途中にて暴民の毆打を罹り頗る危急の場合あり
と因て公使館より急を巡査川上堅輔、池爲善三、本多親友の三人を遣ひしてこれを援けしむ
るよ此三人も亦暴民の重圍に陥りて竟り歸り來らず斯る處へ朝鮮の差備官李承謨馳來りて
奇變忽起るの狀を陳べ後山に逃れ避んことを促す公使對て曰く亂民若し我公使館を侵
さんとせば政府必ず兵を派して護衛せらるべし速に此儀を京畿觀察使に告よと李承謨諾
して去る既にして公使館の後山より暴民數千群をなし來りて喊の聲を發し事頗る容易なら

朝鮮國の
暴徒我公使館を
襲ふ



ざりければ市曹千原秀三郎巡查宮周太郎を後山に遣ひして其景況を視察せしむるに京畿監營の近傍の暴徒充滿し騷擾一方からざる景状あり且山上の暴民の皆石を投て容易に近くを得ず是に於て公使館も稍守を嚴ます午後五時半頃門前忽ち喊の聲を發するや山上山下の暴民一齊に攻撃を始め前後の門を奪て亂入せんとす陸軍大尉水野勝毅、二等警部岡兵一等館員及び巡查を指揮して要處を守り前門を開き其闖入を待て之を盡せんとす暴徒もそれ入る者あり既にして火を館後の民屋其他諸方に放ち餘儀延て館舎に及びけり此に於て公使等議を決し二十餘人館内に整列し國旗を翻し劔を揮ひ正門より突出して二十餘人を斬り王宮に至り請ふ所あらんとせしに鐵門固く鎖して入るを得ず因て仁川府に赴かんと大雨を冒し千辛万苦して廿四日午後三時頃漸く仁川府に着しけり其時府使鄭氏鎔の府兵を出して公使等を迎ひ甚だ慇懃に取扱ひける故一同虎穴を脱したる思ひをなし府廳に入て休息し門前の一官舎を巡查の休息所と爲し一同安堵して濡たる衣服を脱ぎて火を乾かどあり或の横臥あどして憩ふ所も又々暴徒不意に起り門前ある巡查の休息所を襲撃し巡查數名を殺し將に正堂に及ばんと同一同大に驚き急支度を整へ我が上下二十四人齊しく霜刀を眞

向に振翳し僅に一方の血路を開き死力を盡して且防ぎ且退き死傷七八名及び漸く午後七時頃濟物浦に着し小舟を要して辛くも月尾島に達して爰一夜を明し英船飛魚號の助を得て長崎に歸り直之を東京に電報す是に於て翌月一日朝鮮居留地保護の爲天城、金剛、日新の三艦横濱を出帆す又井上參議、高島少將等同七日馬關に出張し花房公使と爰に會議せられ再び花房公使を朝鮮に遣はさる是に於て花房公使高島少將以下百餘人明治九年搭じ十二日仁川灣に入り近藤領事と俱に護衛兵二中隊を率ひ意を決して京城に至り廿日國王を謁見して去月二十三日の變を詰り要救八ヶ條を呈し且今より三日の内決答あらんことを望むとて旅館に退き其後辨論數回及び遂に韓廷我國の請求に應じければ八月三十日を以て花房公使の朝鮮國全權大臣李裕元、同副金宏集と濟物浦に於て條約書を取換て其畧に曰く二十日間朝鮮の兇徒を捕獲して罪を處すべし金五萬圓を撥出して日本遭害者の遺族負傷者に給すべし日本國受る所の損害及び水陸兵費す所の五十萬圓を出すべし其他交易に係る續約等を訂正し廿一日一同並に朝鮮の使節とも明治艦を乗組み二十八日に横濱に着港し公使の直ちに上京參内して朝鮮談判の顛末を奏聞しければ天皇激感斜からぞ大に之を嘉

賞し給ふ其後渡韓陸海軍の將校以下一同に酒肴を賜りて其勞を賞し給ふ

朝鮮内亂並朝鮮及び清國と談判和議の事

明治十七年十二月四日朝鮮政府の京城に於て郵政局開業の宴を開き郵政局總辦洪英植會主とあり外國の公使領事ならび自國の大臣等を招きけり時我が竹添辨理公使の不快感ありしを以て島村書記官之を赴く扱郵政局にての開會の祝宴將終らんとする時俄然騷擾し局後の近家火を放ち其雜沓紛れ刺客あつて閔泳翌を刺殺し其騷動大方ならせ皆僅し身を脱して逃れたり既して朝鮮王宮より中使邊燧を以て公使を王闕入て保護ありたき由を依頼す又續て内官柳存賢外一人馳來り國王より王宮護衛の事を依託する所の親書を齎し來て一刻も早く入闕あらんことを促すにぞ公使も今の猶豫すべからずとて護衛兵を引率して王宮に至る是れ午後十時頃ありき國王の竹添公使の至れるを見て大に喜び早速の來衛を謝せらるる時に國王、王妃、世子、世子の妃、大王妃等皆景佑宮に移坐ありて縉紳、内官、雜役女官等殿の内外に填充し其雜沓甚だし竹添公使の島村書記官、淺山顯藏等を從へ階下より立ち劍を揮て賤人の殿内に入入るを制したり斯く雜沓の有様にて奸凶を機察して國王

を安泰に護衛すること及難しとて村上中隊長其所置を獻じ急ぎ紛雜せる雜人を門外に出し女官の宮の北隅の一房に移し而して韓兵と我兵とを以て諸門を守り出入を嚴めしを以て喧嘩漸く定まれり翌五日に各國公使も入内して國王に謁見し其安泰を賀しければ國王にも各公使の厚誼を謝せられ談話數刻に及びけり

國王、王妃、世子等各殿御歸座ありて翌六日に大臣を除目行のれ午後三時頃に至て大政一新の詔勅を國內に下さんと左右議政に令を傳へ玉ふ時忽ち爆然として銃聲の響耳を驚かせり此時村上中隊長馳來り公使に向ひ見らるゝ如く清兵の第二の諸門内亂入し守衛の韓兵も或の清兵と相合し却て味方に發砲せり如何すべきやと問ふ公使答て我等の國王保護の爲め参りたるなれば國王を保護する丈の防禦の爲ざるべからずとありければ村上氏の承まそりぬとて大喝一聲打ての号令を發するや待設けたる我兵の得たりと烈しく應砲せし其猛勢又辟易し須臾して清韓の兵の右往左往散亂せり竹添公使の國王の御安否の如何且つ銃丸も多く飛來りければ急ぎ安全の地は御供仕るべしとて寢室に立入り見るに國王の何時の間にか逃れ玉ひけん御影だも見へされば公使の國王を踪跡し村上中隊長の兵を要所

み配り死力を盡して八方の敵を防ぎ既にして國王の後苑中の小丘の間ある小亭に潜み玉ふを見付半小隊の兵にてこれを護衛と然るも敵の大兵倍々迫り大小砲を連發し建列ねたる王宮も炎々と燃上り火光天を焦し其形狀實におそろし斯りし中にも國王の是非は大王妃の許お侍すべしと宣ふにより圍を突て出んとすれども韓兵頻りに我が兵を發砲し却て王の身も危険ありとて國王を韓兵の護衛に任ずること却て安全あらんと其旨を奏しければ國王の侍臣を從て後門より出給ふ是は於て我公使の國王護衛の事、全く畢れり是より我公使館に歸りて後進退を決せんと我が兵を纏め公使を中央に護りて後門より出で遮る敵を撃走らせ漸く午後八時に公使館にぞ歸られける

儲公使館に其後嚴重に守備を整へて敵兵の來襲を備へ又婦女童幼の手當をさし寸刻も油斷なく立廻りて夜を明し明れば七日の早天より暴徒群集し公使館の前後より吶喊して銃砲を發し瓦石を飛し大門を攻入んとせしと凡そ三回あれども皆撃て之を退く午後八時頃金宏集より一封の書を送り頗る我を敵視するの意を示せしかば公使の直に返書を認め且清國武官よりの來書に答ふる書を封入して之を我雇の朝鮮人を以て贈りたり○扱公使館中の諸

員の男女僕婢を合して三十餘人其他職工、兵員、難を避て來り集る者を合する時の一日の食米一石に上り食既盡んとす公使因て思ふやう徒に爰を餓死せんよりの仁川を引揚て我が政府の指揮を待べしと評議一決し時敵兵等の攻戰の備をさし日の暮るゝを待て公使館を襲撃し之を鑿殺せんと企て居るよし秘密の注進聞へければ公使のいよく意を決し令を館中へ傳へ機密の書類を燒き皆輕裝して公使館を出發す時十二月七日午後二時頃より安藤少尉先鋒とあり面高中尉、小谷少尉殿とあり村上隊長の竹添公使を護して前後を指揮し皆刀を帯び銃を携へ婦女童幼を護し大道より西門に向て發向を途中清韓の兵或の銃丸を飛ばし瓦石を投ること雨霰の如し我が兵皆撃て之を走らせ漸く西門に至れば門の鎖鑰を嚴にし門兵銃を手よして之を守る我先隊吶喊して其兵を撃走らし斧を以て門扉を破開し度々敵兵の尾撃を退け漸くして麻浦に至り後方を顧みれば黒煙天を衝き火光空を焦す是れ敵兵の我が公使館を燒くあり是より寒を忍び雪を冒し終夜步行して翌八日の午前七時に濟物浦の領事館に到着せり此騒乱中彼暴徒の爲に害にあふ者の磯林大尉を始めとして都合三十餘人あり

是に於て我が政府の參議外務卿井上馨を以て特派全權大使と爲して朝鮮國に遣はされ高嶋少將樺山少將之に隨行し十二月三十日の夜仁川港に著し當一月三日京城に入り六日朝鮮國王に謁見し七日に朝鮮全權大臣左議政金宏集と會して談判を開き數回反復論辨の末遂に盡く我が要求に應じたるを以て九日に其條約書を調印す其略は曰く朝鮮國王の謝罪並に謝禮の親翰を日本の天皇陛下に贈呈すべし曰く磯林大尉を殺害したる者を嚴刑に處すべし曰く日本人死者の遺族および負傷者を扶助する爲めならびに所有財産の損害を償ふ爲め金拾壹萬圓を支給すべし曰く日本公使館を新築すべし且其修繕増築の爲め金二萬圓を支辨すべし曰く日本兵營の地位を公使館に接近せしむべし是に於て大使の一行は十二日近江丸に搭して朝鮮を發し十九日横濱に歸艦せられ同日午後歸京參内ありて復命の趣を上奏せられ御感淺くらず大使以下一同へ宮中へ於て酒饌を賜ふ

是に於て日韓の事、穩に局を結べるが如しと雖も今回の變は清兵彼と相交り頗ぶる關係あるを以て清國よりも吳大澂氏清國の欽差として先づ朝鮮に來り朝鮮の國政に關與しありと雖も我國と談判すべき權利を有せざるを以て井上公使に吳大澂とい何等の談判にも

及べれず故に參議兼宮内卿伊藤博文を特派全權大使に任せられ陸軍少將野津道貫、海軍少將仁禮景範、海軍中佐黒岡帶刀、一等警視佐和正參事院議官井上毅以下數名之に隨行し別に參議兼農商務卿西郷從道に御用ありて清國へ遣はさるとして伊藤大使と俱に二月廿八日薩摩丸に搭して横濱を解纜せられ三月四日に天津に著し榎本公使と共に直に北京に進み總理衙門の諸大臣と面會して來意を述べ更み李鴻章總督の全權たる事を詳し其後四月三日再び天津に歸り夫より李鴻章總督と天津に於て談判を開き數回論辨の末遂に我が請求を讓與する所ありて兩全權は四月十八日を以て其條約書を調印す其略に曰く日清兩國の調印の日より四ヶ月の内に各々朝鮮駐在の兵を引揚げ朝鮮をして他國の武弁を選僱して其兵を教練せしめ將來若し朝鮮に出兵を要すること有る時の相互に前以て之を通知し其事定まらば即ち引揚ぐべしと因て該年六月中に兩國とも朝鮮の駐兵を撤回す伊藤大使の一行の使命を全ふして四月廿八日横濱に歸着し午後上京直に參内して日清談判の要領を復命せらるる天皇御感斜ならず大使以下一同へ酒饌を賜ふ

明治十八年以後二十年十二月までの政蹟

朝鮮の變以後天下最も泰平にして百事改良お就き駿々として日開明に進み〇十八年七月に三伏の炎熱をも厭はせ玉の車駕山口、廣島、岡山、兵庫の諸縣地方を御巡幸在せられ親ら民の疾苦を問ひせ給ひ尙も小松宮を御名代として滋賀縣京都大坂二府の水害を罹りたる地方を巡覽せしめられ八月恙なく御還幸あらせらる〇曩も專賣特許條例を制定し此年七月一日より施行せらる又十二月廿三日勅詔を以て内閣の組織を改革し給ひ内大臣並びに宮中顧問官を置かれ工部省、參事院、制度取調局、統計院を廢して新に遞信省を置れ伊藤伯爵を内閣總理大臣兼宮内大臣に任じ井上、山縣、松方、大山、西郷、山田、森、谷、榎本の諸公各省の大臣に任じ三條公に内大臣お移り川村、佐々木、福岡、寺嶋、佐野、山尾、の諸君の宮中顧問官お移り大木伯お出で元老院の議長おあられたり

〇明治十九年の始めに客月の大改革お從て専ら冗官を汰し冗員を省き各省官制通則を定め次で高等官以下官等俸給令を公布し諸省院地方官等の官制を定めらる、等大に舊様を一變せり〇一月廿四日有栖川一品親王殿下薨去せらる又勅令第三號を以て帝國大學令を定め隨て師範學校、小學校、中學校令及び諸學校通則を定めらる〇八月十一日登記法を定め

地所建物船舶等の賣買讓與質入等の皆登記所に登記を請ふの制とを又同時公證人規を公布す〇是年夏虎列刺病大流行て殊大阪東京からび其近傍の最も甚だしく且近年稀ある激烈の病勢おして爲めに死亡せし者甚だ多し又是年の末に長崎事件ありノルマント船の沈没あり畝傍艦の不着あり海陸ともお稍人心を悩ましめし事多し

明治二十年一月四日華族就學規則を改正す〇先帝孝明天皇の二十年祭を行はせ給はんと聖上皇后宮と二十五日東京を御發輦にて横濱より浪速艦お召して京都へ御幸おし給ひ皇太后宮の既に京都へ行啓あり近畿御巡幸の上二月廿四日東京へ還幸おし給へり〇二月八日長崎事件の局を結べり是より先去年八月十五日長崎港に碇泊せる清國の軍艦定遠、鎮遠、濟遠、成遠、ある四艘の乗組士官水兵數百名上陸し其内數名の廣馬場町お於て我が巡查お對し種々の侮辱を加へ遂に巡查福本富三郎お逼り其警棒を強奪せんとするや其近傍に在る清國人民の家屋より水兵五六十名突出し我が巡查三名を圍繞し刀劍棍棒を以て乱撃し或は瓦石を飛ばし遂に福本巡查を殺害し他の二名に創傷を負せ是より一場の騒闘となり彼數百名數組とありて或は警察所を圍み或は所々お乱妨し我が警部巡查も亦各地の派出所より馳來つて

之を鎮壓し互ひ死傷數名及べり是に於て長崎縣知事の直に清國領事お照會し檢事長の求
 刑書を領事の裁判廳へ出して其公平を求め東京よりの取調局長鳩山和夫御雇外國人デニッ
 ソン氏を派出し清國よりも揚樞とダランモンド氏等を派出し長崎知事領事と共に委員とあり
 て當日は事實を取調ぶと雖も兩國委員の所見相合ず空しく日月を費すのみ其後十二月に至
 り李鴻章總督其處理と清庭より命せられしとありて遂に委員會を解散し之を外交談判に移
 し清國全權公使と我が外務大臣との談判よりて公平の局を結べり其要領の双方にも其應
 審理し及懲罰すべきや否の俱に兩國司法官廳に於て各々自國の法律を照して公平に斟酌處
 辨せしめ互ひ其審理處辨に干豫せざるべしと因て右に關係の者の長崎裁判所におゐる精
 の審理を遂げ一名を重禁錮一年六月一名を同九月一名を同六月に一名を三月に一名
 を拘留三日お處し其罪を論せざる者四十三名おて全く處分の終結を告げたり○三月十九日
 所得税法を布告せられ凡そ人民の資産又の營業其他より生ずる所の得金高一ヶ年三百圓以
 上ある者の其等級お隨て百分の一以上を納む○四月東京の五新聞社首稱して義捐金をノル
 マントン遭難者の遺族に贈る是より先去年十月二十四日英國漁船ノルマントン號横濱出發

の際我國人おて之お乗船せし旅客男女二十五名ありしが紀州東牟婁郡勝浦村の沖にて暗礁
 お觸て沈没す其際外國人の皆小船に乗りて難を免ると雖も我が國人の一名も生を得し者お
 し黒田内務參事官より大坂商船會社の大龍丸に搭し横濱の潜水師を隨へて出張し數日にし
 て辛く沈船の所在を知るを得たりと雖も水底深くして其狀を審にするを得ず是に於て東
 京日々、報知、朝野、毎日、時事の五新聞社首稱とありて廣く義捐金を募りしは溺死の不幸を
 哀悼し其募りお應ずる者十餘萬人の夥しきお至り其金額一萬七千八百餘圓に達す因て一
 名に七百圓つゝを贈り剩餘の之を養育院、育兒院、感化院、同愛社、等へ寄附せり○五月四日
 叙位條例を公布せらる凡そ位の正一位より從八位お至る十六階として從四位以上の勅授と
 し宮内大臣之を奉し正五位以下の奏授とし宮内大臣之を宣す且從四位以上の爵お准して禮
 遇を享く即ち從一位の公爵、正二位の侯爵、從二位の伯爵、正從三位の子爵、正從四位の男爵
 に准ず尋で大隈重信、後藤象二郎、板垣退助、勝安房を華族に列し伯爵を授けられ森有禮、福
 羽美靜、田中不二麿、林友幸、岩下方平、青木周藏、吉田清成、杉孫七郎、渡邊昇、清岡清張、田
 中光顯、香川敬三、野村靖を華族に列し子爵を授けられる其後又植村正直、渡邊清、高崎五六

神山郡廉、楫取素彦、黒川通軌、小澤武雄、本田親雄、真木長義、山地元治、佐久間左馬太、赤松則良、野崎貞澄、滋野清彦、松浦淳藏、高崎正風、青山貞、井上良馨等も男爵を授けられ前後新陸せられたる新華族の十九伯四十三子十八男あり○五月十五日京都仁和寺村の御室御所炎上し莊嚴美麗を以て世々稱せられたる宸殿、靈明殿を始め諸廓庫裏とも大小合せて二十六棟灰燼お歸せり○同二十日學位令を定められ之を大博士、博士の二等とし法學、醫學、工學、文學、理學の五種とせられたり○同廿五日より大井憲太郎、小林樟雄、磯山清兵衛等五十人八人の國事犯の獄を大坂重罪裁判所の法廷に開かる初め大井、小林、磯山等の日本政府の組織を變更して責任宰相の政府と設立せんとの企望を懐きたるも明治十五年と同十七年の兩度朝鮮國民の我が國旗に恥辱を與へたるを憤るの餘り右三名の者首謀とあり朝鮮政府に立つ所の事大黨を殪し以て清國の干渉を絶んことを勉め日清韓三國の葛藤を生じ是より人心奮起し政府の多事お渉り求めずして政府の事を輿論論議以速く内事の改良を見るに至らんと或は其豫備を爲し或は兇器を携へて強盜を爲したる者等もあるも及びたるあり依て審問の末大井、林小、磯山の三氏を輕禁獄六年新井章吾、稻垣示、の兩人を輕禁獄五年お處し

其他長坂喜作の有期徒刑十二年山本與七の同く八年お處せらるゝ等罪の輕重およりて各々差あり○七月廿三日文官試験試補及び見習規則を公布せらる○同二十六日農商務大臣陸軍中將谷干城君に願に依りて大臣と免せられ宮中顧問官土方久元君其後任とあられたり蓋し谷君おの曩お意見書を差出されしも其説の採用おさを以て辭職せられしかりといふ○八月十九日の日蝕皆既するを以て之を觀測せんとして陸地又は海路にて其線内に赴く者甚はだ多く米國星學師トッド氏もわざ／＼我國を渡航し奥州白川の城跡へ觀測所を設けて之れを觀測せり同月三十一日皇子嘉仁親王儲君に立せ給ふ○九月十七日外務大臣井上馨君に宮中顧問官お任せられ内閣總理大臣伊藤博文君外務大臣を兼任せられ農商務大臣土方久元君宮内大臣に任せられ黒田清隆君内閣顧問より出て農商務大臣お任せられたり○十月十九日を以て敵傍艦いよく亡没乗員一同死失と見做され海軍大尉飯牟禮俊位、同大機關士森友彦六同上等兵曹市村松甫、新庄憲雄、同機關師佐藤專一郎、同船匠師網谷幸吉、同機關手古谷松次郎の葬式を行なひれたる此艦の曩お明治十七年佛國造船會社お注文し十九年八月に至りて落成を告げ其間凡そ二年餘の歲月を費して製造したる堅牢の軍艦もて三千八百馬力

を有し甲板の十九の大砲をも備へ魚形水雷發射管四門を具る最新の巡邏船にて其費用殆んど二百万圓に近しといふ蓋し此畝傍艦以上の日本人七名佛國人七十九名と共に十一月佛國を發し十二月三日に新嘉坡を發したるの電報ありしのみ其後所在分明あらざるを以て明治丸長門丸其他にて八方踪索すと雖も更も其行衛を知らず英佛の軍艦も亦好意を以て南洋に航し其踪索も助力すと雖も其踪索を得ず或の云ふ非常の暴風等にて沈没したるあらんものと十一月十日大坂府管轄の内大和國を割きて奈良縣を置れ元老院議官稅所篤縣令となる○同二十五日農商務省專賣特許局を廢し更に特許局を置き發明、商標、及び意匠に關する事務を掌らしめらる又此月造神宮使廳、稅關、海軍兵器製造所等を始め官制を改正せられ一者甚だ多し

島津久光公薨去並久光公の略傳

十二月六日前の左大臣從一位大勳位公爵島津久光公薨去久光公の薩摩宰相從三位島津齊興公の第三子なり文化十四年十月鹿兒嶋にて生れ初の名を普之進と稱し元服ありて又次郎忠教と名乗り島津家の一門ある重富家を相續して島津山城と申し後周防と改名せらる

安政五年薩摩守齊彬朝臣(公の兄)薨じて嗣を遺言して公の嫡子を養ふて嗣たらしむ即ち島津忠義公あり其頃忠義幼なるを以て公に齊彬朝臣の遺命よりて之を補佐し大に藩内の兵制を改革し武備を擴張す此時當りて外寇日よ迫り海内に議論紛起し國是定まらず公の專ばら意を國事を用ひ文久二年八月上京して朝廷を盡す所あらんとす此時諸浪士暴舉を謀り處々蜂起せんとみ公の内の勅を奉じて浪士を制止し暴舉これが爲ふ發せず朝廷大原重徳を勅使として關東を下し時政を釐革せしめんとと公事副として關東を下り勅命を以て一橋慶喜公を幕府の後見とあし松平大藏大輔慶永(春嶽)を總裁とあし内外の事を處置せしむ幕府の議論一致せずして輒く勅命を奉せず公にの時の老中板倉周防守以下に説く大義を以てし死を以て事を争ふ幕府終に勅命を奉ず公等勅命を終ひ江戸を發して西上の途に就けるに際し偶々生麥の變ありて其翌文久三年六月英艦七艘鹿兒島港に至り終に砲戰となる此時諸浪士等朝廷を迫るに攘夷の論を以てし囂々として止す公の一向に齊彬公の遺命を奉じ朝廷と幕府との間を調和して國是を定めんと欲す諸浪士等以て因循と爲と鹿兒島開戦の事あるに及んで士論初めて其因循をあらざるを知り朝廷も亦大に之を嘉稱し勅使を下し

て之を獲す既あして時勢大に變じ大政返上とあり伏見鳥羽の戦争となり關東征討の役とあり
 るあ至り公の終始帝室の爲は其偉業を翼賛ありしを以て朝廷も亦公に倚りて重を爲し明治
 元年四月官制を定めらるゝや公を以て議定職に補せられしが時よ公の病を鹿兒島に養ひ
 て上京するを得ざりし而して朝廷よりの特に勅使を下して公の上京を促されしを以て公
 の翌年三月病を押して上京せられしは寵遇を辱ふして參議兼左近衛權中將に任せられ從三
 位に叙せられたり

同年六月維新の戦功を賞して公を權大納言從二位に進められしが公の固辭して受けられざ
 りき同三年岩倉公も勅して聖意を諭させられ同四年九月は島津家賞典祿拾萬石の内にて五
 萬石を公に分ち以て分家を命せられ同時にお再び從二位の宣下ありければ公は是に於て始
 めて從二位に拜叙せられたり

其後明治六年十二月内閣顧問に任せられ同七年四月左大臣に任せられ一は其翌八年十月官
 を辭して鹿兒島に退隱し以て當世の志なきの意を示さる同十年鹿兒島の暴動の際して公の
 其間に在りと雖ども公の威望を憚りてや暴徒等も之を如何ともすること能はざりしは鹿兒島騷擾

の間は誰ありて公に無禮の振舞をせしもの一人も無かりしといふ

明治十二年六月に正二位に叙せられ同十四年七月勳一等に叙し旭日大綬章を授けられ同
 十七年七月偉勳より公爵を授けらる同十九年九月より瘡の病に罹り又熱病とされり朝廷
 みて同月公の位階を進めて從一位に叙せられ御慰問として堀川侍從并に岩佐侍醫を遣ひ
 され同十一月大勳位に叙せられ菊花大綬章を授け玉ひぬ久光公病中ながら座して此賜を拜
 し久光武門の生れ嶋津の末家も列したる身なるに維新の際微功あるに由り際りなきの天恩
 を忝なくし位人臣を極め寵光子孫に及ぶこと喜懼交々至りて謝し奉る所を知らせと拜謝せ
 られ十二月二日より更に大熱を發し六日午前一時を以て薨せらる年七十一歳あり因て三日
 間廢朝の御旨を仰出され國葬を賜り儀仗兵として熊本鎮臺より一大隊參着し十八日を以て
 島津家累代の墓地ある鹿兒島縣下池の上町福昌寺の山上に葬る○此月九日東京六六橋の一
 なる吾妻橋落成して開橋式を行ふ山縣内務大臣高崎東京府知事を始め府下關係の官吏數多
 出張して式を了へ衆庶の通行を許す此日大川の兩岸より淺草觀音へんの賑ひの實に近年よ
 見ざる盛況にて唯去る十三年府民が上野公園に臨幸を仰ぎ奉りたる時以來の群集ありとい

ふ此吾妻橋の去る十八年七月上旬の洪水よて流失したり然るに此橋の其下流なる四大橋を防ぐの關鑰を堅牢の鉄橋に架換ふべしとて其工費拾七萬圓を區部地方税より支出することを決し十八年一月工を起して二十年十二月全く成を告ぐ全橋の長さ四百八十八尺其幅の車道二十四尺左右の人道各々七尺五寸此大川中唯二個の橋脚ありて之に架す此橋脚の川底五十尺余の下より煉瓦と石とを以て積重ねたるものにて惣体の工費の拾三萬五千圓程かりといふ○同月二十五日勅令を以て保安條例を公布せらる其略に曰く朕惟ふに今の時に當り大政の進路を開通し臣民の幸福を保護する爲に妨害を除去し安寧を維持するの必要を認め茲に左の條例を裁可して之を公布せしむと凡そ秘密の結社又の集會を禁じ、屋外の集會又の群集の警察官よ於て必要と認むる時の之を禁することを得、皇居又の行在所を距る三里以内の地又住居又の寄留する者よして内乱を穩謀し又の教唆し又の治安を妨害するの虞ありと認むるときは警視總監又の地方長官の内務大臣の認可を経り日を限り退去を命じ三年以内同一の距離内よ出入するを禁するを得、等の箇條あり警視總監よ廿六日の夜より其實施に着手せられ夫れく手分して治安を妨害するの虞ありと見認められし人を拘立

し星亨、林有造、中島信行、島本伸道、尾崎行雄等と三年、片岡健吉、山本與彦、宮地茂春、竹内綱、中江篤介、吉田正春以下と二年半に山田泰造、和田稻積以下に二年或は一年間の退去と命じ一時横濱に退去せしもの二百五十余名の多きに及び其他地方に退去せしものも亦多しといふ○同二十八日新聞紙條例、出版條例、版權條例、脚本樂譜條例、寫真版權條例と公布せらる舊例に比すれば大に人民の便にして其權利と與へられたる所多し

明治二十一年以後の政蹟

廿一年一月三日勅令第一號と以て各種の勳章等級製式及び大勳位菊花章頸飾の製式と公布せらる其内、寶冠章は勳一等より五等に至る婦人の勳勞ある者に賜ふ、勳一等旭日桐花大綬章は旭日大綬章の上級とし、瑞寶章は勳一等より八等に至る勳勞ある者に賜ふ、大勳位菊花章頸飾は大勳位に叙せられし者に特別に之と賜ふ○同廿七日暹羅國との修好通商と批准せられ以後兩締約國間并に其臣民間に永遠無窮の平和親睦あるべし云々と○同二月一日内閣總理大臣兼臨時外務大臣伯爵伊藤博文君には兼官と免せられ正三位勳一等伯爵大隈重信君外務大臣に任せらる蓋し大隈君には曩に明治十四年十月官と辭してより爾來野に在

りて専ら改進黨事家等の首領なりと目せられしが爰に至て再び官に入られたり○同十七日大隈重信君には従二位に叙せられ井上毅君には従三位に叙せらる○同二十一日電信料及手數料納付の件と改正せられ四月一日より郵便切手と以て納むることせられり○同日富田鐵之助と日本銀行總裁に仰付られたり○三月八日式部職中に主事と主事補と置のれ長崎省吉と式部主事に任ぜられたり

福島縣磐梯山の破裂

明治二十一年の春は既に過ぎ去り夏も早や半ばに至りけるが日本天地の模様敢て異なることなく太陽は常に東より出で、西に入り唯だ暑しとのみ感じけるに茲に東北福島縣下若松の北方は七月十日前後より何となく天地朦々として常の霧と稍々異なるものあるに似たれば該地方の人心恟々として變事のなければ宜しと安さ心地もなく數日と経過しけるに果せる哉十五日に至り俄然天地鳴動しけるにぞ衆民素破事こそ起れと立ち騒ぐ間も荒々の小磐梯の頂が破裂し大小の巖石土塊と吹き飛ばし天地晦冥乾坤暗黒咫尺と辨せず人畜草木の嫌ひなく田畑家屋皆な數丈の土中に埋没したる其様は繪に書たる地獄の責めは愚の怖ろしな

と云ふ斗りなし斯くて數日間猶ほ天地朦朧として鳴動して止まざりければ遺民復た再び破裂の災害に遇はんのと恐懼の間に日と送りけるうち漸くにして鳴動も止み霧も立ち上りける程に茲も復た再び赫灼たる天日と觀るに至れり其狀恰も彼の天の巖戸の祭事に似たるものあり是に於て土石と起して死斃と搜索するに憐れなる慘狀と呈して露はれ出づる者共幾百千人なると知らず全國之と聞て悲み哀れみ義捐金東西南北より集るもの數千萬圓に及びり蓋し近來稀有の地異なり

明治二十二年の政蹟並條約改正論

明治二十二年一月十一日には天皇陛下豫て當日の嘉辰とトして赤坂假皇居より千代田の新皇居に御移轉あらせ給へり蓋し明治六年舊皇居炎上以來天皇陛下には赤坂假皇居お住はせ給ひ爾來國事多端に際し御造營の舉も或は中止遷延せしも此に至りて漸く落成と告げ以て盛轉せられたるなり○明治二十二年は前途希望の年なり何ぞや回顧すれば明治十四年十月と以て來る明治二十三年と以て國會と開設せらるべき旨の詔勅と發し給ひ明治二十二年二月十一日紀元節の吉日と撰び將さに帝國憲法と發布せられんとするの由し前以て知られ

たれば一月よりして日本四千萬の人民皆な一日千秋の思ひとなして其二月十一日の來るとぞ待ちにける既にして二月十一日となるや全國到る處皆な華美と盡して其發布式の祭事と行へり是れ實に日本天地開闢以來未曾有の一大盛事なり尋で同日法律第二號と以て議院法と發せられ又同日法律第三號と以て衆議院議員選舉法と布られ又同日法律第四號と以て會計法と發せられたり又同日勅令第拾壹號と以て貴族院令と發せられ又同日勅令第拾貳號と以て大赦と行はれたり是れ維新以來特筆大書すべきの寛政恩典なり但し此大赦と以て放たれたる犯罪人は國事犯、保安條例、集會條例、出版條例、新聞紙條例、爆發藥取締罰則違犯人等に係はる其餘一般普通の罪人は此大赦の惠に與らざるものなり蓋し至當の意趣なり噺々明治二十二年二月十一日は是れ如何なる吉日ぞや百の善法良律此日に幅湊せるに茲に獨り惜むべきは時の文部大臣子爵森有禮氏なり氏は此空前絶後とも云ふべき大祭日に當り刺客西野文太郎の爲めに刺殺せられぬ我が明治政府の大臣中充分泰西的學術の空氣と以て養成せられたる者維新以來氏の外殆んど有る無し然ると此日にして此人の殺害に逢ふ吾人亦鶴嘆大息に堪へざるなり蓋し森大臣嘗て伊勢大廟に詣りし時神廟に對して不敬の所爲ありたりと云ふに根するものにして右は祖宗の神靈と汚瀆するものなりとして大に之と憤怒し事此に及びしものなる由し迷信の凝り固るも亦怖るべし〇四五月の交日米條約の改正談判成り爾後魯獨二國に對する改正談判も亦成れり是に於て國論鼎沸し中止斷行の兩派利害と相争ふて其底止する所と知らず初め大隈外務大臣の改正談判に着手するや強硬主義と執り國別談判に出で秘密政略と旨とし着々改正と斷行し來りしに事忽ち外國新聞の報道する所となり本邦人始めて之と知り愕然一驚と喫し其國是と誤るものとし中止と唱ふる者騒然朝野に喧すくして其間改進黨の一派斷行説と唱ひ甲論乙駁此に時日と過しけるうち其條約改正の問題既に廟議に上り中止斷行將さに執れる其一方針と決せんとするの場合に臨み外務大臣伯爵大隈重信氏には意外にも兇徒久留島恒喜の爲めに狙撃せられて傷けられぬ幸ひにして命と落す程に至らずと雖ども何に致せ大負傷にして片足と斷れたれば之れが爲め敵も味方も朝野愕然喫驚せり是れ實に十月十八日なり是に於て彼の燃え揚りし條約改正論も中止ともつゝ又斷行ともつゝす存存月日と經過しけるが其勢ひ先づ中止の姿とぞなりにける〇大隈伯爵遭難の後ち時の總理大臣伯爵黒田清隆氏は其職と辭し其總理大臣の席位は姑

たれば一月よりして日本四千萬の人民皆な一日千秋の思ひとなして其二月十一日の來るとぞ待ちにける既にして二月十一日となるや全國到る處皆な華美と盡して其發布式の祭事と行へり是れ實に日本天地開闢以來未曾有の一大盛事なり尋で同日法律第二號と以て議院法と發せられ又同日法律第三號と以て衆議院議員選舉法と布られ又同日法律第四號と以て會計法と發せられたり又同日勅令第拾壹號と以て貴族院令と發せられ又同日勅令第拾貳號と以て大赦と行はれたり是れ維新以來特筆大書すべきの寛政恩典なり但し此大赦と以て放たれたる犯罪人は國事犯、保安條例、集會條例、出版條例、新聞紙條例、爆發藥取締罰則違犯人等に係はる其餘一般普通の罪人は此大赦の惠に與らざるものなり蓋し至當の意趣なり噺々明治二十二年二月十一日は是れ如何なる吉日ぞや百の善法良律此日に幅湊せるに茲に獨り惜むべきは時の文部大臣子爵森有禮氏なり氏は此空前絶後とも云ふべき大祭日に當り刺客西野文太郎の爲めに刺殺せられぬ我が明治政府の大臣中充分泰西的學術の空氣と以て養成せられたる者維新以來氏の外殆んど有る無し然ると此日にして此人の殺害に逢ふ吾人亦鶴嘆大息に堪へざるなり蓋し森大臣嘗て伊勢大廟に詣りし時神廟に對して不敬の所爲ありたりと云ふに根するものにして右は祖宗の神靈と汚瀆するものなりとして大に之と憤怒し事此に及びしものなる由し迷信の凝り固るも亦怖るべし〇四五月の交日米條約の改正談判成り爾後魯獨二國に對する改正談判も亦成れり是に於て國論鼎沸し中止斷行の兩派利害と相争ふて其底止する所と知らず初め大隈外務大臣の改正談判に着手するや強硬主義と執り國別談判に出で秘密政略と旨とし着々改正と斷行し來りしに事忽ち外國新聞の報道する所となり本邦人始めて之と知り愕然一驚と喫し其國是と誤るものとし中止と唱ふる者騒然朝野に喧すくして其間改進黨の一派斷行説と唱ひ甲論乙駁此に時日と過しけるうち其條約改正の問題既に廟議に上り中止斷行將さに執れる其一方針と決せんとするの場合に臨み外務大臣伯爵大隈重信氏には意外にも兇徒久留島恒喜の爲めに狙撃せられて傷けられぬ幸ひにして命と落す程に至らずと雖ども何に致せ大負傷にして片足と斷れたれば之れが爲め敵も味方も朝野愕然喫驚せり是れ實に十月十八日なり是に於て彼の燃え揚りし條約改正論も中止ともつゝ又斷行ともつゝす存存月日と經過しけるが其勢ひ先づ中止の姿とぞなりにける〇大隈伯爵遭難の後ち時の總理大臣伯爵黒田清隆氏は其職と辭し其總理大臣の席位は姑

らく空位になり居りしが後ち伯爵山縣有朋氏之れに更りて總理大臣の椅子に就けり黒田伯の總理大臣の職と辭するや伯爵伊藤博文氏亦尋で樞密院議長と辭して宮中顧問官に轉任せり ○十一月三日天長節の佳辰と以つて明宮嘉仁親王殿下と皇太子に立たせられ給へり

關國の天變地異

廣き關國全州各縣の間には年々多少天變地異のなきはなしと雖ども明治二十二年の如きは殊に甚だしく近年稀れなる天變地異なり即ち七月三十一日には九州に大地震ありて熊本其衝に當り家屋と潰壞し人畜と死傷し耕宅地と損害し山と崩し大地と決裂するもの擧げて數ふべからず次で筑後川の洪水は福岡縣下三十一郡と浸して耕宅地と流失すること最も甚だしく爲めに其救助と受くる者七萬三千六百九十四人の多さに上れり亞で又八月十九日の暴風雨には和歌山、奈良の二縣著大の災害と被り災餘の貧民は終に北海道移住の止むべからざるに至れり後ち又九月十一日の暴風雨には瘡痍未だ癒むざる和歌山、奈良の二縣復た再ひ其害と被りたるが此時に於ては愛知、宮城、兵庫等の諸縣亦多く其害と被れり此等のもの

主たる原因となり以て爾來米價と始め諸物價騰貴し殊に米價の如きは平年に比すれば一倍以上の騰貴と來すむ至り細民竈の煙り將さに絶ゆるなどしたるは實に酸鼻の至りなり嗚呼亦傷ましい哉

明治二十三年以後の政蹟 並國會開設

明治二十三年は是れ日本全國四千萬の人民が十年來大旱の雲霓霖雨の日光として待ちに待ちたる年にして日本開關以來未曾有の帝國議會發會の期なれば人々皆な喜悅の眉と開きて二十三年の新春と迎へけるが總ての事皆な下半期に屬すれば上半期は別段是れぞと云ふ程の記すへき事もなきに似たれとも此上半期は最も緊要の時日にして將さに來らんとする議員選舉の期日に先ち候補の競争の日子として苟も天晴帝國議會の初舞臺に登りて其伎倆と顯はさんと欲する者は皆な候補者として乘名出で其間蘇秦張儀的の權謀術數至らざる所なく或は筆と以て或は舌と以て戦ひければ三百の中原の鹿は果して誰れくの手に落つると

知らず人々として腦中種々なる想像と畫が、しめ唯だ七月一日の來り以て玉手箱の蓋と取るとぞ待ちにける○三月二十七日民法、民事訴訟法、商法と發布せられ後又十月六日從來の治罪法と改稱して刑事訴訟法とし多少改正する所あり又同日民法財産取得篇續篇、民法人事篇と發布せらるる是に於て我邦も亦漸く將さに秩序的整頓完尾の法律と以て治められんとするの緒に就けり是れ吾人の權利義務と明らかにするものにして紛如たる爭論も亦將さに竹と破るが如くならんとす○三月二十五日第三回内國勸業博覽會の開院式と舉行し尋で四月一日より向ふ百日間庶民の縦覽に供したり爲めに冥々の間に衆民の智識と開ける其功益亦大なるべし○七月一日は豫て前知せられたる衆議院議員選舉の當日にして衆民皆な手に汗と握りつゝ、其結果とぞ待ちにける待てば長き一日の光陰も過ぎ去りて二日となり又三日となり追々新聞紙上に報道せらるる、日本全國三府四十餘縣各區の選出議員三百人の人名左の如し

衆議院議長 中島信行
 副議長 津田眞道
 書記官長 曾根荒助

縣府		納稅	職身	業分	姓	名	年
東	三	士、從三、勳二	楠本	正隆	三	三	三
	二	士、正六、勳四、會社社長	谷元	道之	三	三	三
	一	平、代官人	風間	信吉	三	三	三
	一	平、商	藤田	茂吉	三	三	三
	二	士、從七	太田	實三	三	三	三
	三	平、代官人	高梨	哲四郎	三	三	三
	五	士、代官人	大谷木	備一郎	三	三	三
	一、二、四	士、從三、勳二	津田	眞道	三	三	三
	一	士、農	芳野	世經	三	三	三
	二、五	士、銀行	森時之助	三	三	三	三
一	九	士、農	淺香	克孝	三	三	三
六	平、農	高木	正年	三	三	三	三
京	一	士、銀行頭取	濱岡	光哲	三	三	三
	二	平、商	中村	榮助	三	三	三
	三	平、農	松野	新九郎	三	三	三
	一	士、農	伊藤	熊夫	三	三	三
	一、〇	平、農	田中	源太郎	三	三	三
	三	平、農	石原	半右衛門	三	三	三
	一	七	平、會社社長	神輿	知常	三	三
	三	平、商	栗谷	品三	三	三	三
	四	平、會社員	豊田	文三郎	三	三	三
	四	平、商	浮田	桂造	三	三	三
大	一	七	士、新聞社員	中江	篤介	三	三
	二	〇	士、農	佐々木	政行	三	三

滋	梨山	岡	靜	知
四士、無職	三六全	二五平、農	二〇全	一五士、商
三平、正八、農	二四全	二五平、農	一九平、農	二五平、農
五平、正六、 學校主	二六全	二五平、農	一八平、農	二五平、農
山崎友親	古屋專藏	江原素六	西尾傳藏	井上彦左衛門
杉浦重剛	田邊有榮	依田佐二平	岡田兼吉	加藤六藏
大東義徹	八卷九萬	近藤準平	岡田良一郎	美濃部貞亮
野	長	阜	岐	賀
二六平、無職	三三平、農	二〇全	二〇全	七平、正七、市參 事會員
六平、無職、從六	三三平、農	二〇全	二〇全	三士、銀行役員
伊藤大八	江橋厚	小坂善之助	清水粂藏	伊庭貞剛
中村彌六	小里賴永	島津忠貞	吉田耕平	相馬永胤
箕輪鼎	江橋厚	堀內賢郎	矢野才治	天野若圓
三平、農	三三士、無職	二〇平、正八、農	長尾四郎左衛門	林小一郎
三平、農	三三士、無職	二〇平、正八、農	長尾四郎左衛門	中村信夫
三平、農	三三士、無職	二〇平、正八、農	長尾四郎左衛門	中村信夫
三平、農	三三士、無職	二〇平、正八、農	長尾四郎左衛門	中村信夫

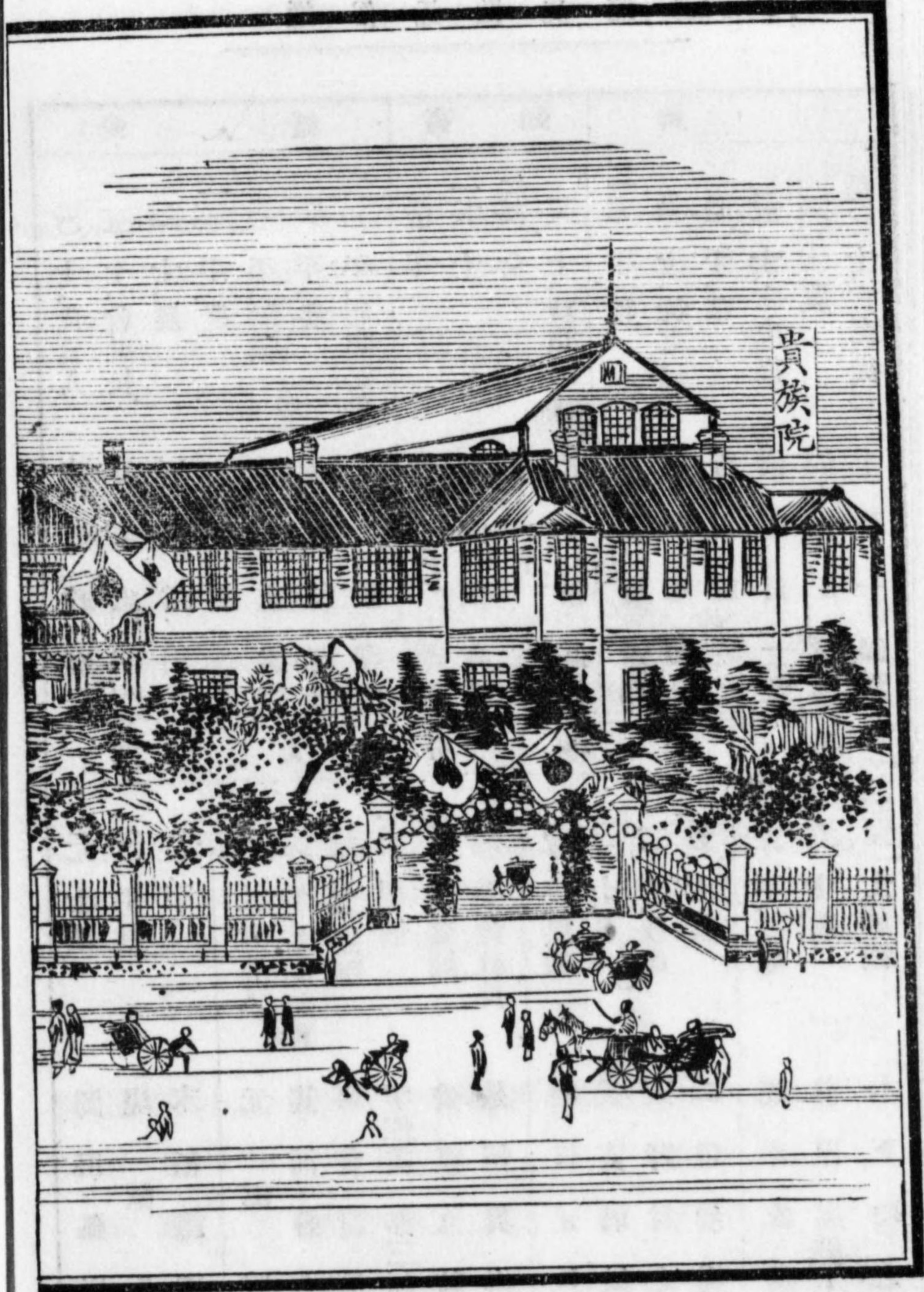
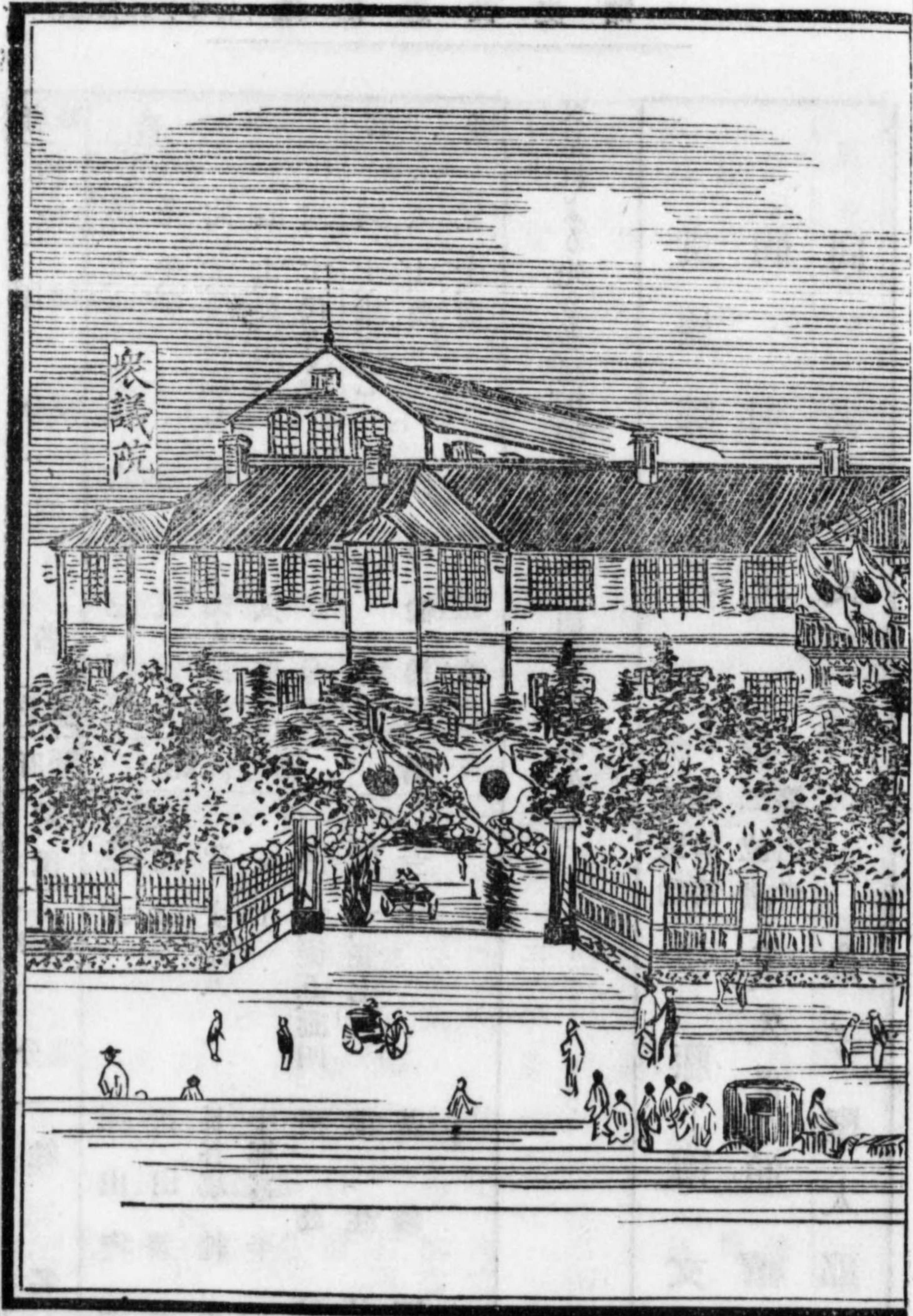
長	奈	木	朽	城	茨	縣府
三平、商	二〇全	三全	二六平、農	二七平、商	二五平、非職縣屬	納稅
本間直元	堀内忠司	鹽田與造	岩崎万次郎	關口八兵衛	飯村丈三郎	職身
二〇全	二〇全	三全	二六平、農	二七平、商	飯村丈三郎	業分
今村勤三	堀内忠司	鹽田與造	岩崎万次郎	關口八兵衛	飯村丈三郎	姓
今井磯一郎	堀内忠司	鹽田與造	岩崎万次郎	關口八兵衛	飯村丈三郎	名
今井磯一郎	堀内忠司	鹽田與造	岩崎万次郎	關口八兵衛	飯村丈三郎	年
賀	重	三	愛	重	三	縣府
二六全	二五平、農	二〇全	二五平、農	二五平、農	二五平、農	納稅
早川龍介	端山忠左衛門	青森英二	宮田慎一郎	堀部勝四郎	堀部勝四郎	職身
二〇全	二五平、農	二〇全	二五平、農	二五平、農	二五平、農	業分
早川龍介	端山忠左衛門	青森英二	宮田慎一郎	堀部勝四郎	堀部勝四郎	姓
早川龍介	端山忠左衛門	青森英二	宮田慎一郎	堀部勝四郎	堀部勝四郎	名
早川龍介	端山忠左衛門	青森英二	宮田慎一郎	堀部勝四郎	堀部勝四郎	年

縣府		宮	城	福	島	岩
納稅	職身	三士、農、從五	三平、農	三平、農	三平、農	三平、農
業分	業分	增田繁幸	佐藤忠望	安部井磐根	河野廣中	鈴木萬次郎
姓	姓	傳二郎	遠藤温	佐藤忠望	河野廣中	鈴木萬次郎
名	名	信介	孫十郎	磐根	廣中	萬次郎
年	年	三	三	三	三	三

縣府		福	井	石	川	富	山	鳥
納稅	職身	三平、農	三平、農	三平、農	三平、農	三平、農	三平、農	三平、農
業分	業分	青山庄兵衛	永田定右衛門	松田吉三郎	遠藤秀景	相川久太郎	淺野順平	神野良
姓	姓	杉田定一	藤田孫平	松田吉三郎	遠藤秀景	相川久太郎	淺野順平	神野良
名	名	一	平	三	三	三	三	三
年	年	三	三	三	三	三	三	三

縣府		手	青	森	山	形	秋	田
納稅	職身	七平、工業	九士、無職	三士、農	三士、農	三士、農	三士、農	三士、農
業分	業分	大江卓	奈須川光	工藤行幹	神喜洋芽	菊池九郎	宮城浩藏	佐藤里治
姓	姓	卓	光	行幹	喜洋芽	九郎	浩藏	里治
名	名	卓	光	行幹	喜洋芽	九郎	浩藏	里治
年	年	三	三	三	三	三	三	三

縣府		取	島	根	岡	山
納稅	職身	八士、無職	一六六平、無職	一四七士、農	五士	五士
業分	業分	山瀬幸人	岡崎運兵衛	菅了法	高橋久次郎	佐々木善右衛門
姓	姓	幸人	運兵衛	了法	久次郎	善右衛門
名	名	幸人	運兵衛	了法	久次郎	善右衛門
年	年	三	三	三	三	三



縣府	納稅	職身	業分	姓	名	年
府	二〇士、正六、無職			古莊	嘉門五	
鹿	五平、農			紫藤	寬治五	
兒	九士、鑛山、從七			岡	次郎太郎三	
嶋	七士、農、正六			山田	武甫六	
崎	六士、農、從七			松山	守善三	
宮	六士、雜、從七			川越	進三	
崎	六士、農			安田	愉逸三	
崎	一〇士、商			三宅	正意三	
府	三士			樺山	資美三	
鹿	三全			折田	兼至三	
兒	七士、正八			長谷場	純孝三	
嶋	五士			宇都宮	平一三	
崎	四士、從五、勳四			河島	醇四	
崎	四士、正七			浦生	仙三	
崎	三士			基俊	良三	

又是れより先き多額納稅者貴族院議員姓名左の如し

貴族院議長 從二位勳一等伯 伊藤博文
 副議長 從二位勳一等伯爵 東久世通禧
 書記官長 金子堅太郎

貫屬	納稅	職身	業分	姓	名	年
鹿兒島	二六二	從五、男、學校長		島津	珍彦三	
佐賀	九七	從五、士、農		原	忠順五	
長崎	四九	正六、士、農		諫早	一學三	
宮城	六九七	從六、士、商		金須	松三郎四	
東京	一、一八四	從六、平、商		渡邊	治右衛門四	
兵庫	一、一五七	從六、平、工		川崎	正造四	
岡	五、八五	從六、士、農		野崎	武吉郎三	
滋賀	一、二九	從七、平、商		下郷	傳平四	
富山	一、九一	從七、平、商		馬場	道久三	
山梨	三、九七	平、商		若尾	逸平三	
愛知	八四九	平、農		蟹江	史郎四	
靜岡	一、七六	平、農		宮崎	總五三	
青森	一、一七	平、商		野村	治三郎三	
山形	一、〇五	全		長谷川	直則五	
和歌山	五二	平、農		前田	謙祐五	
徳島	二、三三	平、商		三木	與吉郎五	
神奈川	四六六	平、農		梅原	脩平五	
廣島	一、一五	全		澤原	爲綱五	
大坂	一、〇五	全		久保田	眞吾五	
福井	八三	士、農		山田	穰四	
三重	六四	平、商		林	宗右衛門四	
大分	一、三八	平、農		水之江	浩四	
秋田	四、九三	全		池田	甚之助四	
新潟	二、三三	全		市島	徳次郎四	
京都	四三	平、商		吉田	三右衛門四	
埼玉	一、三九	平、農		關口	彌五三	
岩手	一、六	士、農		工藤	寬得三	
福岡	八七	全		鹿毛	信盛四	
島根	三、二六	平、鑛		田部	長右衛門四	
熊本	一、四	士、商		井上	典太四	
愛媛	七三	平、農		村上	桂策四	
長野	一、〇五	全		山田	莊左衛門四	

侯		爵		公	
東 京 府 知 事 香 動 三	侍 從 長 正 二	陸 軍 中 兵 步 尉 正 四	陸 軍 中 兵 步 尉 正 四	陸 軍 中 兵 步 尉 正 四	陸 軍 中 兵 步 尉 正 四
久 我 通 久 吾	德 大 寺 實 則 五	德 川 家 達 二	德 川 家 達 二	德 川 家 達 二	德 川 家 達 二
廣 幡 忠 禮 六	醒 大 寺 實 則 五	德 川 家 達 二	德 川 家 達 二	德 川 家 達 二	德 川 家 達 二
東 京 府 知 事 香 動 三	侍 從 長 正 二	陸 軍 中 兵 步 尉 正 四	陸 軍 中 兵 步 尉 正 四	陸 軍 中 兵 步 尉 正 四	陸 軍 中 兵 步 尉 正 四
久 我 通 久 吾	德 大 寺 實 則 五	德 川 家 達 二	德 川 家 達 二	德 川 家 達 二	德 川 家 達 二
廣 幡 忠 禮 六	醒 大 寺 實 則 五	德 川 家 達 二	德 川 家 達 二	德 川 家 達 二	德 川 家 達 二

又是れより後ち五爵貴族議院議員姓名左の如し

官	職	位	勳	姓	名	年
皇	陸軍大將	大勳位	有栖川宮	熾仁親王	五	二
皇	陸軍大將	大勳位	山階宮	晃親王	五	二
皇	陸軍大將	大勳位	小松宮	彰仁親王	五	二
皇	陸軍大將	大勳位	伏見宮	貞愛親王	五	二
皇	陸軍大將	大勳位	久邇宮	朝彥親王	五	二
皇	陸軍大將	大勳位	久邇宮	邦憲親王	五	二

貫屬	納稅	身分	姓	名	年
鳥取	一、八九平	商	桑田	清十郎	三
群馬	一、三九平	農	櫻井	伊兵衛	三
茨城	六〇八平	農	山崎	慎三	三
奈良	四七〇平	雜	中村	雅真	三
石川	八〇〇平	農	岡野	是保	三
福島	六〇〇平	商	角田	林兵衛	三
岐阜	二、一〇〇平	商	渡邊	甚吉	三

官	職	位	勳	姓	名	年
族	陸軍少將	全	北白川宮	能久親王	四	二
族	陸軍少將	全	有栖川宮	成仁親王	二	九
族	陸軍少將	全	閑院宮	載仁親王	二	六
族	陸軍少將	全	小松宮	依仁親王	二	四
族	陸軍少將	全	久邇宮	邦憲親王	二	四

貫屬	納稅	身分	姓	名	年
高知	九七士	商	島内	武重	三
香川	一、三〇平	商	鈴木	傳五郎	三
新木	六四〇平	農	菊池	三郎	三
山口	四〇九全	農	瀧口	吉良	三
千葉	六七全	農	五十嵐	敬止	三
宮崎	六三三平	商	小田	清兵衛	三

子												
全	全	全	全	全	正五	全	全	全	全	全	全	全
九	日	唐	久	竹	仙	細	岡	立	島	津	河	由
鬼	野	橋	世	內	石	川	部	花	津	輕	鱒	利
隆	西	在	通	惟	政	興	長	種	忠	承	實	公
義	光	世	章	忠	固	貫	職	恭	亮	叔	文	正
五	三	元	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

爵												
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
佐	鍋	秋	酒	大	山	加	柳	青	松	米	堀	一
竹	島	田	井	久	口	納	澤	山	平	津	平	柳
義	直	映	忠	忠	弘	久	光	幸	信	政	乘	末
理	虎	季	彰	順	達	宜	邦	宜	正	敏	承	德
三	三	元	元	三	三	三	三	三	三	三	三	三

爵												
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
壬	青	谷	長	立	廣	中	小	清	大	上	正	冷
生	木	干	谷	花	橋	川	笠	棲	原	杉	親	泉
基	周	干	信	寬	賢	久	忠	家	重	茂	實	為
修	藏	城	篤	治	光	成	忱	教	朝	憲	正	範
五	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

爵												
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
五	田	清	井	海	伊	伊	三	林	河	黑	宍	岩
條	中	岡	上	江	東	集	浦	友	田	田	戶	下
爲	光	公	上	田	祐	院	梧	友	景	清	平	方
榮	顯	張	勝	信	磨	兼	樓	幸	與	綱	璣	平
究	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

官 職 位 動 姓 名 年 齡

官 職 位 動 姓 名 年 齡

官職	位動	身分	姓名	年齢
檢事總長	全	士	三好退藏	〇
錦鷄	正四 動四	士	岩崎彌之助	〇
全	動三	士	田中芳男	五
軍醫總監	從四 動二	士	安藤則命	三
錦雞、陸少將	全	士	松本順亮	五
衛生局長	全	士	藤村紫朗	〇
學校長	從四	士	國司順正	〇
宮中顧問	從四 動三	士	長與專齋	五
錦鷄	全	平	中村正直	五
全	全	士	西村茂樹	五
軍醫總監	全	士	渡村正元	五
陸少將	全	士	村田保兜	〇
陸少將	全	士	山橋本綱	〇
陸少將	全	士	沖山川浩	〇
非職元議官	從四	士	森岡昌純	五
會社社長	從四 動三	士	森岡昌純	五
銀行頭取	從四	平	澁澤榮一	五
大學教授	從四	士	重野安繹	五
樞密官	從四	平	伊東巳代治	三
記官	從四	士	川田綱	〇
諸陵頭	從四	士	濱尾新	〇
專問	從四	士	濱尾新	〇
內務局長	全	士	周布公平	〇
記官	全	士	木梨精一郎	〇
步兵中佐	從四	士	前田正名	〇
非職元議官	從四	士	金子堅太郎	〇
貴族院書記官	從四	士	丸山作樂	五
非職元議官	從四	平	平田東助	〇
法制局部長	從四	全	今村和郎	〇
全	從四	士	陸少將	〇
陸少將	從四	士	村田經芳	五
會社社長	正五	士	奈良原繁	五
日本銀行	全	士	富田鐵之助	五
總務	全	士	川田小一郎	五

勅	任
文科大學長	工科大學長
從五士	正六士
外山正一	古市公威
理料大學長	大學教授
從五平	動六平
菊池大麓	小中村清矩
大學教授	正六士
正六士	小幡篤次郎
穂積陳重	〇
判事	塾長
正六士	〇
堀真五郎	〇

此の如く貴族衆議兩院の議員既に撰定済と告げられたれば其當選議員は得々として満足の色あるも後の無数の失敗者は快々として樂ます斯くて此悲喜相別る、活劇も演了りて後には人々皆な唯だ議員召集の日とそ待らにける然れとも其間政社法の強硬主義と執れるが爲め各政黨の間に大影響と及ぼし其分合の變動甚だしく終に自由黨、愛國公黨、大同團結の人々大半相一致して立憲自由黨なるものと組織するに至れり其間或は大成會の成るあり或は國民自由黨の樹立ありと雖ども獨り改進黨は依然として舊の體面と持續せり是れ昨年條約改正論の影響と被れるものにして其結果妙ならざるに由れり〇十一月二十五日議員と召集す後ち數日衆議院の議長副議長と選舉せるに議長には中島信行氏其選に當り副議長には津田眞道氏其選に當れり是れより先き貴族院議長には伊藤博文氏勅選せられたり〇同二十九

日開院式と舉行し休日と經て愈々日本天地破天荒の議事に取り掛り爾來引き續きて熟議討論今日に至れり日本の近世史は嘉永五年米使ペルリ！相州浦賀に渡來せし時より明治維新までと以て第一期とし又其明治維新より國會開設の今日までと以て第二期とし又國會開設の今日より以後蓋し十九世紀の終り二十世紀の始めまでと以て第三期とす去れば明治二十三年は日本近世史の一大段落と謂ふべし故に編者も亦一たび此に近世史の局と結ぶと云爾

繪本 通俗近世史略終

明治二十年四月廿六日版權免許
同 廿一年四月十六日印刷出版
同 廿四年一月十日印刷
同 廿四年二月十八日增補出版

原著者

東京府平民

青木輔清

日本橋區濱町二丁目拾一番地

增補者

三好守雄

淺草區左衛門町壹番地

發行者

大川錠吉

淺草區三好町七番地

印刷者

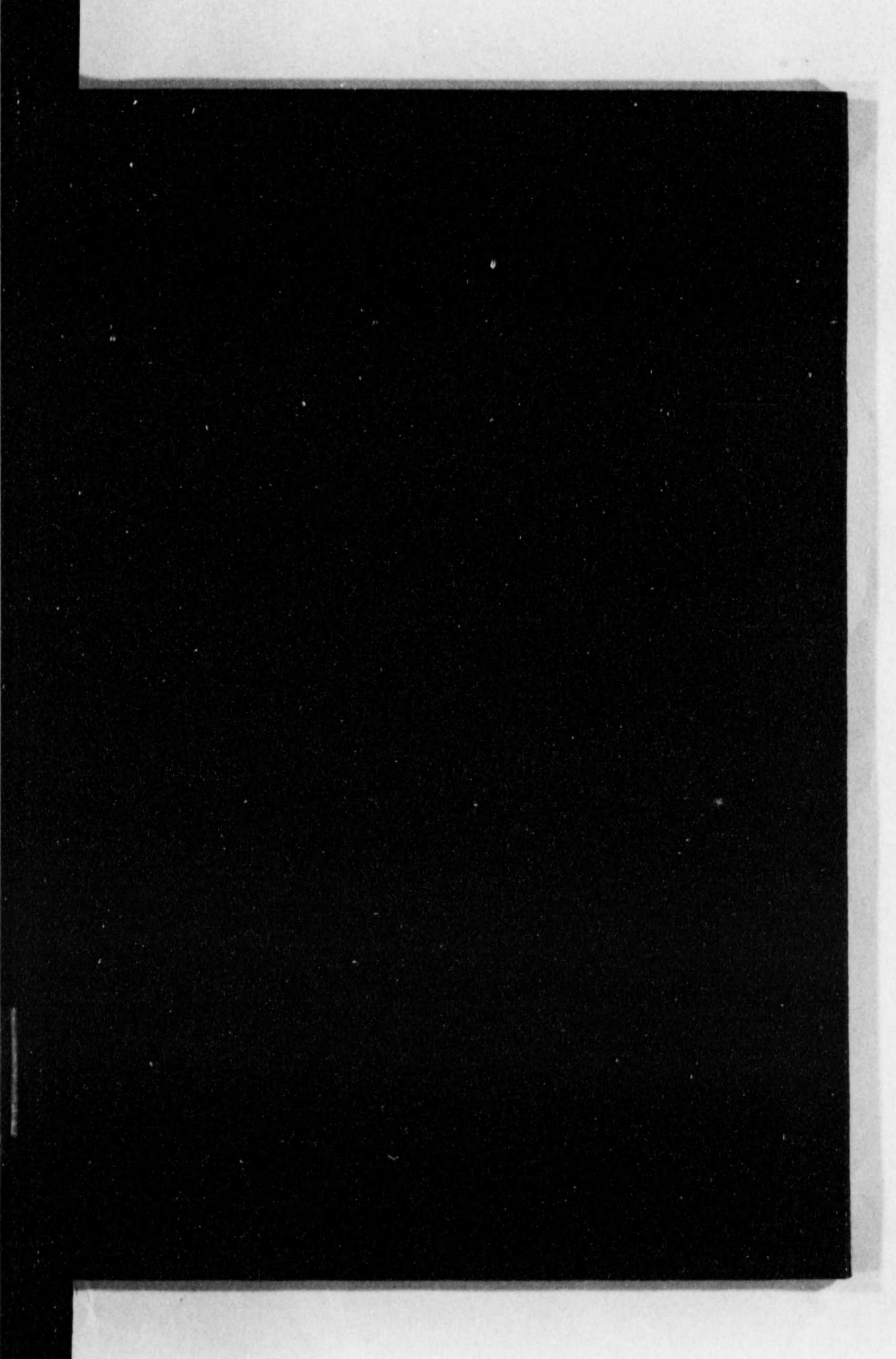
松本秋齋

本郷區湯島一丁目十三番地



版權所有





210.6
A585t
M

001947-000-4

210.6-A585tM

通俗近世史略

三好 守雄/補

M24

ACB-4939



